佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観

文化的景観保存活用計画

佐　渡　市

佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観

文化的景観保存活用計画

佐　渡　市

序

佐渡市の西三川地区には、平安時代に遡る佐渡最古の金山として知られる西三川砂金山が所在し、かつての砂金採掘跡や大流しと呼ばれる砂金採掘技術による水路跡や堤跡、佐渡奉行所から派遣された役人の役宅跡などの鉱山関連遺跡のほかに、鉱山の繁栄と安全を願って建立された大山祇神社、阿弥陀堂といった信仰施設が残されています。

また、この地区では明治５年の砂金山閉山後も、鉱山労働者であった住民がこの地にとどまり、鉱業から農業へと生活の手段を変えながら今日まで集落を存続させてきました。その土地利用の変遷や歴史、地形が確認できる、全国的にみても類例の少ない貴重な文化的景観が残されています。

この度改訂されることとなった保存活用計画が、文化的景観の保全だけでなく、郷土の歴史教育や地域活動に広く活用されることを願うとともに、文化財に対するより一層の関心と理解を深めるための契機となれば幸いです。

最後に、本書の編集にあたり、ご指導とご協力を賜りました関係各位の方々に対して厚くお礼申し上げます。

令和５年６月

佐渡市長　渡　辺　竜　五

例　　言

1. 本書は、佐渡市西三川地区内に所在する「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」を対象とした保存活用計画書である。

2. 本書は、重要文化的景観の計画対象範囲拡大に向けて、平成 23 年 3 月に策定した『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存計画』を改訂したものである。

3. 保存活用計画の策定にあたり、令和 2 年度に文化庁の国宝・重要文化財保存活用整備費補助金（文化的景観の保護推進事業）の採択を受けて、佐渡市が実施したものである。

4. 本書の構成及び編集は、「佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議」、文化庁、新潟県の指導のもと佐渡市が行った。

5. 本文中に使用した写真や資料は、佐渡市が作成した。

6. 本書の図版作成・編集は有限会社不二出版に委託した。

7. 第 5 章掲載の「サイン計画」は、株式会社イー・エー・ユーが佐渡市から委託を受けて作成した図面に基づいた。

8. 本書の作成にあたっては、下記の方々からのご協力を賜った。

西三川にお住いの皆様、重要な構成要素の所有者及び管理者の皆様、下間久美子、市原富士夫、永井ふみ、北村　亮、小田由美子、沢田　敦、三ツ井朋子、滝沢規朗、新潟県観光文化スポーツ部文化課、文化庁文化財第二課（敬称略）

目　　次

第１章　保存活用計画の沿革と目的

第１節　計画の目的と位置付け …… 1
（1）計画の背景と目的 …… 1
（2）計画の位置付け …… 2

第２節　計画策定の沿革と体制 …… 4
（1）計画策定の沿革 …… 4
（2）計画策定の体制 …… 4
（3）計画改訂の体制 …… 5

第３節　これまでの取組み …… 7
（1）保存管理のための取組み …… 7
（2）整備活用のための取組み …… 7
（3）管理運営のための取組み …… 8

第２章　文化的景観の特性と対象地区の本質的な価値

第１節　位置及び範囲 …… 9
（1）位　　置 …… 9
（2）範　　囲 …… 9

第２節　文化的景観の特性 …… 12
（1）自然的特性 …… 12
（2）歴史的特性 …… 13
（3）生活、生業上の特性 …… 15

第３節　文化的景観の本質的価値 …… 17
（1）文化的景観の本質的価値 …… 17
（2）文化的景観の景観単位 …… 18

第３章　保存及び活用に関する基本方針

第１節　保存管理に関する基本方針 …… 19
（1）砂金山由来の農山村景観を示す地形や土地利用の継承 …… 19
（2）砂金採掘遺構の保存 …… 19
（3）笹川集落の集落構造や集落景観の維持・保全 …… 19

第２節　整備及び活用に関する基本方針 …… 20
（1）価値や魅力を伝えるための整備と活用 …… 20
（2）文化的景観を活かした地域社会の発展に向けた取組みの展開 …… 20

第３節　普及啓発に関する基本方針 …… 21
（1）歴史的特徴や価値の情報発信 …… 21
（2）地域住民と行政等が協働した取組みの推進 …… 21

第４節　担い手づくりに関する基本方針 …… 21
（1）地域の文化や伝統を受け継ぐ担い手の育成 …… 21
（2）交流促進のための担い手の育成 …… 21
（3）地域の産業育成のための担い手の育成 …… 21

第４章　土地利用に関する事項

第１節　土地利用の方針 …… 22
（1）全 域 共 通 …… 22
（2）上流域（大流しの導水路遺構エリア）・下流域（砂金採取発祥地エリア） …… 24
（3）中流域（砂金採掘地・笹川集落エリア） …… 25

第２節　既存法令等による行為規制 …… 26

第３節　景観計画による規制 …… 34

第４節　重要文化的景観の現状変更等の取扱い基準 …… 42
（1）届出を要する行為 …… 42
（2）届出を要しない行為 …… 42
（3）届出の流れ …… 43

第５章　重要文化的景観における重要な構成要素

第１節　文化的景観の構成要素 …… 45
（1）景観構成要素 …… 45
（2）重要な構成要素の特定 …… 46

第６章　整備・活用

第１節　整備・活用の考え方 …… 83

第２節　保存のための整備と取組み …… 83
（1）保存修理の方針 …… 83
（2）重要な構成要素の所有者等の働きかけ …… 83
（3）整備記録の作成 …… 83
（4）重要な構成要素に特定した物件の修理・修景事業の流れ …… 84

第３節　防災に関する取組み …… 85
（1）防災の考え方 …… 85
（2）災害対策への取組み …… 86

第４節　活用のための整備と取組み …… 87
（1）活用のための施設整備 …… 88
（2）活用の取組み …… 90

第７章　保存及び活用のために必要な体制

第１節　運営の方針 …… 91

第２節　運 営 体 制 …… 91
（1）保存管理の体制 …… 91
（2）整備・活用の体制 …… 92
（3）普及啓発の体制 …… 93
（4）担い手づくりの体制 …… 93

第１章　保存活用計画の沿革と目的

第１節　計画の目的と位置付け

(1) 計画の背景と目的

文化的景観は、平成 16 年 5 月の文化財保護法改正により設けられた文化財である。日本の多様な気候風土の中で、人々の生活や生業により、長い年月をかけてその土地ならではの特徴的な景観を築き上げてきた。文化的景観とは、このような歴史と風土に根ざした身近な景観を指す。

佐渡市の西三川川流域では、古代から明治時代初期まで砂金採掘が行われた。本格的な砂金山の開発が始まったのは 17 世紀以降で、中流域には笹川村と金山村という鉱山集落が形成されて、「大流し」と呼ばれる砂金採掘技術によって産金量を増やした。江戸時代中期以降は、次第に産金量が減少し、明治 5 (1872) 年に閉山となるが、両村の人々は苦労しながらも砂金採掘跡地に田畑を増やし、農山村集落に転じて今日の笹川集落に引き継がれている。

このような西三川川流域の特徴は、平成 20 ～ 22 年度にかけて実施された文化的景観保存調査や平成 19 ～ 22 年度にかけて実施された西三川砂金山跡分布調査によって明らかとなった。その成果は、『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』（平成 23 年 3 月、佐渡市）及び『佐渡金銀山遺跡調査報告書 16　佐渡金銀山　西三川砂金山遺跡分布調査報告書』（平成 24 年 3 月、佐渡市教育委員会）としてまとめられている。佐渡市は島内 10 市町村（両津市・相川町・佐和田町・金井町・畑野町・真野町・新穂村・羽茂町・小木町・赤泊村）が平成 16 年 3 月 1 日に合併し、佐渡金銀山の世界文化遺産登録やトキの野生復帰に向けた取組みが進められた一方で、自然豊かな佐渡の風景を阻害する色彩や規模の屋外広告物・建造物・堆積物などが問題となっていた。上記の調査結果を活かし、課題に対応するため、平成 22 年 1 月に佐渡市全域を対象とした「佐渡市景観計画」が策定され、西三川川の中流域から下流域にかけた一帯は特別区域とされた。このうち、「笹川集落区域」に該当する面積 519.3 ヘクタールの範囲が、平成 23 年 9 月 21 日に「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」の名称で、国の重要文化的景観に選定された。平成 28 年 8 月には、西三川川上流域にかけた一帯が特別区域として範囲拡大された。また、平成 27 年 10 月 6 日には、砂金採掘地や大流し用の水路跡が良好に残る範囲が「西三川砂金山跡」として国の史跡「佐渡金銀山遺跡」に追加指定されたほか、平成 27 年 10 月 7 日には道遊の割戸が残る相川地区が「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」として重要文化的景観に選定された。

本計画は、「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」を将来にわたって保存・継承するとともに、その取組みを地域社会の発展につなげることを目的として、平成 23 年 3 月に策定したものであるが、前述の笹川集落区域のみを計画対象としていたことから、これを西三川関連の特別区域全域に広げ、佐渡市景観計画等との相乗効果をより高めるために、令和 5 年 6 月に改訂した。

(2) 計画の位置付け

佐渡市は「佐渡市将来ビジョン」（平成 25 年 12 月策定、平成 29 年 3 月最終変更） をその最上位の総合計画に位置付けており、この中で「歴史と文化が薫り自然と人が共生できる美しい島」を基本コンセプトとして、持続可能な循環型社会の実現に向けた経済活性化戦略を設定している。本計画は、文化的景観の保存と活用という側面からこれに取組むものである。

本計画ととりわけ関係性の深い佐渡市全体計画には、長期的かつ計画的な歴史文化資源の保存・活用を図るための「佐渡市歴史文化基本構想」（平成 23 年 3 月策定） 及び、佐渡の魅力をより高め、市民が誇りをもてる景観づくりを目指すための「佐渡市景観計画」（平成 22 年 1 月策定、令和 5 年 6 月最終改訂）等があり、これら関連計画との連携を図る。

また、本計画の対象範囲には、国史跡の佐渡金銀山遺跡である「西三川砂金山跡」が含まれており、この範囲については、「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画第Ⅱ期」（平成 28 年 3 月策定） 及び「史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画」（令和 2 年 3 月策定） に基づくものとし、記載外のこと等については適宜調整を行うこととする。

その他、本計画に係る主たる上位・関連計画は図 1-1、表 1-1、表 1-2 に示すとおりである。

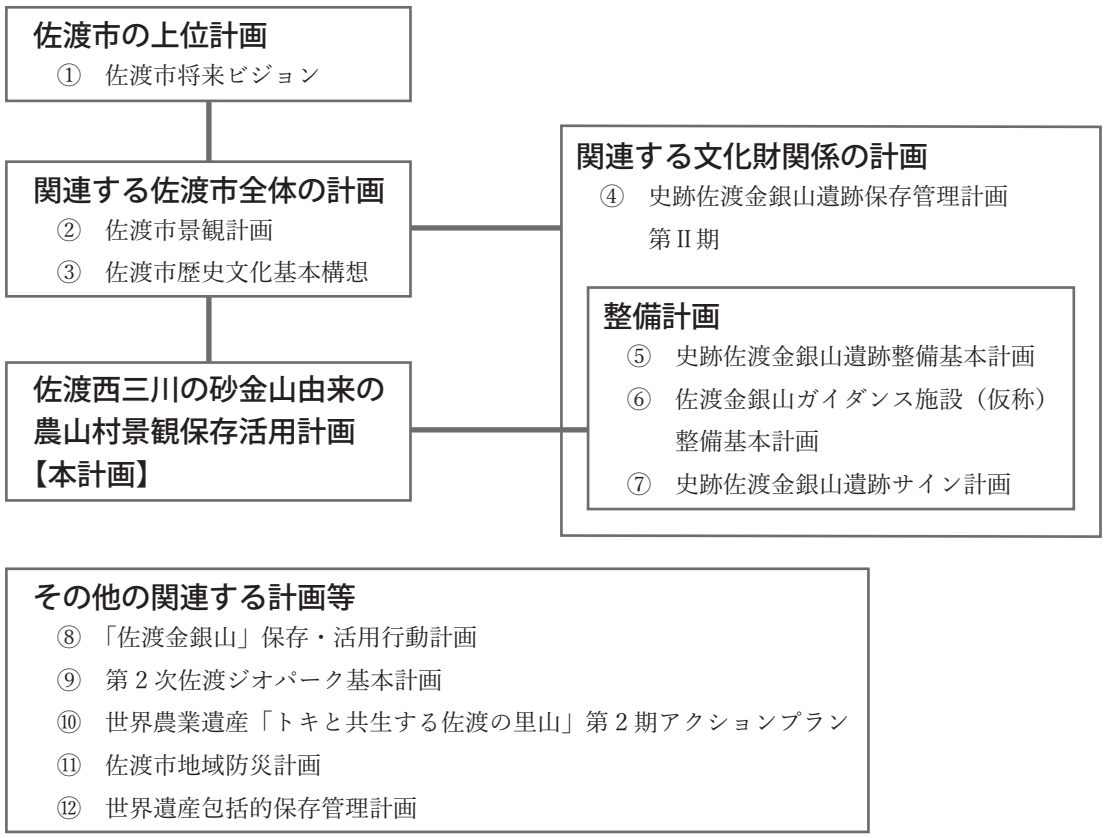

図 1-1　本計画の位置付け

■表 1-1　佐渡市上位計画・関連計画の内容

	計画名称	策定・改正年	策定者	計画期間
上位計画	①　佐渡市将来ビジョン	平成29（2017）年3月	佐渡市	－
関連計画	②　佐渡市景観計画	令和 5（2023）年6月	佐渡市	－
	③　佐渡市歴史文化基本構想	平成23（2011）年3月	佐渡市教育委員会	－
	④　史跡佐渡金銀山遺跡 保存管理計画　第Ⅱ期	平成28（2016）年3月	佐渡市	－
	⑤　史跡佐渡金銀山遺跡 整備基本計画	令和 2（2020）年3月	佐渡市	令和2年度～ 令和11年度
	⑥　佐渡金銀山ガイダンス施設 （仮称）整備基本計画	平成28（2016）年3月	佐渡市	－
	⑦　史跡佐渡金銀山遺跡 サイン計画	平成30（2018）年3月	佐渡市	－
	⑧「佐渡金銀山」 保存・活用行動計画	平成28（2016）年3月	新潟県 佐渡市	平成28年度～ 令和6年度
	⑨　第2次佐渡ジオパーク 基本計画	平成29（2017）年3月	佐渡ジオパーク推進協議会	平成30年度～ 令和5年度
	⑩　世界農業遺産 「トキと共生する佐渡の里山」 第3期アクションプラン	平成28（2016）年	佐渡市	令和3年度～ 令和7年度
	⑪　佐渡市地域防災計画	平成29（2017）年9月	佐渡市	－
	⑫　世界遺産包括的保存管理計画	未定	新潟県 佐渡市	－

■表 1-2　今後策定される諸計画と文化的景観の関連性

文化財種別	文化財名称	計画名称	計画の内容	策定予定時期
UNESCO 世界文化遺産	－	世界遺産包括的 保存管理計画	「佐渡島の金山」の世界文化遺産推薦にあたって策定される包括的保存管理計画である。本計画は同計画に対する個別保存管理計画の一つとして位置付けられる予定である。	未定

第 2 節　計画策定の沿革と体制

(1) 計画策定の沿革

本計画の策定及び改訂に関連する主たる調査及び文化財指定については、下記の表 1-3 のとおりである。

■表 1-3　計画策定の沿革

年度	内　　容
平成 19 ～ 22 年度	西三川砂金山跡の分布調査の実施。 西三川砂金山で行われた採掘技術「大流し」で大量に使用する水を供給していた水路跡や堤跡等の遺構が笹川集落東側の農地・山林に残されていることを確認する。
平成 20 ～ 22 年度	文化的景観保存調査の実施。 西三川地区に残される文化的景観の総合的な調査を実施し、佐渡最古の金山である「西三川砂金山跡」が所在し、かつての砂金採掘地や水路のおおよその範囲と、閉山後に生業転換をしながら集落を存続させた、宅地・農地・山林・水路等が融合する独特の農山村景観が残されていることを確認する。
平成 23 年度	「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観 文化的景観保存計画」を策定。 重要文化的景観「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」に選定。
平成 27 年度	「西三川砂金山跡」を国史跡「佐渡金銀山遺跡」に追加指定。 金子勘三郎家住宅や大山祇神社のほか、採掘地と水路跡・堤跡の共伴関係がわかる砂金採掘遺構を追加指定。 「史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画第Ⅱ期」を策定。
令和 2 年度～ 5 年度	「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観 文化的景観保存活用計画」を改訂。 分布調査・地形測量により「大流し」のために設けた水路跡や堤跡、取水口等の遺存状況を詳細に調査し、これらを含む西三川川上流域及び、本格的な砂金採掘が始まる以前の状況を想起させる同下流域を合わせた関連区域を一体的に文化的景観として継承するため、計画対象範囲を拡大した。

(2) 計画策定の体制

平成 20 ～ 22 年度における計画の策定は、佐渡市世界遺産･文化振興課（平成 21 年度より世界遺産推進課）が担当し、「佐渡市歴史文化遺産群保存活用検討委員会　文化的景観調査専門部会」（平成 22 年 6 月より「佐渡金銀山調査指導委員会　文化的景観専門分野会議」へ移行）の意見を得ながら実施した〔表 1-4・1-5〕。また、文化庁及び新潟県の助言を得た〔表 1-6〕。

■表 1-4　計画策定の経緯（平成 20 ～ 22 年度）

年	月日	内　　容
平成 20 年度	6 月 26 日	平成 20 年度第 1 回文化的景観調査専門部会
	11 月 28 日	平成 20 年度第 2 回文化的景観調査専門部会
平成 21 年度	7 月 1 日	平成 21 年度第 1 回文化的景観調査専門部会
	9 月 3 日	平成 21 年度第 2 回文化的景観調査専門部会
	2 月 19 日	平成 21 年度第 3 回文化的景観調査専門部会
平成 22 年度	8 月 10 日	平成 22 年度第 1 回文化的景観専門分野会議
	11 月 19 日	平成 22 年度第 2 回文化的景観専門分野会議

■表 1-5　佐渡市歴史文化遺産群保存活用検討委員会　文化的景観調査専門部会委員名簿

（平成22年6月より佐渡金銀山調査指導委員会　文化的景観専門分野会議へ移行）

氏名	所属・役職	専門分野
池　田　哲　夫	新潟大学名誉教授	民俗学
岡　崎　篤　行	新潟大学工学部建設学科教授	景観計画　［副部会長］
篠　原　　修	東京大学名誉教授	景観デザイン、設計・計画思想史［部会長］
永　松　武　彦	株式会社ゴールデン佐渡相談役	鉱山地質（～ H22.6）
堀　　健　彦	新潟大学人文学部人文学科准教授	人文地理学
益　田　兼　房	立命館大学歴史都市防災センター	文化財保存学、日本建築史
山　本　修　巳	佐渡市文化財保護審議会会長	民俗学・芸能史（H22.6 ～）

（敬称略・五十音順。なお、所属については委員会設置当時の所属を示す。）

■表 1-6　佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議　オブザーバー一覧

氏名	所　　属	備　　考
井　上　典　子	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	（H20 ～ 21）
鈴　木　地　平	文化庁文化財部記念物課文部科学技官	（H22）
小　田　由美子	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室副参事	

（敬称略。なお、所属については委員会設置当時の所属を示す。）

（3）計画改訂の体制

計画の改訂は、佐渡市世界遺産推進課が担当し、「佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議」の意見を得ながら実施した〔表 1-7・1-8〕。また、文化庁及び新潟県の助言を得た〔表 1-9〕。

■表 1-7　計画改訂の経緯（令和元～４年度）

年	月日	内　　容
令和元年度	12 月　4　日	令和元年度第２回佐渡市文化的景観専門家会議
令和２年度	8　月 26 日	令和２年度第１回佐渡市文化的景観専門家会議
	12 月　2　日	令和２年度第２回佐渡市文化的景観専門家会議
	3　月　1　日	令和２年度第３回佐渡市文化的景観専門家会議
令和３年度	8　月　9　日	令和３年度第１回佐渡市文化的景観専門家会議
	11 月 30 日	令和３年度第２回佐渡市文化的景観専門家会議
	3　月 14 日	令和３年度第３回佐渡市文化的景観専門家会議
令和４年度	11 月 14 日	令和４年度第１回佐渡市文化的景観専門家会議
	2　月 22 日	令和４年度第２回佐渡市文化的景観専門家会議

■表 1-8　佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議　専門家一覧

氏名	所属・役職	専門分野
大　熊　　孝	新潟大学名誉教授	土木史、河川工学
大　場　　修	京都府立大学生命環境部環境デザイン学科教授 立命館大学衣笠総合研究機構教授（R3.4 ～）	日本建築史、近代建築史、都市史
岡　崎　篤　行	新潟大学工学部建設学科教授	景観計画
篠　原　　修	東京大学名誉教授	景観デザイン、設計・計画思想史
杉　崎　善　次	元伝統文化と環境福祉の専門学校伝統建築学科学科長	建築設計、一級建築士
田　中　哲　雄	元東北芸術工科大学教授	文化財保存学、史跡整備
津　村　泰　範	長岡造形大学造形学部建築・環境デザイン学科准教授	建造物保存再生
福　井　恒　明	法政大学デザイン工学部都市環境デザイン工学科教授	景観工学、景観行政
堀　　健　彦	新潟大学人文学部人文学科准教授 新潟大学人文学部人文学科教授（R3.4 ～）	人文地理学

（敬称略・五十音順）

■表 1-9　佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議　オブザーバー一覧

氏名	所　　属	備　　考
下　間　久美子	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	（R元～ 3）
永　井　ふ　み	文化庁文化財第二課科学技官（R元～ 2） 文化庁文化財第二課文化財調査官（R3 ～）	（R元～）
市　原　富士夫	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	（R4 ～）
北　村　　亮	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室室長	（～ R元）
小　田　由美子	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室室長	（R2 ～ 3）
澤　田　　敦	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室政策企画員（R2 ～ 3） 新潟県文化観光スポーツ部文化課世界遺産登録推進室室長（R4 ～）	（R2 ～）
三ツ井　朋　子	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室専門調査員	（R2 ～ 3）
滝　沢　規　朗	新潟県文化観光スポーツ部文化課世界遺産登録推進室政策企画員	（R4 ～）

（敬称略）

第 3 節　これまでの取組み

平成 23 年度に策定した「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観保存計画」に基づき、これまでに地域住民及び市が実施した取組みについて記載する。

（1）保存管理のための取組み

1）重要な構成要素の保存に向けた修理

重要な構成要素の保存に向けて、平成 25 年度より笹川集落内に所在する建造物 11 件の保存修理を実施した。

2）公共工事への対応

県道静平・西三川線の拡幅工事に際し、重要文化的景観選定前となる平成 18 年度から、笹川集落の住民や開発部局、文化庁、専門家と協議を重ね、立残山及び水路跡に影響を与える区間については道路拡幅を抑え、従来の道路法線を維持する景観に配慮した工法に変更した。

また、平成 21 年度から市道大小 72 号線の拡幅工事に伴い、笹川集落の住民や開発部局と協議を重ね、道路幅を抑え、人工の構造物を見えにくくする景観に配慮した工法に変更した。

3）消防訓練の実施

笹川集落では、自主防災組織による消防訓練を実施し、消火栓の使用方法等を確認している。

（2）整備活用のための取組み

1）解説・誘導サインの整備とガイドツアーの実施

文化的景観の活用に向けて、平成 23 年度より地域住民とデザインを協議し、平成 24 ～ 25・28 年度にガイドツアーコース上へ解説・誘導サイン 13 基を設置するとともに、平成 23 年度には解説・誘導サインと連動した散策ガイドマップを作成した。

また、地元保存団体である「笹川の景観を守る会」により、同会会員を対象とした地域住民向けガイド養成が行われるとともに、同会のガイドを中心としたガイドツアーや地域の小学生を対象とした砂金採り体験ツアーを実施した。

2）佐渡金銀山ガイダンス施設の整備

西三川砂金山跡をはじめ、鶴子（つるし）銀山跡、相川金銀山跡を含む佐渡金銀山遺跡全体の価値や魅力を伝える拠点施設を設置するため、平成 29 ～ 30 年度に相川地区にガイダンス施設（きらりうむ佐渡）の整備を実施し、平成 31 年 4 月 20 日に開館した。

3）旧西三川小学校笹川分校の校舎・体育館等の改修工事

重要な構成要素である旧西三川小学校笹川分校校舎及び体育館を保存し、文化的景観の価値や魅力を伝えるサテライトガイダンス施設として活用するほか、施設機能を充実させ、現地ガイドツアー、地域イベント等を行うため、地域住民と整備内容を協議したうえで令和元年度に施設の改修工事を行った。

4）金子勘三郎家住宅の修理工事

重要な構成要素である笹川集落内の歴史的建造物であり、史跡にも指定されている金子勘三郎家住宅（5棟）を史跡や文化的景観の価値や魅力を伝えるサテライトガイダンス施設として位置付け、砂金山の経営や砂金山閉山後の生業の移り変わりを示す拠点施設として活用するため、令和２年度から保存修理を実施している。

（3）管理運営のための取組み

1）笹川の景観を守る会の結成

重要な構成要素の円滑な保存管理を推進するため、笹川集落の住民により平成 22 年に「笹川の景観を守る会」がつくられ、保存管理活動や活用などに向けた取組みを行っている。

2）地域住民と行政による座談会（勉強会）の開催

笹川の景観を守る会と連携し、諸課題に対応するため、行政と地域住民との座談会を実施している。また、重要文化的景観の制度や活用事例について、講師を招き地域住民と行政が一緒に学ぶ勉強会を実施した。

3）文化的景観専門家会議の開催

専門家による専門家会議を開催し、公共事業等の内容について審議し、文化的景観の本質的価値に影響が及ぶことが無いよう調整を図っている。

図 1-2　佐渡金銀山ガイダンス施設　きらりうむ佐渡

第２章　文化的景観の特性と対象地区の本質的な価値

第１節　位置及び範囲

（1）位　　置

新潟県佐渡市の市域となる佐渡島（以下、「佐渡」という）は、日本海に浮かぶ面積約 855.7km^2、周囲海岸線約 280.8km の島で、新潟県新潟市の西方約 45km、本土との最短距離約 32km に位置する。佐渡は、本州・北海道・九州・四国を除くと、沖縄本島に次ぐ大きさである。

島北西側には標高 1,000m 規模の山々が連なる大佐渡山地が、南東側には標高 645m を最高峰とする小佐渡山地が、それぞれ北東－南西方向にのびる。この並行に並ぶ二つの山地の間を国中平野が繋いでおり、国中平野の南西部で真野湾に、北東部では汽水湖である加茂湖を介して両津湾に面している。

文化的景観「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」は、小佐渡山地の南西丘陵に位置し、北東から南西方向に流れて日本海に注ぐ西三川川（二級河川）の流域一帯を占める。

（2）計画対象範囲

西三川川は、現在、小布勢貯水池（標高 197.0m）を水源とし、北東から南西に向かって概ね直線的な谷を開削しながら日本海に注ぐ。河川の左岸部では、小佐渡山地丘陵部北西側斜面の水を集めた 2 本の支流（笹川川･角間川）が発達し、標高約 46.3m 付近で笹川川が、標高約 28.3m 付近で角間川が合流する。

本計画の対象となる文化的景観は、主として西三川川の本流（中～上流部は金山川ともよばれる）及び角間川上流域、笹川川水系を成す笹川川、茶屋川、中津川（源流域を除く）、十五番川を軸として、各河川両岸の第一稜線を含む地籍の筆界または地形変換点で区切られる範囲であるが、北東端には、砂金山採掘技術である大流しの導水路水源の一つであった国府川水系小川内川上流部とその両岸も含まれている。

総面積 951.8 ヘクタールにわたる文化的景観の計画対象範囲のうち、下流部から中流部の多くの部分は西三川地区が占めるが、笹川川水系の上流部を抱く丘陵地帯は下黒山地区が占めている。西三川川本流中流部の北西端の一部は、田切須地区及び大倉谷地区に、上流部及び小布勢貯水池の西半部は大小地区に、同貯水池の東半部は豊田地区に含まれる。また、角間川上流部を抱く丘陵地帯は、椿尾地区の一部が含まれ、小川内川上流部を抱く丘陵地帯は、静平、下川茂、吉岡、竹田の各地区の一部が含まれる。

図 2-1　真野湾と西三川地区（南西から）

図 2-2　笹川集落（北西から）

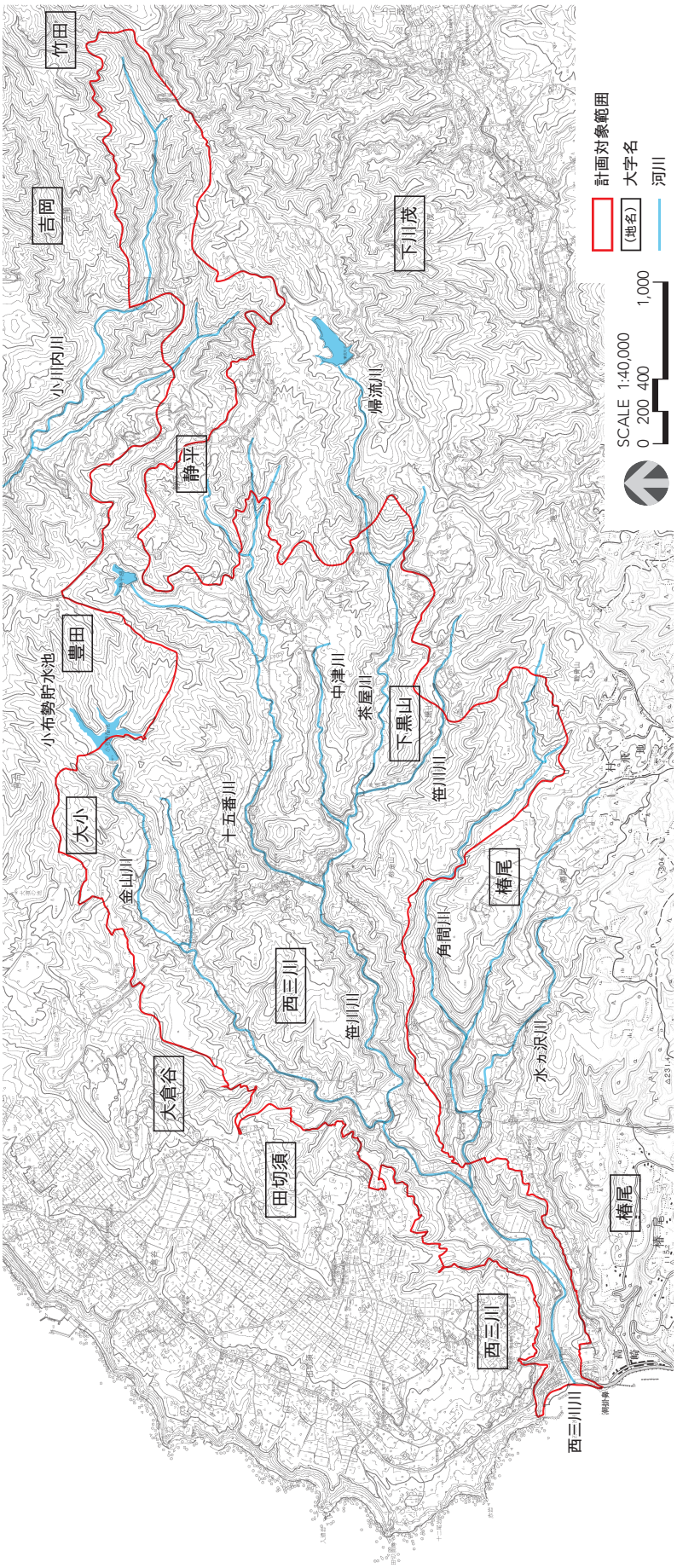
竹田
吉岡
豊田
大小
大倉谷
田切須
西三川
静平
下川茂
椿尾
小川内川
小布勢貯水池
金山川
十五番川
西三川
笹川川
中津川
茶屋川
下黒山
笹川川
角間川
椿尾
水ガ沢川
椿尾
西三川川
帰流川
計画対象範囲
(地名)
大字名
河川
SCALE 1:40,000
0 200 400 1,000

図 2-3　計画対象範囲図

第２節　文化的景観の特性

本計画の対象範囲における文化的景観の特性を、自然、歴史、生活及び生業の三つの側面から概説する。

（1）自然的特性

1）堆積砂金鉱床の形成

佐渡は、大佐渡山地と小佐渡山地を国中平野が繋ぐ地形を成している。この大小二つの山地は、日本海が開裂し、日本列島が形づくられる地殻変動の中で形成されたもので、およそ 2,100 万年前頃に大陸の東縁部で続いた火山活動によって形成された火山体が、1,500 万年前頃から 1,000 万年ほど深い海底に沈み、300 万年前頃から隆起を続けて海上に現れ出て、風雨や河川による浸食を受けるとともに、海水準変動による波蝕により海成段丘を発達させ、現在のような地形に至ったと考えられている。

このため、佐渡の地質は火山活動及びそれ以前に形成された堆積岩や花崗岩を基盤岩類とし、その上に生物化石を含む海成層が形成され、さらに段丘堆積物層や沖積層を形成するが、中でも最も広く分布するのが火山岩類で、金銀鉱床や堆積した火山灰が変質して形成された緑色凝灰岩（グリーンタフ）を多く含むことを特徴とする。

砂金を含む堆積層は、火山活動が活発な時期に火山岩中に形成された金鉱脈が、地表で風化・浸食された後、海底に運ばれ礫と共に沈殿してできた堆積砂金鉱床と呼ばれるものである。1,500 万年前頃に形成されたこの礫層は、下戸層と呼ばれ、佐渡島全体に広域に分布している。その後、下戸層の上に海底で更なる海成層が堆積し、約 300 万年前頃から隆起を続け陸地の一部となった。隆起後も風化・浸食や新たな土砂の堆積によって現在の地質が形成された。西三川周辺では下戸層が約 70m に達するほど厚い。

砂金は下戸層に一様に含有するものではなく、下戸層基盤の直上で凹地の最下底に濃集する傾向が見られる。佐渡では広域にわたって砂金が採取できるものの、含有量が多い場所は限られており、このような場所が砂金山と呼ばれてきた。西三川川流域のうち中流域周辺の概ね 2km 四方の範囲に分布する山々がその一つであり、総称して西三川砂金山と呼ばれている。西三川砂金山内においても砂金含有量については濃淡が見られる。例えば西三川地区の虎丸山（標高 220m）では、標高 154 ～ 177m 付近に砂金を含む層が集中し、このうち標高 164 ～ 174m が砂金含有率の高い高品位層となっている。

このように、佐渡の中でも特に砂金含有量の高い地質が分布しているのが、西三川地区の特徴の一つである。

2）特異な地形

大佐渡山地では、主尾根が中央部に連なり、北西側斜面、南東側斜面の両側で河川が発達するのに比べ、小佐渡山地では、主尾根が南東側の海岸線に寄って日本海に急崖を落とし、河川は北西側斜面で発達する。また、小佐渡山地南半部では支尾根が主尾根の北西部に並行して連なる。この支尾根の北西側緩斜面には海成段丘が形成された痕跡がよくうかがえ、主として標高約 280 ～ 310m、標高 190 ～ 250m、標高 130 ～ 150m、標高 90 ～ 110m の四つの段丘面が確認されている。

西三川地区はこの緩斜面に位置し、数段の海成段丘と西三川川がつくる小規模な低地及び河成段丘からなる複雑な地形を形成している。このような場所で、平安時代後期から明治 5（1872）年まで砂金が採取されていたが、最初に行われたのは、西三川川の河口部や下流域の河川沿いの低地･河原と推察され、「大

流し」による砂金採掘技術の導入後は、段丘崖が大規模に掘削された。

「大流し」とは、砂金が含まれている山を掘り崩し、余分な礫や土を大量の水で洗い流した後、残った砂金を汰板（ゆりいた）で選鉱する方法である。西三川川は長さ 6,500m 規模の二級河川であり、小佐渡山地に連なる丘陵部の水を集めたいくつもの支流の水から形成され、比較的豊富な水量を保っている。大流しを可能とした背景には、海成段丘が発達した地形と、小佐渡山地の山林の保水力という二つの自然的特性が見られる。

現在の西三川砂金山は、虎丸山、立残（たてのこし）山、鵜峠山、峠坂山等の山々から成り、これらの急斜面に砂金採掘跡が見られる。幕末の山師が作成した絵図には、砂金採掘によって山を削り取る様子が描かれており、現在も削り取られて地形が改変されている場所が多く残されている

このように、今日の地形は、人為による大規模な地形改変の痕跡であることも、西三川地区の自然的特性の一つである。

3）地形に適応した植生

佐渡沖では、東経 138 度付近から北北東に向かって対馬海流が流れることから、日本海に面する西三川地区は島内でも比較的温暖で、下流域の海成段丘崖にはタブ、シイ、アカガシ、ヤブツバキなどの照葉樹が見られる。一方で、中流域ではこうした自然林ではなく、コナラ、アカマツ等から成る二次林が多く分布し、古くから人の手が入ってきた様子がうかがえる。砂金採掘跡地には山菜となる野草が生え、このうちウドやゼンマイは、江戸時代後期の『佐渡志』に笹川集落の特産品として記されている。

このように、植生にも、人々の土地利用の痕跡が見られることも、西三川地区の自然的特性の一つである。

（2）歴史的特性

1）産金の伝承と砂金採取

西三川川流域一帯は、古くから砂金採取地として知られており、『今昔物語集』に所収される、能登国の鉄掘り集団の長が佐渡国で砂金を採る説話の舞台であったとされており、採取が行われていた場所は西三川川の河口付近であったと推測されている。中世に入ると島外から移入した浄土真宗門徒らによって下流域で砂金採取が行われていたと推測されている。延享 6（1434）年に佐渡へ流された世阿弥の小謡集『金島書』に「金の島」と表現されており、遠く京の都にまで佐渡の産金の話が知れ渡っていたことがうかがえる。中世後半から砂金採掘について文献等に散見されるようになり、「寛正年中（1460 ～ 1466）西三川砂金山始まる。永正 10（1513）年中絶、文禄 2（1593）年に再び取り立てる」と『佐渡相川志』に記録されている。また、弘治年間（1555 ～ 1557）には、松浪遊仁という人物が、砂金を掘るために笹川の井ノ神沢にあった諏訪神社の社領田を掘り散らして潰れ田にしたとあり、16 世紀半ばに至っても田畑や川底の土砂を掘り返して砂金を採取する原始的な方法が採られていたことが分かる。

天正 17（1589）年、上杉景勝の佐渡平定により西三川砂金山もその統治下におかれた。文禄 2（1593）年頃より、本格的な砂金山の開発が始まると、西三川村と小立（こだつ）村の入会地であった西三川川中流域の山間地には、砂金採取を主目的とした鉱山集落である笹川村と金山村がそれぞれ形成された。特に金山村は、毎月砂金 18 枚（18 枚 =180 両 = 約 2.9㎏）を上納したことから、後に十八枚村と呼ばれるようになった。採取された砂金は、伏見城の金蔵にも納められ、「黄金太閤」と呼ばれた豊臣秀吉のイメージ作りにも大きな役割を担っていたと考えられる。

このように、佐渡最古といわれる産金の伝承をもち、西三川川下流域より中流域へ向かって砂金採取が

始められ、やがて中流域に集落が形成されたという歴史を持つことが、西三川地区の歴史的特性の一つである。

2）大流しによる砂金採掘

江戸時代に入ると、西三川砂金山に多くの山師が進出し、彼らによって周辺の鉱山の開発も行われた。『佐渡四民風俗』には、「背合村より田切須村周辺までに以前稼ぎ捨ての銀山･銅山･鉛山等古間歩数か所あり」と記されており、真野地区滝脇から田切須にかけての海成段丘上や段丘間の沢沿いには、背合（せなごう）銀山、大須銀山、花見沢銀山、田切須銀山といった鉱山が分布する。

技術面においては、これまでの川底や田畑を掘り返して、その土砂から砂金を選り分けるという原始的な方法から、砂金を含有する山の斜面を人力で掘り崩し、西三川川水系等の上流域にある取水口より採掘地付近まで敷設された長大な導水路によって引かれた水で余分な土砂を洗い流した後、残った砂から砂金を採取する「大流し」と呼ばれる砂金採掘技術が導入されたことで産金量は飛躍的に増大し、砂金山は最盛期を迎えた。

砂金山には佐渡奉行所より金山役と呼ばれた役人が派遣され、十八枚村の主要道沿いに金山役所と役宅が設置された。以降、金山役人のもとで、山師・金児・村人の砂金稼ぎ人を動員し、大流しによる大規模な砂金採掘が続けられ、砂金山で得られた金は、小判製造の材料とするため佐渡奉行所へ運搬された。また、元禄６（1693）年より始まった元禄検地を契機として、かつて独立して形成された笹川村と十八枚村が、「笹川十八枚村」として一体となって機能し始め、現在の笹川集落の原型となった。

江戸時代中期以降は次第に産金量が減少し、慶長５～慶安３（1600～1650）年頃には年平均約8kg、寛延３～文化６（1750～1809）年頃には年平均約5kgの産金量があったものが、文化７～慶応２（1810～1866）年には年平均約1kgまで落ち込んでいる。そして、明治５（1872）年、ついに砂金山は閉山となった。笹川十八枚村は、元禄検地以降も砂金山に依存する村であったことは変わらず、奉行所の直山（直営）であったのは江戸時代初期までで、その後は山師の請山か村々請負のかたちで操業が続けられた。安政年間には北海道渡島半島に笹川集落の砂金山技術者が招聘され、その技術が伝播されたほか、閉山後も個人的な砂金採取が続けられたことによって、長く技術が伝承された。

このように、砂金採掘地や大流しに用いた水路・堤といった当時の砂金採掘の痕跡は、閉山後の現在もなお良好に残されており、かつての操業の様子をうかがい知ることができるのが、西三川地区の歴史的特性の一つである。

3）砂金山閉山後の生業

砂金山の閉山によって、村人たちの暮らしは大きな転換期を迎えた。特に周辺の農山村集落と異なり砂金稼ぎで生計を立てていた笹川集落は、所有する土地・田畑が少なかったため、残った者たちは貧しい生活を余儀なくされた。生活の手段を得るために、他村の小作や炭焼きを生業とした。特に炭焼きは隣村からの技術の伝播を受け、立木を他村から買って炭を作り、町場へ売りに出かけたという。現在も集落周辺には、炭の原料であるコナラを中心とした二次林が広がり、炭焼き小屋の痕跡が残されている。このような状況のなかで、住民は江戸時代中期より少しずつ農地を増やし、今日にみられる農山村へと姿を変えたのは明治時代末期のことである。

このように、砂金採取量の減少によって西三川砂金山が閉山した後も、農業へと生業を転換しながら今日まで集落が維持され、かつての鉱山集落の雰囲気を残しつつ、現在の農山村集落に至る歴史的な変遷をうかがい知ることができる景観が残されていることも、西三川地区の歴史的特性の一つである。

（3）生活、生業上の特性

1）生業の転換

西三川砂金山が所在する西三川川中流域は、元来山深く、中世には周辺集落の入会地であったため、砂金を求めて他所からやってきた人々が定住できるような土地は無かった。この時代における砂金山経営も安定しているとは言い難く、中絶と再興を繰り返しながら砂金採取が行われていたこともあり、流浪を繰り返しながら砂金を求めて移動する山の民の生活形態をうかがわせるものであった。

安土桃山時代には、上杉氏による砂金山開発が本格化し、砂金稼ぎのために多くの人々が笹川の地に移り住んで、西三川川と笹川川が合流する辺りに集落を形成した。西三川川沿いには金山村が、笹川川沿いには笹川村がつくられたが、元禄検地帳にはこれらが笹川十八枚村として合わせて記されている。以降の資料でも同様の記述が見られ、今日の笹川集落はこの笹川十八枚村を引き継ぐものである。

笹川集落の地勢をみると、元禄 7（1694）年では民家 45 軒･田地 2 反･畑地 7 町 1 反、天保 12（1842）年では民家 41 軒・田地 5 反・畑地 8 町 3 反という記録が残っており、総じて田畑が少なく、砂金稼ぎで生計を立てていた村であることがわかる。一方、西三川川下流域の西三川村では、江戸時代中期頃より河川沿いの低地や海成段丘上の新田開発が進められ、元禄 7 年には 30 数軒の集落でありながら、約 10 町歩の田地と約 15 町歩の畑地を耕作しており、砂金山の中心がすでに下流域より中流域へ移っていたことがわかる。

江戸時代中～後期にかけて、笹川集落では砂金山の衰退により畑地は増えていたが、特に明治 5（1872）年の砂金山閉山後は、周辺集落の余剰地の開墾のほか、砂金採掘跡地や堤跡の田畑への転換、砂金山の水路を農業用水路へ転用するといった砂金山開発の痕跡を利用した農地開発が進められ、現在の農山村集落の景観を生み出す要因となった。戦後も笹川集落周辺の高位段丘面の開田や耕地整理が積極的に行われ、現在では 1 軒あたり平均 1 ヘクタールもの水田を所有している。

西三川川流域のコナラやアカマツを中心とした二次林は、製炭の原料として砂金山閉山後の地元住民の貴重な収入源となった。現在では水田耕作やかつての製炭材料であったコナラの原木を利用したシイタケ栽培が笹川集落の産業の中心を占めているが、農閑期には土木業などの季節稼ぎを行う兼業農家や町場へ働きに出ている人も多い。その一方で、近年笹川集落で収穫されたコシヒカリは、砂金山から湧き出た水で育てられた里山の米として売り出されており、農業の近代化が図られながらも砂金山由来の機能が継承されていると評価できる。

このように、鉱業から農業へ生業を転換していった様子が残されていることも西三川地区の生活・生業上の特性の一つである。

2）生活・居住形態の継承と変化

笹川集落の居住形態をみると、現存する家屋の多くが、中央部表側に広い居間、裏側に寝室を置き、この下手に土間と台所、上手に座敷各室を配する方式であり、佐渡の農家に一般的にみられる、いわゆる「佐渡型」の間取りの特性を持っている。その一方で、道路に対して敷地の奥に主屋を配し、その主屋の前面に納屋・土蔵を建てるといった、平坦地に形成された他の農村集落とは異なる、起伏の差が大きい地形に成立した集落の傾向が顕著である。さらに長年の砂金採掘によって堆積したガラ石を用いて、家屋の敷地境界線や道路法面に築かれた石垣が集落各地に分布しており、佐渡の農山村集落の特徴を持ちつつも、かつての鉱山集落の土地利用形態を望むことができる。これらの特徴は、鉱業から農林業へと人々の生活形

態が変化していった状況をよく反映している。

鉱山集落から農山村集落へと人々の生活形態は大きく変化していったものの、元禄年間より現在までの約 300 年間で、10 戸ほどの家が減っただけで、集落の全容は今日まで良好に維持されてきた。集落住民の多くは、砂金山で働いた「金児」に由来すると考えられる「金子」姓を名乗っており、近世の鉱山労働者の子孫が同一の場に居住している全国的にも珍しい事例である。このことは、共同労働により閉山後の貧しい暮らしを乗り越えてきた住民の結束力の固さを示しているといえる。

また、集落内には中世に遡る修験伝承を持つ阿弥陀堂や、塚・岩場・滝跡などの修行場、鉱山の繁栄と安全を祈願して建てられた大山祇神社といった信仰施設が残り、現在も集落の人々の心の拠りどころとして根付いており、集落一帯の山並み・川・屋敷などの配置構成とともに、江戸時代の絵図と大きく変わることなく継承されている。

このように、砂金山閉山後も人々が離散することなくこの地に残り、農山村集落として今日まで継承されてきた景観は、かつての砂金採掘の生業の上に、現在の農業を中心とした生業が重層的に溶け込んだ景観が残されていることが、西三川地区の生活、生業の特性の一つである。

医王寺と砂金採取伝承の残る水田

第３節　文化的景観の本質的価値

（1）文化的景観の本質的価値

「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」は、佐渡市南部、小佐渡山地北西面に連なる丘陵に谷を開削する西三川川流域を中心に広がり、平安時代後期に行われていた砂金採取が、中世後期に本格化し、江戸時代中期以降に産金量が減少して閉山となる中で、鉱業から農業へと生業を転換することに伴い形成された文化的景観である。

小佐渡山地が海面上に隆起した後に形成された海成段丘がよく確認できる地形で、堆積砂金鉱床が形成され、特に砂金含有量が多い地質を見せる点では、佐渡の中でも独特である。操業初期の頃は、下流域で川底や田畑の土を掘り返しながら砂金採取が行われたと考えられるが、16 世紀後期頃から砂金採取が本格化する中で、砂金を多く含有する中流域に採取地が移り、鉱山労働者が採掘地を渡り歩く状況から砂金採掘を生業とする鉱山集落の形成へと移行した様子がうかがえる。この背景には、大流しと呼ばれる砂金採掘技術の導入と定着が大きく影響しており、西三川川水系の比較的豊富な水量がこれを可能にしたと考えられる。鉱山集落は、西三川川本流と支流の笹川川の合流地点付近に形成され、元は西三川川沿いの金山村と笹川川沿いの笹川村の二村に分かれていたが、遅くとも元禄期には笹川十八枚村として一体で扱われるようになった。砂金山閉山後、離村することなく農山村集落への転換を図りながらこれを引きついでいるのが笹川集落である。

西三川砂金山周辺の山は、大流しに伴う斜面掘削によって大規模に改変され、上流部では山中の取水口や水路の遺構又はその一部が現役灌漑施設として残る。中流部では鉱山集落に由来する笹川地区が主として農業を営み、大流しによって比較的平坦となった土地や堤跡に田畑を広げる。また、下流部には近世以降に田畑を増やした農村集落が形成され、海成段丘に谷が開削されて河成段丘が形成される地形を見せる他、砂金採取の伝承等を伝えている。このように、上流域から下流域までの流域一帯で砂金採取に由来する歴史を重層的に示していることが当該文化的景観の特徴の一つである。

中でも特徴的なのが、鉱山集落から農産集落への移行を示す中流域の笹川集落である。この集落では、旧金山村と笹川村を結ぶ道が現在の主要道となっており、この沿道に家屋や公共施設、社寺等が集まる。敷地は不整形で、必要に応じて築かれる石積みや石垣には大流し後に廃棄されたガラ石が多用されている。敷地の中には、中央部より背面側に主屋を建て、その前面に前庭を取りつつ敷地の余地に合わせて土蔵や納屋、小屋等を建てるのが通例で、農家らしい配置を見せる。主屋は８割以上が戦後の建築になるが、在来工法による木造平屋建て又は二階建て、切妻屋根、桟瓦葺のものを基本とし、間取りも伝統的である。このように、土地利用に生業の移り変わりを見せる独特な農山村集落の景観が形成されている。

以上のように、西三川川流域には、地形や地質の形成史から、有史では平安時代後期頃からの歴史的重要性が見られ、砂金採掘を主生業としていた集落が、農山村集落へと移り変わり、今日に至る過程をわかりやすく伝えている。この点で、「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」は独特で、佐渡の生活や生業を理解するうえで欠くことのできないものである。

（2）文化的景観の景観単位

文化的景観の特性及び本質的価値に基づいて、景観単位を以下のとおり西三川川上・中・下流域の三つのエリアに区分した。

1）上流域（大流しの導水路遺構エリア）

計画対象範囲の東部に位置する。小佐渡山地の丘陵部に連なる山林が広がり、西三川川及び支流の河川沿い平坦地は農地として利用されている。西三川川及び支流等の河川上流部は、「大流し」による砂金採掘のための導水路取水口が設けられ、中流域の虎丸山・立残山・杉平山等の砂金採掘地へ向けて、広大な山林の斜面地に複数の長大な導水路が敷設された区域である。

2）中流域（砂金山採掘地・笹川集落エリア）

計画対象範囲の中央部に位置する。虎丸山や立残山、杉平山などの西三川砂金山を代表する砂金採掘地があるほか、砂金採掘に従事した人々が居住する笹川集落が形成され、砂金採掘によって生み出された景観（採掘域・堤・水路）と砂金山閉山に伴う鉱業から農業への生業転換後も集落構造を継承してきた空間が残されている。西三川における砂金山に由来する文化的景観を形成した基盤的地区として、その本質的価値を示すために欠くことのできない区域である。

3）下流域（砂金採取発祥地エリア）

計画対象範囲の西部に位置する。西三川川及びその支流等の河川浸食作用によって形成された河成段丘及び海成段丘によって現在の地形が生み出された空間である。西三川川河口がある海岸付近は、平安時代の『今昔物語集』における産金の伝承地と推定されており、ここより中流域の砂金山・笹川集落エリアへと採掘の中心地が移り変わり、近世以降は農村集落が形成されたが、「大流し」によって本格化した江戸時代の砂金山操業の前史を物語る区域である。また、下流域の河口近くに位置する佐渡西三川ゴールドパークは、民間企業が運営する体験型資料館で、金の解説や砂金取り体験ができる活用拠点施設の一つとなっている。

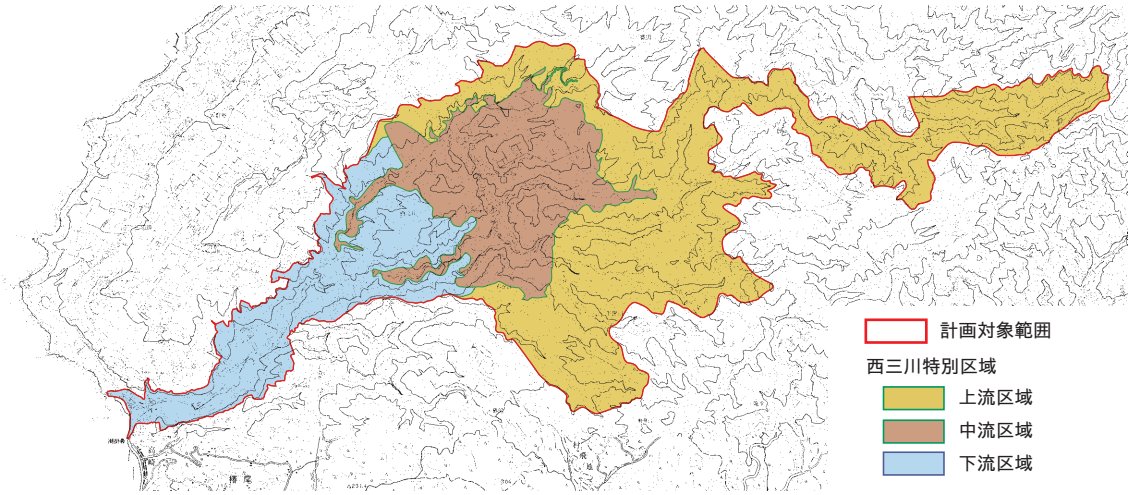

図 2-4　景観単位エリア図

第３章　保存及び活用に関する基本方針

第２章で述べたように、「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」の本質的な価値を適切に保存・活用するためには、中流域の笹川集落周辺だけでなく、砂金山発祥地と推定されている下流域や砂金山の長大な導水路跡が複数残される上流域を含めた一体的な保全が不可欠となる。

また、保全に向けた取組みを持続可能なものとするためには、地域における担い手の育成や地域間の連携といった文化的景観の保存・活用への意識醸成が重要となる。

第１節　保存管理に関する基本方針

（1）砂金山由来の農山村景観を示す地形や土地利用の継承

西三川砂金山の砂金採掘システムを示す西三川川等の水系や地形、土地利用に加え、砂金山閉山後の集落の生業を示す農地や山林の土地利用を継承する。

（2）砂金採掘遺構の保存

笹川集落が形成される由来となった砂金採掘遺構（採掘地・水路（導水路・配水路・排水路）跡・堤跡・石組遺構）については、史跡の指定や重要文化的景観の重要な構成要素に特定し、適切な保存を図る。

（3）笹川集落の集落構造や集落景観の維持・保全

重要な構成要素が集中する中流域の砂金採掘地・笹川集落エリアにおいて、集落の歴史を伝える集落構造（集落形態、建造物、集落形成に影響を与えた道路、石垣･石積み、砂金採掘遺構）や敷地内建造物の配置の維持･保全を図る。

木造低層住宅で構成される現在の良好な集落景観を維持し、集落内に残るガラ石を利用した石垣や石積みの維持・保全を図る。

第２節　整備及び活用に関する基本方針

（1）価値や魅力を伝えるための整備と活用

景観形成に大きな影響を与えた「大流し」の技術や集落の構造、生活・生業を理解しやすくするための整備を図る。

1）ガイダンス施設による情報発信と交流促進のための場所の提供

西三川砂金山の価値を伝えるガイダンス施設（きらりうむ佐渡、旧西三川小学校笹川分校、金子勘三郎家住宅、佐渡西三川ゴールドパーク）の役割を明確化し、これらの施設が連携して活用を図るとともに、情報発信や地域と来訪者の交流促進を図るため、各ガイダンス施設を活用し、文化的景観の価値や魅力を伝える活動に積極的に取り組む。

2）現地来訪のためのルート・サイン整備

文化的景観の価値や魅力を現地で体験するために、笹川集落内や周辺の採掘地等を周遊できるような散策ルートの検討や解説・誘導サインの整備を行う。

3）砂金採掘の仕組みを伝える遺構顕在化のための整備

「大流し」による砂金の生産工程を示す砂金採掘遺構（採掘域・水路跡・堤跡・石組遺構）の定期的な草刈り等を行い、遺構の顕在化を図る。また、継続的な調査を実施し、調査による新たな知見を現地散策のための展示や資料に反映させる。

4）来訪者のための便益施設の整備

現地を見学・周遊する来訪者のために必要となる施設や公衆トイレ、休憩・駐車スペース等の設置を検討する。

（2）文化的景観を活かした地域社会の発展に向けた取組みの展開

文化的景観を活かした地域社会の発展を最終的な目標とし、地域自体の魅力を高め、安全性を獲得しながら、定住者が住み続けることができ、かつ来訪者が現地を訪れたいと思える、定住・交流人口を増やすための取組みを進める。

第３節　普及啓発に関する基本方針

（1）歴史的特徴や価値の情報発信

文化的景観を形成する由来となった西三川砂金山の歴史的特徴や継続的な各種文化財調査による新たな知見、地域イベント等について、計画対象範囲内外の人々に向けて積極的に情報発信を行う。

砂金山に由来する景観が残される三つの景観単位の地域間連携を図るため、虎丸山・立残山などの砂金採掘地や広大な山林の斜面に形成された導水路跡、砂金採掘により成立した集落といった特徴的な景観を共有しながら砂金山の価値や魅力を高めていく。

（2）地域住民と行政等が協働した取組みの推進

地域住民と行政、関係機関が一体となった緊密な協働体制を構築するとともに、行政は計画対象範囲内で行われる地域主体の個別活動や中流域と上・下流域、計画対象範囲外の地域をつなぐ活動のほか、防災の取組みに対し継続的な支援を行う。また、地域が抱える課題を把握・共有し、施策に反映させていく。

第４節　担い手づくりに関する基本方針

（1）地域の文化や伝統を受け継ぐ担い手の育成

「笹川の景観を守る会」や地域の自治組織による住民主体の地域づくりを推進し、地域における祭礼や年中行事などの文化や伝統の継承と担い手の育成を図る。

（2）交流促進のための担い手の育成

砂金採り体験などの観光ツアーや体験交流などの交流促進に向けた機会を増やし、特産品を販売するなど地域経済の活性化を図るとともに、交流による地域住民の郷土愛の醸成につなげる取組みを行う。

（3）地域の産業育成のための担い手の育成

砂金採掘跡地等を利用して生産される農産物の地域ブランド化等を検討し、特産品の販売促進や後継者不足の解消を図る。

第４章　土地利用に関する事項

第１節　土地利用の方針

保存・管理の基本方針を踏まえ、山林・集落・農地・河川から成る、現状の土地利用とそのまとまりを、維持することを基本とする。以下に、景観単位ごとに記す。

- 上流域においては、丘陵部に広がる山林、その中を西流する西三川川とその支流群、山中に点在する小規模な集落と水田や畑地から構成される土地利用とそのまとまりを維持する。

- 中流域においては、西三川川と笹川川、これらの合流点上流部で河川の流れに直行する小谷を中心とした集落、河川沿いや段丘上の水田や畑地、それらを取り囲む砂金山を含む山林から構成される土地利用とそのまとまりを維持する。

- 下流域においては、西三川川、この両岸に広がる水田とその背後の段丘崖と山林、段丘上の果樹園、河口北側の浜に面した集落から構成される土地利用とそのまとまりを維持する。

いずれにおいても、山の稜線を分断しない等、周囲の景観や眺望に十分に配慮を行うものとする。

以下に、景観を構成する要素毎に、その特徴と土地利用の方針を示す。全域にまたがる要素については全域共通として、それ以外は上・下流域、中流域の２つに分類した。

（１）全域共通

全域共通の特徴は次のとおりである。

■表 4-1　景観の特徴（全域共通）

景観を構成する要素	特徴
立地	● 西三川地区は佐渡島西部に位置し、小佐渡山地の西南端、真野湾に注ぐ西三川川流域一帯に位置する。西三川川は、真野地区豊田地内の小布施貯水池を始点とし下流部で支流の笹川川と角間川に合流する。下流域等は低位河岸段丘上に水田景観が広がり、高位河岸段丘上にリンゴやナシ等の果樹園が展開する。中流域の河川両岸には山林が広がり、平地には水田が散在している。 ● 西三川川河口から約4km上流の西三川川と笹川川に挟まれた小佐渡山麓の丘陵地に、かつて砂金山の中心地として栄えた笹川集落が所在する。戦国時代末期の上杉氏の佐渡平定後、本格的な開発が進められ、毎月砂金18枚（180両＝約2.9kg）を上納したことから、「笹川十八枚村」とよばれた。 ● 江戸時代中期頃から次第に産金量が減少し明治５年に閉山となったが、住民はほぼ離散することなくこの地に残り、開墾や炭焼きなどを行いながら生活を営んできた。現在も当時の砂金採掘跡が良好に残り、かつての鉱山集落の雰囲気を残した農山村景観がみられる。

建造物	● 各棟において細かな差異はあるものの部屋の呼称や配置についての多きな差異はなく、中央部手前にはオマエと呼ぶ部屋を設け、その奥にナンド、ザシキ、コザシキが配される。 ● 形態は１階建てまたは２階建て等の低層建物が多く、屋根形状は切妻造の瓦葺きがほとんどを占める。また、外壁は板張り等の自然素材を使用しているものが多く見られる。 ● 主屋のほか納屋を付属する。納屋には家財や農具等を収納し、一部に土蔵を設ける。 ● 配置は一般的な農村集落で見られる前庭を設けることが多い。
道路	● 笹川集落には江戸時代から続く集落形成の核を成す主要道路の法線が残されている。 ● これ以外にも明治時代以降に西三川地区から笹川集落へ至る主要道路が等高線等の地形に沿う形で整備されている。
農地	● 河川や沢沿いに分布する低位水田、集落内に展開する水田・畑、海成段丘面に形成される高位水田の３種に大別される。 ● 低位水田は水利条件もよく、古くからの耕作地であった。集落内の水田・畑は居住スペースの空き地を利用して拓かれ、砂金山の産金量減少と並行して徐々に耕作地を拡大していった。高位水田は砂金山閉山後、特に1970年代の大規模圃場整備により、造成が進められている。
水路	● 戦国時代末期以降、山師らの岩盤掘削・水利技術等の向上により砂金算出量が増大した西三川砂金山では、谷間の地表や山裾を大規模に掘り崩し、砂金を含んだ土石を谷川に滑らせ、上流から長距離水路を設けて大量の水を堤に溜め込み、堤の水を一気に流し込んで余分な土砂を洗い流す「大流し」という技術が用いられた。 ● 砂金採取方法は「佐州金銀山之図」等の絵図により仔細に確認ができる。また、「大流し」に使用されたとする長距離水路のうち、現存する最も長い水路は9kmに及ぶ。 ● 水路跡は、関口（水源）から堤までの導水部分、堤から採掘地までの排水部分、採掘地から河川への排水部分に大別され、導水部分の多くは沢沿いの斜面に幅1.0 ～ 1.5m程の平坦面を造成して水路とした。 ● 水路は土地の形状に合わせて斜面を掘削するものが多いが、中には人為的に組んだ石組みの水路上面に粘土を貼ったものや、沢状地形の水路底部に石を積んで排水路としているものなどが確認されている。
河川	● 砂金山に由来する固有種はいないが、西三川川流域には、カゲロウ目やトビケラ目といった水生昆虫やサワガニやホクリクヨコエビといった無脊椎動物、アユやハゼ科の魚類等の多様な生態系が存在する。 ● 河川護岸は災害等により人工護岸に改修されているが、部分的に自然護岸、自然石積護岸、自然河床が残されている。
山林	● 砂金山に由来する固有種はいないが、コナラ－アカマツ（二次林）を中心とした自然林が覆う西三川川、笹川川流域と笹川集落を取り巻く地域には、川沿いや沢伝いの湿地にオニグルミ林や人工のスギ林がところどころに形成されている。 ● 暖地系と北方系の植物が混在する樹林で、中でも虎丸山と荒神山の間には、ヤグルマソウ、ナンブアザミ、クジャクシダ、ジュウモンジシダ、ヤマソテツ、エンレイソウなどの亜高山系植物がみられる。 ● 江戸時代の記録では、笹川集落はウド、ゼンマイ、トクサ、ヨモギの特産地とされている。現在では、生活の糧に使われている様子はないが、これらが至る所に生育しており、産地としての面影を残している。

全域共通に関する土地利用の方針について、景観を構成する要素別に示す。

■表 4-2　土地利用の方針（全域共通）

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
建造物	● 新築、増築、改築等は、高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周辺景観との調和を図る。 ● 高さは２階程度の低層に抑え、自然素材を活かした落ち着いた色彩の仕様とする。 ● 敷地の緑化を図るとともに、室外機などの設備機器は周辺の景観に調和したものとする。
道路	● 道路は現状の位置を維持し、改修等の際は景観に配慮したものとする。 ● 道路の幅員や線形を変更する場合は、自然地形に沿った形とする。 ● 目的地や距離などを示す交通誘導サインや観光案内サイン等は必要最小限度に留める。

農地	● 地目の変更を避け、水田の現状維持に努める。 ● 圃場整備等をする場合は、地形や水利系統を大きく変更しないよう配慮する。 ● 休耕田等の農地は資材等を放置・投棄しないよう、注意喚起を促し景観の維持管理に努める。 ● 耕作放棄地となっている場所は、可能な限り農地としての再生等を検討する。
河川	● 水生昆虫や魚類等の多様な生態系を維持するために自然護岸、自然石積護岸、自然河床の保全に努める。 ● 公共工事においては、周辺の景観と調和するよう整備を行うこととする。
山林	● 大規模な開発や造成等は行わず現状維持に努める。 ● 広範囲にわたる樹木の伐採を避け、周辺の植生に配慮した自然環境を保全する。
砂金山関連遺構	● 砂金採掘地跡、水路跡、堤跡などの砂金山関連遺構の保全に努める。 ● 国史跡に指定されている場合は史跡保存管理計画の方針に基づき保護を図ることとし、その他史跡指定地外に所在する遺構については、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図る。

（２）上流域（大流しの導水路遺構エリア）・下流域（砂金採取発祥地エリア）

上流域・下流域の特徴は次のとおりである。

■表 4-3　景観の特徴（上・下流域）

景観を構成する要素	特徴
立地	● 佐渡島は300万年前頃から隆起を続け、海水面の影響や海岸付近での波による浸食によって段丘がつくられ、海岸から離れた場所には谷や山が刻まれた。西三川砂金山では砂金を含む地層（下戸層）が露出し、砂金が洗い出されて川底に堆積した（50万年前頃～現在）。 ● 西三川は古くから砂金採取が行われたと想定される場所で、平安時代後期の『今昔物語集』に「佐渡の国にこそ黄金の花咲きたる所は有りしか…。」と記され、その舞台は西三川川の下流域付近であったと伝承されている。 ● 上流部には砂金流し用の水路と堤跡が残る５条の水路（金山江、杉平山導水路、筑後江、鵜坪山導水路、虎丸山導水路）が現存する。これらの採掘地はいずれも中流域の上位～中位河岸段丘に位置し、砂金採取に必要となる水の確保が困難な場所であったが、江戸時代初期の水利（長距離水路）や掘削技術の導入により、大規模開発が可能となった。
水路	●「大流し」と呼ばれる砂金採掘技術は大量の水を必要とするため、西三川川や笹川川などの支流等の上流部に取水口を設け、採掘地付近の堤へ向けて長大な導水路を敷設した。 ● 堤から採掘地へ向かう排水路は採掘地の変更に伴い随時法線が変更されたほか、作業後の水を集約するための排水路も敷設された。現在も複数の水路跡が残され、その一部は農業用水に転用されている。 ● 水路の多くは土地の形状に合わせて斜面を掘削するが、谷地形等の横断や水路補強のために石積みによる水路も一部に敷設されている。
海岸・河口 （下流域）	● 砂金採取は河原・低地の産金地から、時代が下るにつれ段丘面や丘陵・段丘崖を大規模に掘削し、用水路の水で洗い流す方法がとられ、中流域にまで拡大した。 ● 西三川川の河口部に近い医王寺付近は支流の角間川が合流し、周囲には水田景観が広がっている。『今昔物語集』に記される場所がこの医王寺の周辺とされ、田の中から砂金が採れたと伝わる。 ● 海岸部には砂浜と並行するかたちで明治時代以降に成立したとされる開拓（行政区:横濱町）に住居がみられる。

上流域の大流しの導水路遺構エリア及び下流域の砂金採掘発祥地エリアに関する土地利用の方針を示す。

■表 4-4　土地利用の方針（上・下流域）

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
水路	● 砂金稼ぎのために遠方から引いた水路を利用した用水の保全に努める。 ● 営農のための水利システムを担う重要な部分として、修繕等を含めた維持管理を行う。 ● 農業用水として転用・整備後に利用されなくなった水路を再度利用する場合、既存の水路法線を尊重した整備とする。
海岸・河口 （下流域）	● 遡上する魚類などの多様な生態系を維持するため、地形改変等に配慮する。 ● 港湾整備などの公共工事においては、周囲の景観と調和するよう整備を行うこととする。

（３）中流域（砂金採掘地・笹川集落エリア）

中流域の集落の特徴は次のとおりである。

■表 4-5　景観の特徴（中流域）

景観を構成する要素	特徴
立地	● 笹川集落は西三川川の支流である金山川と笹川川に挟まれた山間部の北東・南西方向に走る海成段丘面に直交する断層起源の谷状地形内に立地する。 ● 集落は笹川集落センターが所在する谷の中央部、谷中分水界となっている一段高い場所を境界に北の金山村と南の笹川村に分かれていたが､現在は笹川集落として統合されている。 ● 旧金山村には稼ぎ場の立残山や五社屋山、大山祇神社、金山役所跡、名主宅（金子勘三郎家）などの砂金山関連遺構が集中する。一方で旧笹川村には、砂金山最大の稼ぎ場とされる虎丸山や中世修験信仰の名残である阿弥陀堂、荒神山などがみられる。
建造物	● 敷地は道路接地面に対して敷地の奥に主屋を配し、その主屋の前面に納屋・土蔵が建てられ、前庭を持つ場合が多い。平坦地に形成された集落とは異なり、起伏の差が大きい地形に成立した集落の傾向が見られる。 ● 現存する主屋の多くが中央部表側に広い居間、裏側に寝室を置き、この下手に土間と台所、上手に座敷各室を配する方式であり、佐渡の農家に一般的にみられる「佐渡型」の間取りの特性を持っている。 ● 建物の基礎や敷地境には採掘工程で河川に廃棄されたガラ石（廃石）が使われている。 ● 笹川集落を構成する建造物（付属屋・宗教建築・公共建築含む）は172棟のうち、築50年以上を経過した歴史的建造物が41棟現存する（平成21年調査）。 ● 外観特性は、主屋では1階建てが43％、2階建てが57％で、1階建てはすべてが寄棟屋根茅葺または元茅葺であるが、2階建てのものは切妻屋根瓦葺となっている。 ● 建物は主屋に付属するものとして、納屋及び土蔵を持つものが多い。
石垣・石積み	● 砂金採取の際に発生するガラ石（廃石）を利用し、家屋の敷地境界や建造物の基礎組み、道路・耕地の法面に築かれた石垣や石積みが残されている。 ● 圃場整備により多くの石垣や石積みが撤去されたが、笹川集落内の耕地や道沿いの法面などにガラ石がみられる。
神社・堂宇	● 大山祇神社は笹川集落の北西端、旧金山村の入口に立地する。砂金山の繁栄と安全を祈願して文禄2年（1593）勧請され、境内奥の高台に社殿が設けられている。境内の西側には1800年代後半に建設されたと推測される独立式の能舞台が現存している。 ● 阿弥陀堂は笹川集落の南部、旧笹川村の西側斜面中腹に南向きで建てられた堂宇で、後世に建替えが行われているものの、内陣梁は中世的な性格を残している。
公共施設等	● 笹川集落南部に位置する阿弥陀堂から南側に1段下がった段丘上に旧西三川小学校笹川分校が立地する。明治13年に前身となる笹川派出教場が設立され、現在の校舎は昭和37年に建設されたものである。廃校後の現在は、サテライトガイダンス施設として改修されている。 ● 昭和56年建設の笹川集落センターや消防団詰め所等は、旧笹川村と旧金山村をつなぐ集落内の主たる道沿いに立地している

集落の特徴を継承するため、景観を構成する要素別に中流域の砂金採掘地・笹川集落エリアにおける土地利の方針を示す。

■表 4-6　土地利用の方針（中流域）

景観を構成する要素	土地利用等についての考え方
建造物	● 建造物の形態、仕上げ、色彩等は、2階建て以下で自然素材を活かした落ち着いた色彩の仕様とする。 ● 外壁仕上げは漆喰・土壁・板張りなどの自然素材を活かしたものが望ましい。 ● 特徴的な建物の基礎や敷地境に残るガラ石積みの保全に努める。
石垣・石積み	● 現状の形状維持に努め、伝統的な技術や石材を用いて保全する。
公共施設等	● 地域住民の活動を行ううえでの拠点施設として積極的な活用を行う。 ● 多様な活用に対応できるように設備機器の充実に努める。

第２節　既存法令等による行為規制

文化的景観の保存活用計画対象範囲には、「景観法」に基づく行為規制が全ての範囲に適用されるほか、「文化財保護法」、「自然公園法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「農地法」、「河川法」、「森林法」、「道路法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「漁港漁場整備法」、「佐渡市屋外広告物条例」、「佐渡市公共物管理条例」による行為規制が適用されている。

■表 4-7　既存法令一覧（現況）

	法令	地区種別等		対象区域／指定地区名
1	文化財保護法	史跡（指定）		佐渡金銀山遺跡 図4-1参照
2	自然公園法	県立自然公園		全域／小佐渡県立自然公園
3	森林法	保安林	土砂流出防備・土砂崩壊防備	図4-2参照
4	河川法	－		範囲内の河川
5	道路法	－		範囲内の県道・市道
6	地すべり等防止法	地すべり防止区域（国土交通省）		高崎 図4-3参照
		地すべり防止区域（林野庁）		西三川、下黒山 図4-3参照
7	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域		範囲内
8	農業振興地域の整備に関する法律	農用地		図4-4参照
9	漁港漁場整備法	漁港区域	一種	西三川漁港
10	景観法／ 佐渡市景観条例／ 佐渡市景観計画	景観計画区域	西三川特別区域（上流区域）	図4-7参照
			西三川特別区域（中流区域）	
			西三川特別区域（下流区域）	
11	屋外広告物法／ 佐渡市屋外広告物条例	禁止区域		全域
12	佐渡市公共物管理条例	－		範囲内の河川法･道路法の準用･適用外の河川・道路

■表 4-8　土地利用規制法等による行為規制の一覧

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	賞罰規定
文化財保護法	史跡	許可	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、事前に許可が必要となる。	懲役又は罰金
	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	土木工事と目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘をしようとするときは、文化庁長官への届出が義務付けられている。	罰金・過料
自然公園法 （新潟県立自然公園法）	小佐渡山地	届出	届出事項 建築物　高さ13m以上、又は述べ面積1,000㎡以上 鉄　塔　高さ30m以上 土石採取、鉱物採掘、土地の形状変更 広告物の設置　法令の規定、保安目的のものを除く	懲役又は罰金
森林法	民有林	許可	1haを超える開発行為を行う場合、許可が必要となる。	懲役又は罰金
		届出	立木の伐採を行う場合、届出が必要となる。	
	保安林	許可	立木の伐採、土地の形質変更等を行う場合、許可が必要となる。	
河川法	西三川川 笹川川 他	許可	工作物の新設、改築又は除去、土地の形状変更等を行う場合、許可が必要となる。	懲役又は罰金
地すべり等防止法	地すべり防止区域	許可	地上下水の誘発、排水阻害行為、切土、地すべり防止施設以外の工作物の新設、改良等を行う場合、許可が必要となる。	懲役又は罰金
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（新潟県同施行規則）	急傾斜地崩壊危険区域	許可	水の放流、切土、掘削、立木竹の伐採、土石の採取又は集積、急傾斜地の崩壊を助長・誘発する行為、急傾斜地崩壊防止施設以外の工作物の新設・改良等を行う場合、許可が必要となる。	懲役又は罰金
農業振興地域の整備に関する法律	農用地	許可	農用地区域内の開発行為については許可が必要となる。	懲役又は罰金
農地法	農地	許可	農地転用及び農地転用するための権利の設定又は移転を行う場合、許可が必要となる。	懲役又は罰金
佐渡市公共物管理条例	河川法・道路法の準用・適用外の河川・道路等	許可	禁止行為 公共物の損傷、土石・汚物・廃物の投棄 許可事項 占有、産出物の採取、工作物の新設・改築・除去等	過料
景観法 （佐渡市景観条例）	佐渡市全域	届出	届出行為 屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積 土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更 道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における土木等の伐採 水面の埋立て・干拓 自動販売機のうち、国道及び県道に面する場所に設置又は更新されるもの	勧告・命令・氏名公表

■表 4-9　既存法令による屋外広告物の規制

規制対象行為・基準等				対象地区	根拠法
建造物を利用した広告	屋外広告物	● 表示不可		全域	屋外広告物法 佐渡市屋外広告物条例
	壁面広告	● １個につき5㎡以内			
	突出広告	表示面積	● １個につき5㎡以内		
		広告物の上端の高さ	● 地上から5m以下		
		広告物の下端の高さ	● 歩道上の場合　地上から2.5m以上 ● 車道上及び歩車道の区分のない道路上の場合　地上から4.5m以上		
		壁面からの突出し端	● 1m以下		
野立広告板、広告塔		表示面積	● １個につき5㎡以内		
		広告物の上端の高さ	● 地上から5m以下		
共通事項		表示個数	● 営業所等につき３個以内		
		総面積	● 合計10㎡以内		
		形態・意匠	● 周囲の景観と調和したもの		
		色彩	● 彩度４以下を基調とし、その他の色の使用は広告面積の10%未満		
		その他	● 屋上以外の場所に表示し、又は設置するものであること ● 蛍光塗料及び反射塗料を使用しないものであること ● 光源は白色系とし、動向又は点滅するものは使用しないものであること		

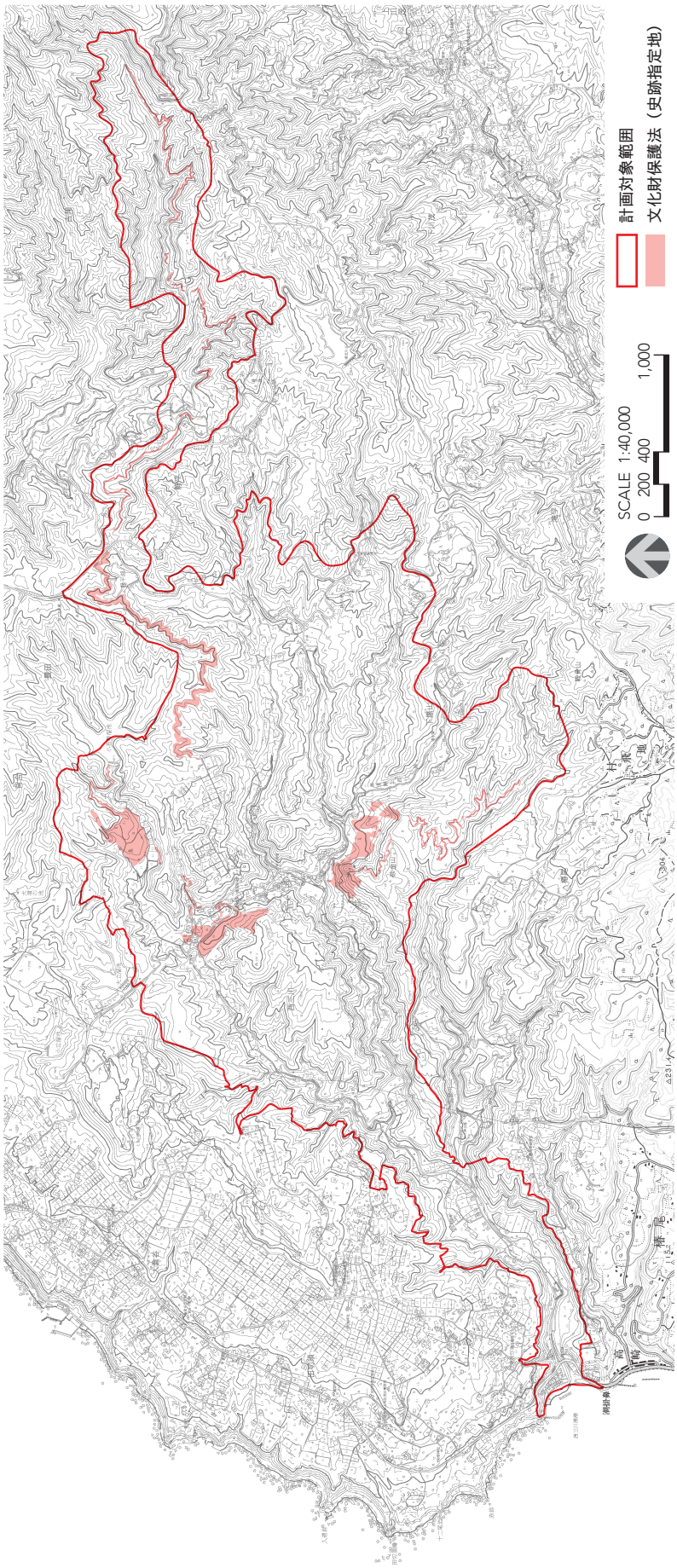

図 4-1　各種法令による規制範囲図（1/4）

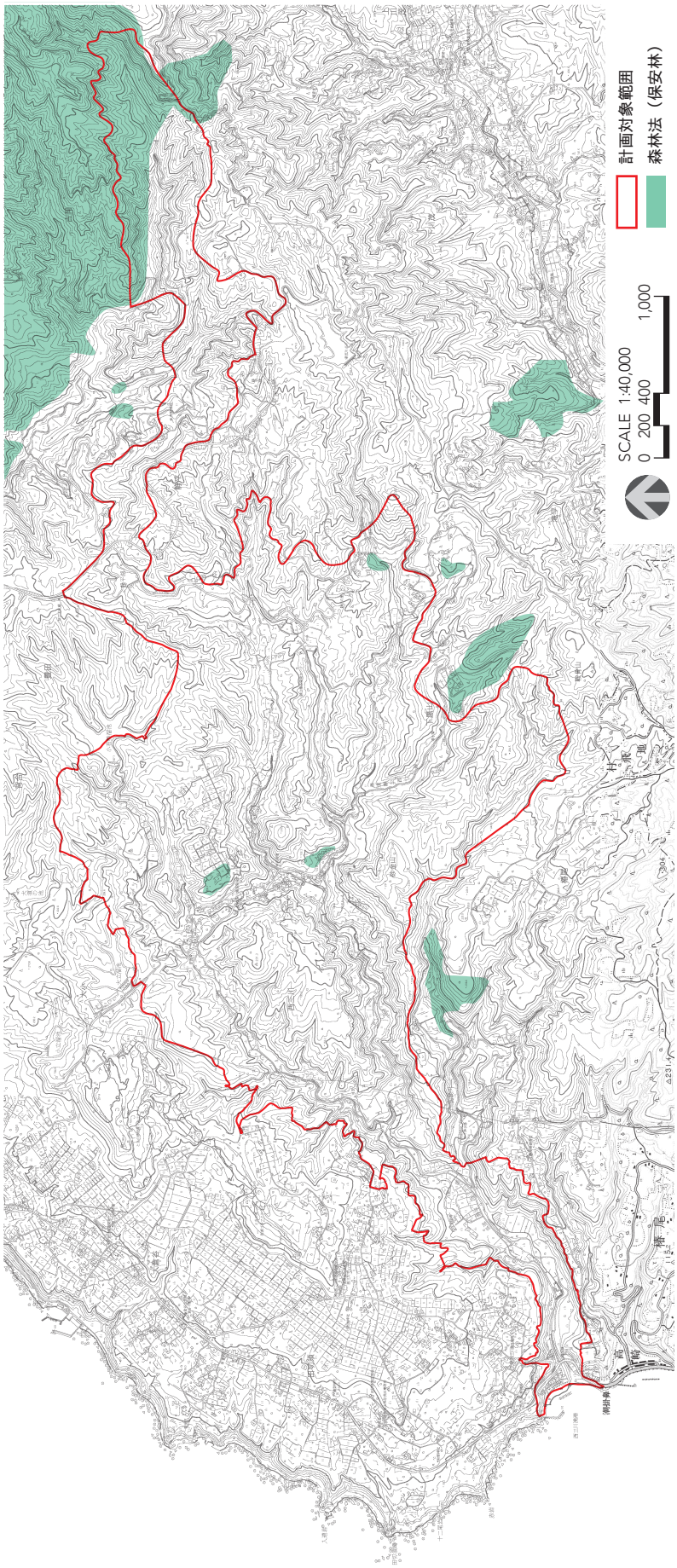

図 4-2　各種法令による規制範囲図（2/4）

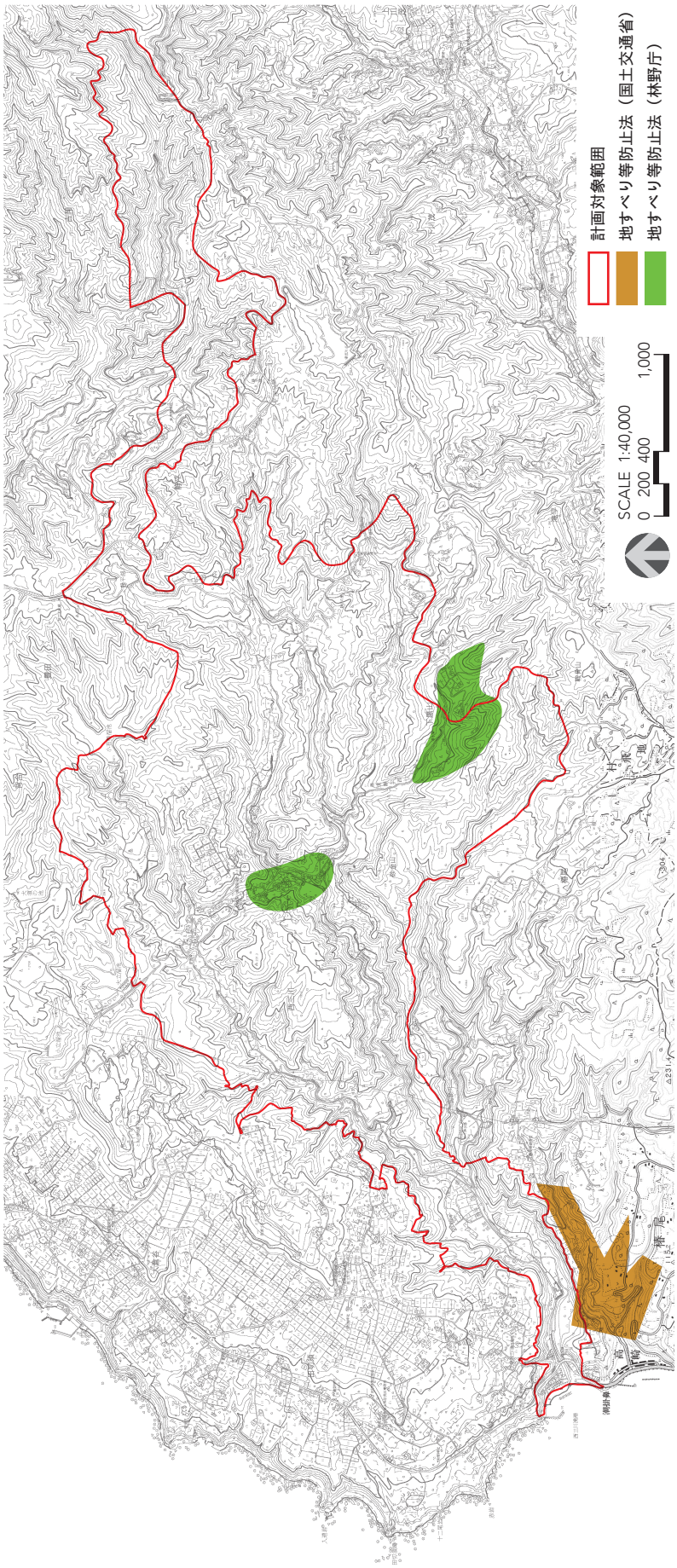

図 4-3　各種法令による規制範囲図（3/4）

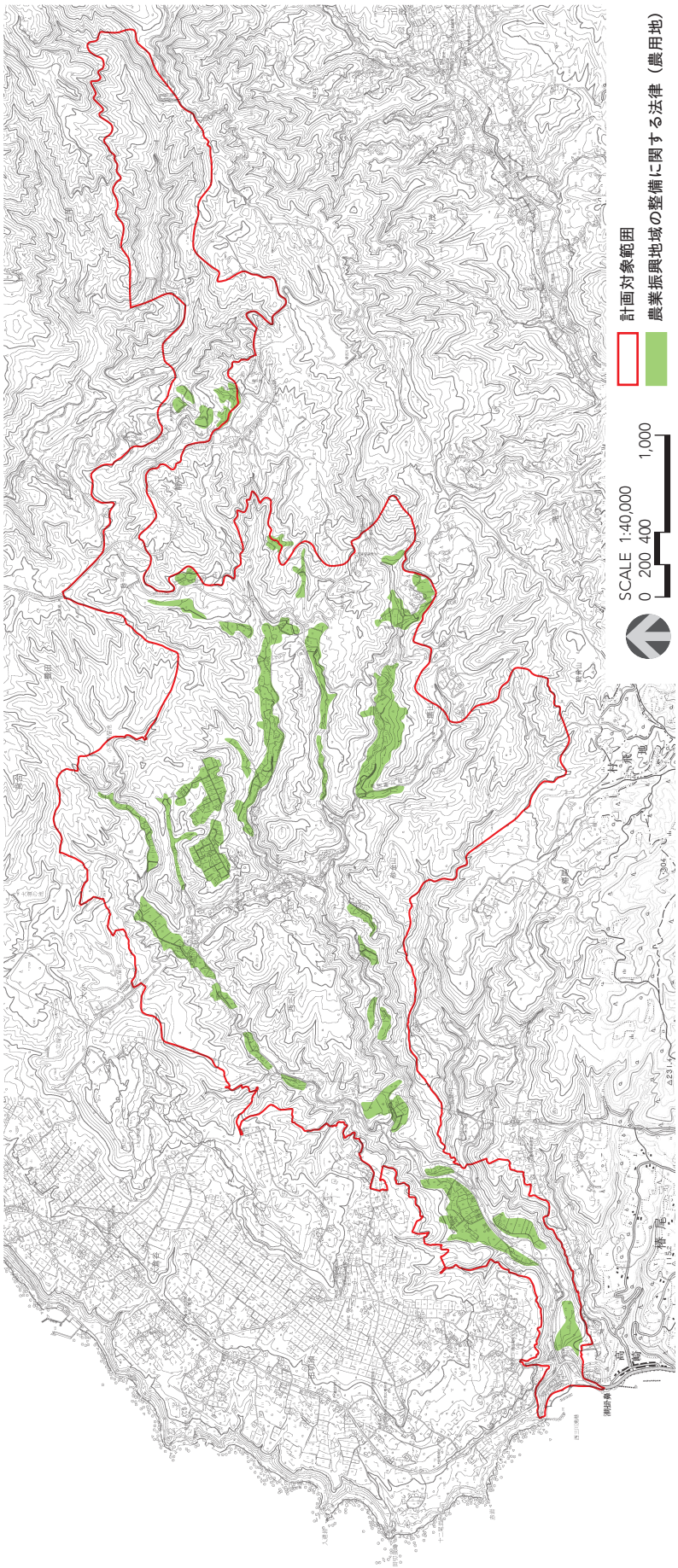

図 4-4　各種法令による規制範囲図（4/4）

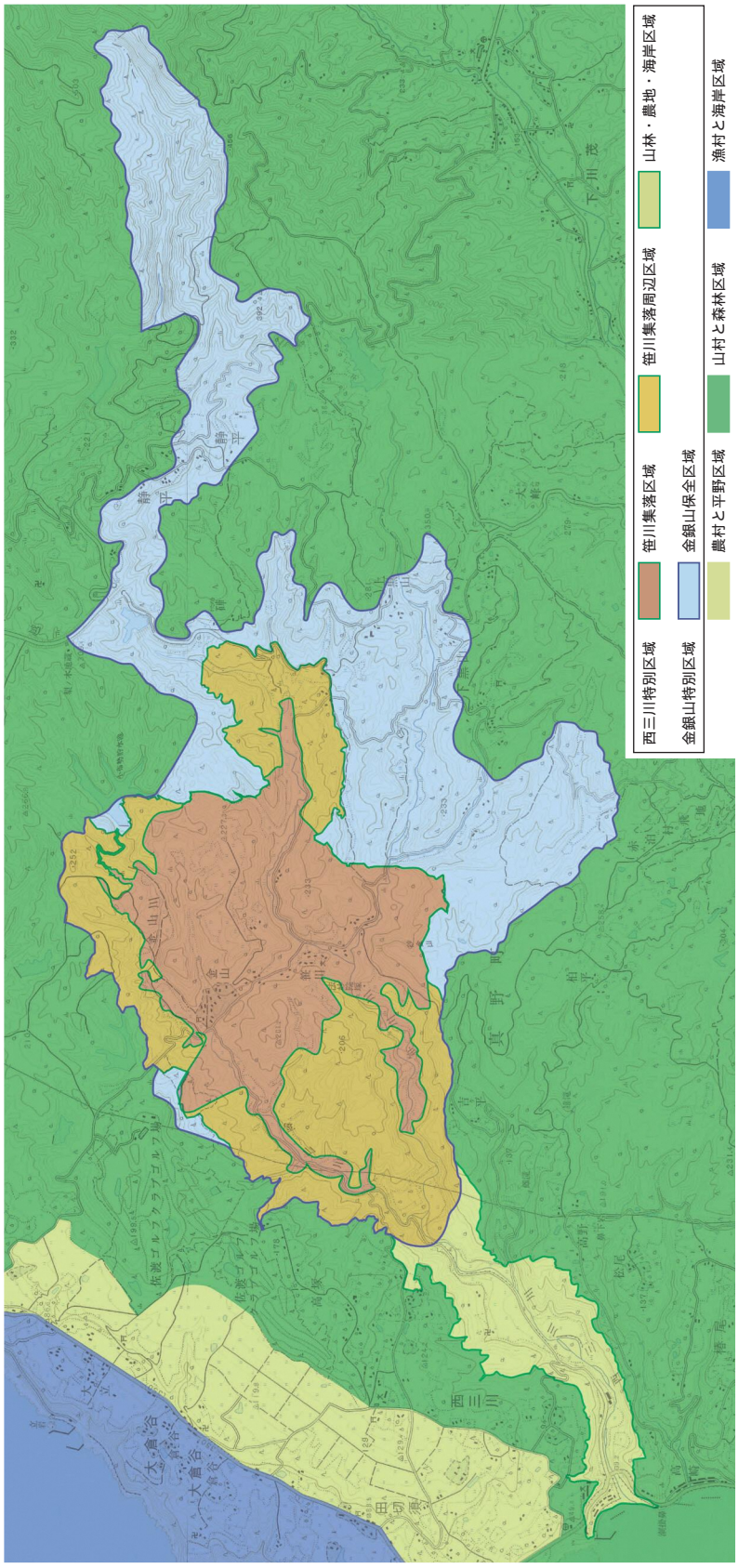

図 4-5　佐渡市景観計画における景観計画区域図（景観計画改訂前）

第 3 節　景観計画による規制

佐渡市では、平成 19 年 3 月に佐渡市が景観行政団体となり、平成 22 年 1 月に佐渡市全域を対象として「佐渡市景観計画」を策定し、同年 4 月に「佐渡市景観条例」を施行している。当該計画においては、図 4-6 に示すとおり、市全域を 6 つの景観計画区域に区分し、各区域の特徴に基づいた景観形成基準を策定している。

そのうち、特に景観的に重要で、前述の 6 区域よりもさらに具体的な基準が必要な区域を「特別区域」として指定し、区域の状況に即した景観形成基準を策定している。本計画対象範囲は、「特別区域」に該当している。

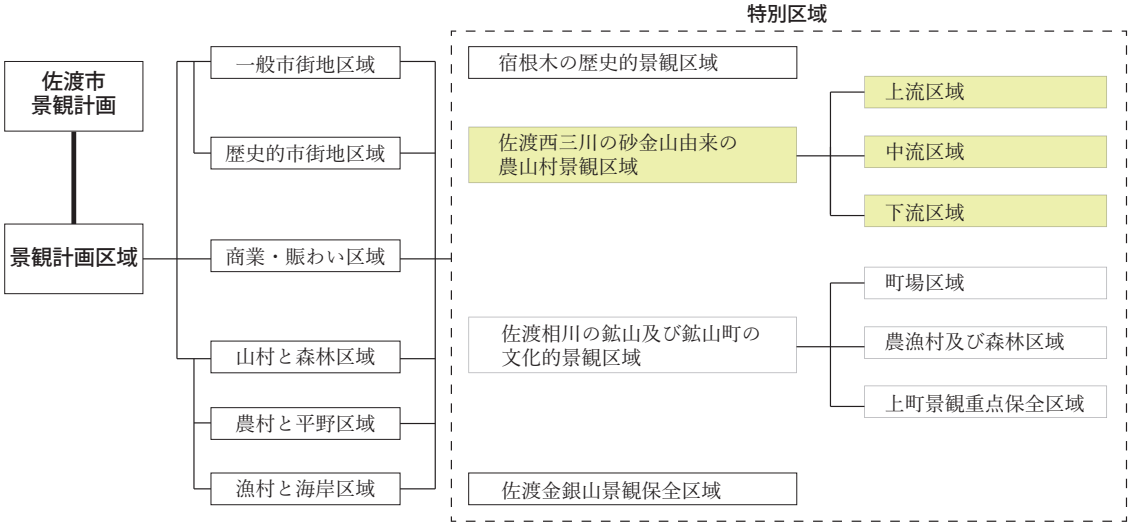

図 4-6　佐渡市景観計画区域の体系

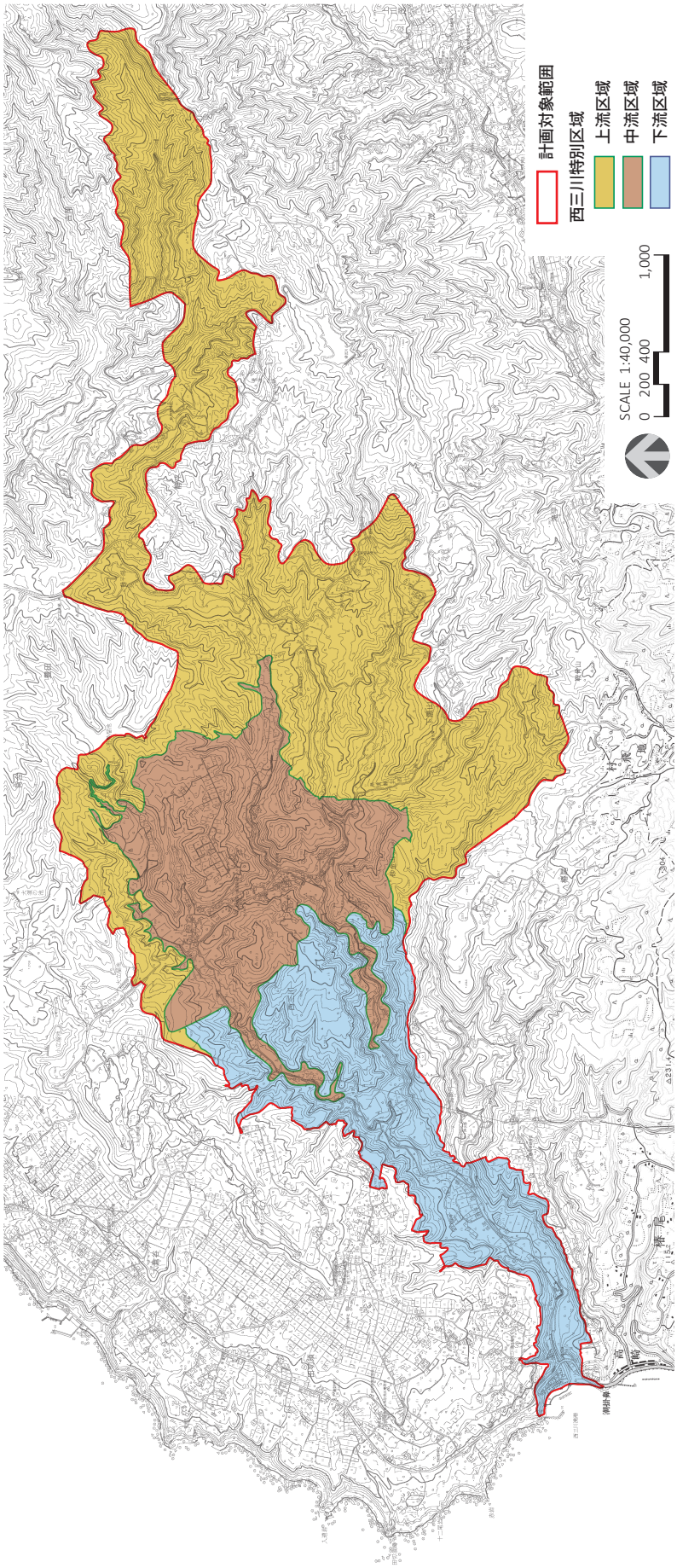

図 4-7　佐渡市景観計画における景観計画区分図（西三川特別区域抜粋）

■表 4-10 「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観（特別区域）」における届出対象行為

行為の種類		規模等
建築物	新築、増築、改築又は移転	● 用途に関わらず、延床面積10㎡以上の全てのもの
	外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	● 上記の面積のもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの
工作物Ａ	新築、増築、改築又は移転	● 高さが10m以上のもの
	外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	● 上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの
工作物Ｂ	新築、増築、改築又は移転	● 高さが1.5m以上かつ長さが10m以上のもの
	外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	● 上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの
工作物Ｃ	新築、増築、改築又は移転	● 高さが15m以上のもの
	外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	● 上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの
工作物Ｄ	新築、増築、改築又は移転	● 高さが12m以上のもの
	外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	● 上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの
その他の行為	屋外における土石・廃棄物・再生資源、その他の物件の堆積	● 高さが3m以上のもの、又は堆積にかかる土地の面積が300㎡以上のもので、かつ堆積期間が60日以上のもの
	都市計画法第４条12項で定める開発行為	● 面積が1,000㎡以上のもの、又は切土又は盛土によって生ずる法面もしくは擁壁の高さが3m、かつ長さが20m以上のもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更	
	水面の埋立・干拓	● 規模に関わらず全ての埋立て・干拓
	道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹などの伐採	● 皆伐される土地の面積が1,000㎡以上のもの
	自動販売機	● 国道および県道に面して設置・更新されるもの

■表 4-11　佐渡市景観計画における届出不要行為

届出不要となる物件	内容
容易に望見できない場所につくられるもの	● 公の場から容易に望見できない建築物の建築、工作物の建設等 ● 地下に設ける建築物の建築など又は工作物の建設など
仮設のもの、期間の短い修繕など	● 仮設の工作物 ● 設置期間が60日を超えない建築物の新築・増築・改築もしくは移転・外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更 ● 堆積の期間が60日未満のもの
農業・林業・漁業に伴う行為	● 木竹の保育などに係る伐採、故損木や危険な木の伐採、生活の用にあてるために必要な木竹の伐採、測量・調査・施設保守に必要な木竹の伐採 ● 農業・林業又は漁業を営むため必要な通常の行為 ● 森林法の第10条の２の１項又は第34条１項・２項の許可を受けて行う行為
法令などの処分として行われる行為	● 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 ● 法第16条７項２号から10号までに掲げるもの ● 法第16条７項11号で掲げるもので政令で定めるもの
文化財に関する行為	● 文化財保護法による重要文化財・国宝、史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区などの許可を受けて行う行為 ● 新潟県文化財保護条例の許可を受けて行う行為

■表 4-12 「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観（西三川特別区域）」景観形成基準

中流域（砂金採掘地・笹川集落エリア）（原則、以下の基準とし、文化的景観担当部局と事前協議を行う）

○建築物・工作物等の基準

項目	景観形成基準
ア）配置	● 道路からできるだけ後退させて設置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。 ● 母屋（住居）は、道路からできるだけ後退させて配置すること。やむを得ず道路に面して母屋（住居）を設ける場合は、1階建てとすること。 ● 蔵、車庫、納屋等の出入口は、できる限り道路に面して設けないこと。 ● 建築物に付属する設備機器等は、道路、その他の公共の場所から見えにくくするよう工夫すること。
イ）高さ	【建築物】最高高さ10mかつ2階建以下とすること。 【工作物A】高さ12m以下とすること。 【工作物B】なるべく設けないこと。やむを得ない場合は、高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】高さ15m以下とすること。 【工作物D】高さ12m以下とすること。
ウ）屋根形態	● 勾配屋根とすること。 ● 母屋（住居）は、できる限り平入り（出入口に対して棟を横向き）とすること。
エ）色彩	● 彩度4以下とすること。 ● できる限り下記の色を用いること。 【外壁色】 〈色相　OYR ～ 5Y〉 ［彩度］4以下、［明度］3 ～ 8 〈色相　R及び5Y ～ 10Y〉 ［彩度］2以下、［明度］3 ～ 8 〈その他色相〉 ［彩度］1以下、［明度］3 ～ 8 〈無彩色〉 ［明度］3 ～ 8 【屋根色】 ［彩度］2以下、［明度］4以下 ● 外壁色は、木板・漆喰など自然素材に合わせた色彩とすること。 ● 屋根色は、焼瓦などに合わせた色彩とすること。
オ）素材	● 自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 ● 屋根材は、できる限り焼瓦または自然素材を用いること。やむを得ず金属板を用いる場合は、はぜ葺き等凹凸の目立たない葺き方とし、色彩や光沢を抑え、周囲の景観と調和するよう努めること。 ● 外壁材は、木板を基本とし、土・漆喰等の湿式仕上げも可能とする。ただし、やむを得ない場合は、湿式仕上げと色彩や風合いを合わせた外壁材（サイディング等）を使用してもよい。 ● 建具は、木製または木と調和するように色彩や光沢に配慮した素材とすること。 ● 吸排気口、とい等は、道路、その他の公共の場所から見えにくくするよう素材や色彩を工夫すること。
カ）植栽	● 屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。 ● 生垣等の整備に努めること。 ● 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種とすること。 ● 周囲と調和する植栽を心がけ、日常の手入れに努めること。
キ）その他	● 敷地内は、できる限りコンクリート、アスファルト等で舗装しないこと。 ● 土留め等を設ける場合は、石積みとすること。構造上、やむを得ない場合は、コンクリート造も可能とするが、石積みと調和するように表面の仕上げに工夫すること。 ● 上排水設備及びこれらの点検口は、道路、その他の公共の場所から見えにくくするよう工夫すること。 ● 環境を保護するため、浄化槽の設置に努めること。

○その他の行為の基準

項目	景観形成基準
ア）屋外堆積物	● 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ● 周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。 ● できる限り高さ1.5m以下かつ面積150㎡以下とすること。 ● 資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。
イ）土石の採取	● 採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ● 行為後は土地の状況を現状に復旧すること。 ● 用途・規模に関わらず、文化的景観部局との事前協議により、周囲の景観への配慮を最大限行うこと。
ウ）開発行為・土地の改変	● 開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さ50mを超える法面が生じる造成はできる限り行わないこと。 ● 用途・規模に関わらず、文化的景観部局との事前協議により、周囲の景観への配慮を最大限行うこと。
エ）水面の埋立・干拓	● 護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとすること。 ● 自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。 ● 多様な生態系の維持に努めること。 ● 周囲の景観への配慮を最大限行うこと。
オ）伐採	● できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ● 樹姿又は樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。
カ）自動販売機	● 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこと。 【色彩・意匠】 ● 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 ● 自動販売機を設置する場合は、木製格子枠の使用や建物の中への取り込みなどにより、周辺景観との調和に配慮すること。 【光量】 ● できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。
キ）その他	【砂金山関連遺構】 ● 砂金採掘地跡・水路跡・堤跡などの遺構の保全に努めること（周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図る） 【信仰に関する空間】 ● 寺社・伝承地・墓地等の空間は、周囲の樹木も含め保存することとし、聖地性（場所性）を損なわないようにすること。 【石垣景観】 ● 笹川集落内に多数分布する石垣の景観は特徴的であり、保全に努めること。 【農地】 ● 耕作放棄地が少ないため、現状維持に努めること。 ● 長期にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わないこと。 【用水路網・畦畔等】 ● 砂金稼ぎのために遠方から引いた歴史的な用水の保全に努めること。 ● 新たな法面・擁壁等の造成は行わないこと。 ● 自然護岸・自然河床・自然法面の保全に努めること。 【ため池】 ● 営農を継続させるための水利システムの維持を第一に考え、維持管理・補修を行いつつ、景観の保全を図ること。

下流域（砂金採取発祥地エリア）（原則、以下の基準とし、必要に応じて文化的景観担当部局と事前協議を行う）

○建築物・工作物等の基準

項目	景観形成基準
ア）配置	［海岸］ ● 隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ［山林・農地］ ● 道路からできるだけ後退させて設置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。 ● 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から見えにくくするよう工夫すること。
イ）高さ	【建築物】 ［海岸］ ● 軒高9m以下とすること。 ［山林・農地］ ● 最上部までの高さ13m以下とすること。 【工作物A】高さ15m以下とすること。 【工作物B】高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】高さ20m以下とすること。 【工作物D】高さ15m以下とすること。
ウ）屋根形態	［海岸］ ● 屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。 ［山林・農地］ ● できるかぎり勾配屋根とすること。
エ）色彩	● 彩度４以下とすること。 ● できる限り下記の色を用いること。 【外壁色】 〈色相　OYR ～ 5Y〉 ［彩度］４以下、［明度］３～８ 〈色相　R及び5Y ～ 10Y〉 ［彩度］２以下、［明度］３～８ 〈その他色相〉 ［彩度］１以下、［明度］３～８ 〈無彩色〉 ［明度］３～８ 【屋根色】 ［彩度］２以下、［明度］４以下
オ）素材	● 自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 ● できる限り自然素材を用いた外壁材（木、土等）を使用すること。 ● 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で塗装や吹付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。
カ）植栽	● 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ● 屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。 ● 生垣等の整備に努めること。

○その他の行為の基準

項目	景観形成基準
ア）屋外堆積物	［海岸］ ● 主要道路から海岸への眺望を妨げる場所は避けること。その他の場所においても、主要道路から堆積物が見えないよう、生垣等で遮蔽すること。 ［山林・農地］ ● 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。周辺から目立たないよう生垣等で遮蔽すること。
イ）土石の採取	● 採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ● 行為後は土地の状況を現状に復旧すること。
ウ）開発行為・土地の改変	［海岸］ ● 主要道路から海岸へ眺望を妨げる土地の改変はできる限り行わないこと。開発により生じる法面は、植生で覆い、裸地を少なくすること。 ［山林・農地］ ● 開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さ50mを超える法面が生じる造成はできる限り行わないこと。
エ）水面の埋立・干拓	● 護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとすること。
オ）伐採	● できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ）自動販売機	● 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこと。 【色彩・意匠】 ● 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】 ● できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。

上流域（大流しの導水路遺構エリア）（原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う）

○建築物・工作物等の基準

項目	景観形成基準
ア）配置	● 農山村においては、道路からできるだけ後退させて配置し、道路に接する境界に植栽を施すこと。 ● 歴史的景観に配慮し、歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。 ● 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。
イ）高さ	【建築物】最高高さ10mかつ2階建以下とすること。 【工作物A】高さ12m以下とすること。 【工作物B】高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】高さ15m以下とすること。 【工作物D】高さ12m以下とすること。
ウ）屋根形態	● できる限り勾配屋根とすること。

項目	景観形成基準
エ）色彩	● 彩度4以下とすること。 ● できる限り下記の色を用いること。 【外壁色】　　【屋根色】 〈色相　OYR ～ 5Y〉　　［彩度］2以下、［明度］4以下 ［彩度］4以下、［明度］3 ～ 8 〈色相　R及び5Y ～ 10Y〉 ［彩度］2以下、［明度］3 ～ 8 〈その他色相〉 ［彩度］1以下、［明度］3 ～ 8 〈無彩色〉 ［明度］3 ～ 8 ● 当該建物の歴史性に配慮し、そこの依拠した色彩を維持すること。 ● 建築物及び建具、アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。 ● 屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること。
オ）素材	【建築物】 ● 周辺環境と調和した素材とすること。 ● 既存の住宅に合わせ、できる限り自然素材（木・土等）を用いた外壁材を使用すること。 ● 屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。 ● 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 【工作物】 ● 可能な限り自然素材を用いること。 ● 機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。
カ）植栽	● 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ● 屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。

○その他の行為の基準

項目	景観形成基準
ア）屋外堆積物	● 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ● できる限り高さ1.5m以下かつ面積150㎡以下とすること。 ● 資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。
イ）土石の採取	● 採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避け、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ● 行為後は土地の形状を原状に復すること。 ● 石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。
ウ）開発行為・土地の改変	● 周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。 ● 主要道路から海岸への眺望を妨げる土地の改変はできる限り行わないこと。 ● 開発による法面は植生で覆い、裸地を少なくすること。 ● 農山村においては、開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さが50mを超える法面が生ずる造成はできる限り行わないこと。
エ）水面の埋立・干拓	● 護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとすること。 ● 自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。 ● 多様な生態系の維持に努めること。
オ）伐採	● できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ● 樹姿又は樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。
カ）自動販売機	● 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこと。 【色彩・意匠】本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。

第４節　重要文化的景観の現状変更等の取扱い基準

（1）届出を要する行為

届出の対象を文化的景観の重要な構成要素とし、滅失又はき損（文化財保護法（以下、「法」とする）第 136 条）及び現状変更等（法第 139 条）がある場合には、事前に佐渡市文化的景観担当部局と協議を行い、文化庁長官に対して届出を行うものとする。また、届出対象行為及び期間は下表のとおりとする。

なお、対象範囲が広域にわたり、重要な構成要素の所有者数が多いことから、現状変更等の届出の円滑化に向けて、文化的景観担当部局が下記の業務を執り行う。

・所有者又は管理者の定期的な把握（年１回程度）
・修理要望調査（年１回程度）
・その他情報取得（必要に応じて随時）
・所有者を変更する、又は変更した場合は、新たな所有者の氏名・住所・連絡先を文化的景観担当部局へ連絡してもらえるよう依頼

■表 4-13　届出を要する行為一覧表

届出の種類	届出が必要な場合	届出日
滅失	焼失、流失等により滅失した場合	滅失を知った日から10日以内
き損	災害等により大きく破損した場合	き損を知った日から10日以内
現状変更等	移転、除去、当該景観重要構成要素の価値に影響を及ぼす増改築や開発等の行為	現状変更をしようとする日の30日前まで

※届出者は、所有者又は権原に基づく占有者

（2）届出を要しない行為

1）滅失・き損届出

滅失又はき損（法第 136 条）については、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合は届出を要しないとされており、その行為は平成 23 年文部科学省令第 24 号（以下、「省令」とする）第４条に定められている。

2）現状変更等

現状変更等の届出を要しない行為として、法第 139 条第１項のただし書きにおいて、現状変更等について、以下の場合はこの限りではないとされている。

①　維持の措置
②　非常災害のために必要な応急措置
③　他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合
④　保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合

このうち、維持の措置の範囲は省令第７条に定められている。

■表 4-14　重要な構成要素　現状変更等の届出を要しない行為一覧

届出不要となる行為	内容
滅失又は毀損のうち、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない行為	（省令第４条に定められている範囲）
維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合で、保存に影響を及ぼす行為について影響が軽微である行為	（省令第４条に定められている範囲） ● 維持の措置の内容は、省令第７条に定められている範囲

（3）届出の流れ

重要文化的景観選定範囲内で行われる公共事業については、佐渡市文化的景観担当部局と事前に協議を行い、佐渡市文化的景観専門家会議の指導・助言を受けながら重要文化的景観の保存に影響を及ぼすことがないよう調整を図ることとする。

このほか、計画対象範囲内の重要な構成要素以外の範囲で、所有者から佐渡市景観計画や既存法令に基づく届出等があったものについては、各担当部局から文化的景観担当部局へ照会を行うこととし、現状変更の内容によっては所有者等と協議を行い、重要文化的景観の保存に影響を及ぼすことがないよう調整を図ることとする。

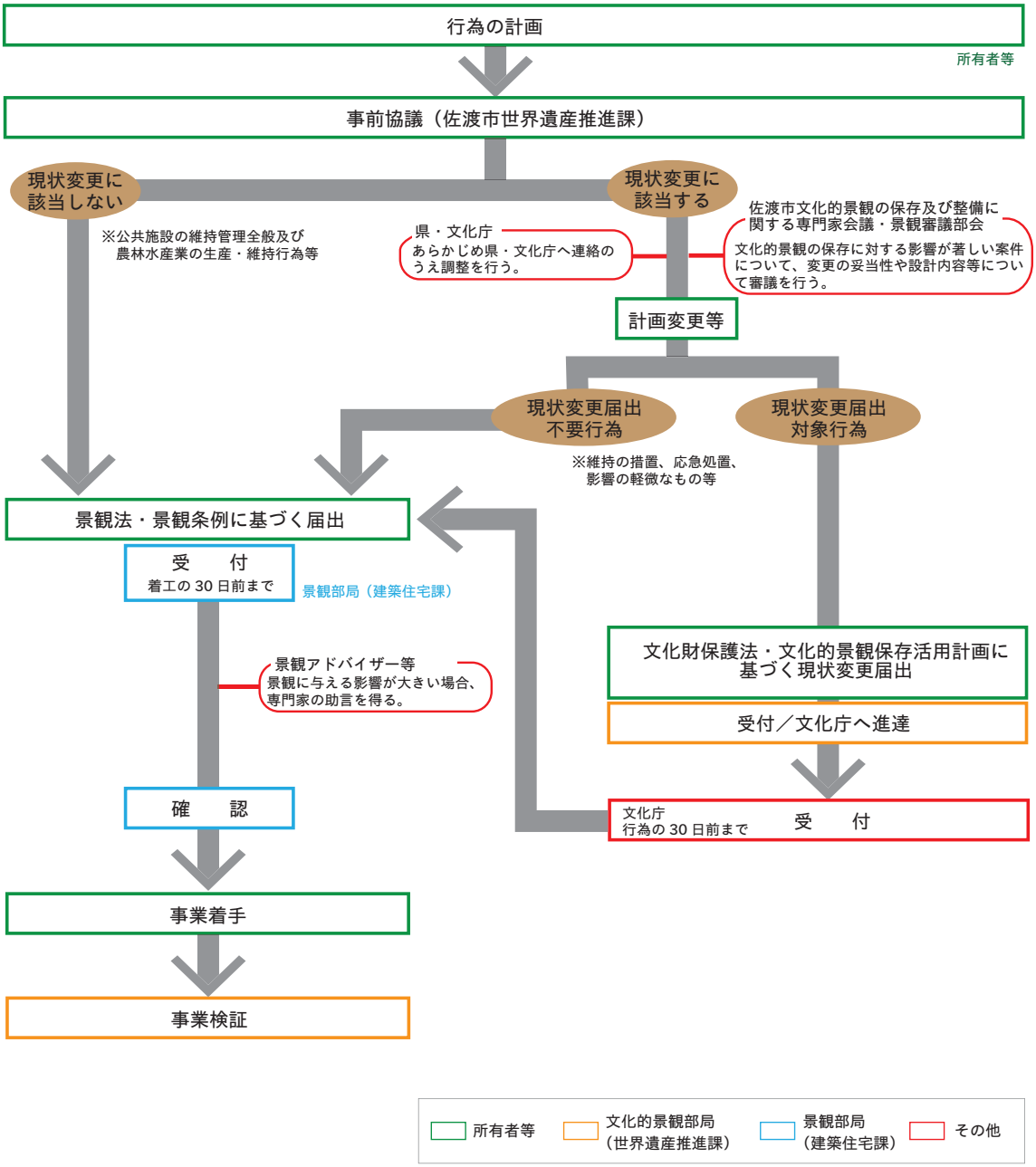

図 4-8　重要な構成要素の現状変更届出の流れ

第５章　重要文化的景観における重要な構成要素

第１節　文化的景観の構成要素

（1）景観構成要素

『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観保存調査報告書』（2011）において、本文化的景観は「農耕に関する景観地」、「水の利用に関する景観地」、「居住に関する景観地」として典型的または独特のものであり、そこにかつての砂金採掘の歴史や現存する遺構等の要素が深く結びついていることが本質的価値であると述べており、本質的価値を顕在化させる不動産を「景観構成要素」として析出した。

景観構成要素は、５項目に大別でき、それらが文化的景観の本質的価値に果たし得る内容は以下のとおりである。

①　砂金山採掘に関連する遺構

砂金採掘に関連する遺構として、砂金採掘跡、大流しに使用する水を調達した水路跡、大流しに使用する水を溜めた堤跡、作業小屋や休憩小屋に用いられたと推定される石組遺構がある。これらは文化的景観を形成した直接的な要因を示すものであり、その本質的価値を考えるうえで欠くことができない要素である。こうしたなかで、価値及び保存措置の観点から重要なものを景観構成要素に特定した。

②　集落

笹川集落は、砂金山開発による鉱山関係者が集住したことにより成立し、江戸時代における砂金採掘を支え、明治５（1872）年に砂金山が閉山すると生業を鉱業から農業へと転換して集落を維持した。こうした集落の変遷は、現在の景観からも見て取れる。また、かつて金山と笹川の二つの鉱山集落があったことを示す石碑や砂金採掘に密接に関わるガラ石を利用した石垣、閉山後に集落内に建設された学校校舎は、集落の歴史を物語るものである。また、大流しを行うために敷設された水路の一部は砂金山の閉山後に集落周辺の農地（水田）へ水を供給する農業用水路として転用されたものもある。

これらは、砂金山に由来する集落の継続という価値に加え、文化的景観の本質的価値に貢献するものとして重要であることから、景観構成要素に特定した。

③　信仰にまつわる場所（神社、堂宇、墓地、修験聖地）

鉱山の繁栄や安全を祈願するための神社、また、中世の修験道に由来する信仰の場所は、集落の生活や歴史文化を伝える施設であり、集落住民の精神的な拠り所として重要であることから、景観構成要素に特定した。

④　生業空間（農地・水路）

砂金山閉山後、鉱業から農業へと生業を転換し、現在の生活・生業のあり方を示すものとして非常に重要であることから、景観構成要素に特定した。

⑤　河川・道路

海成段丘や河川浸食により特異な地形が形成され、それらによって近世から現代に至るまでの土地

利用や集落形成が規定されている。また、河川は砂金採掘技術であった「大流し」の操業に必要となる水を供給するために不可欠な要素である。さらに、集落と他地域、金山役所と佐渡奉行所をつなぎ、人や物資の往来を支えてきた道路は、集落形成にも大きな影響を与えており、砂金山開発と閉山後の集落維持を考えるうえでも重要であることから、景観構成要素に特定した。

（2）重要な構成要素の特定

景観構成要素のうち、文化的景観の本質的価値を担保するうえで特に重要であり、以下の特性を兼ね備えるもの、かつ保存措置を講ずることに対して所有者等の同意が得られたものを「重要な構成要素」として特定した〔表 5-1〕。

① 砂金採掘の特徴を示すもの
② 集落構成の特徴を示すもの
③ 生業転換後の様相を示すもの

重要な構成要素として特定したものについては、構成要素ごとに保存管理や整備活用の方針、現状変更の取り扱い区分を示した個票を作成した。

なお、重要な構成要素以外の景観構成要素についても、今後の調査によって文化的景観における位置付けが明確になった時点で、重要な構成要素に追加で特定していくこととする。

■表 5-1　重要な構成要素一覧

No.	名称	所有者等	特性
二級河川			
1	西三川川、角間川、笹川川	国土交通省	砂金採掘・生業転換
普通河川			
2	十五番川、中津川	佐渡市	砂金採掘・生業転換
県道			
3	静平・西三川線	新潟県	集落構成
市道			
4	大小72号線、下黒山1・2号線	佐渡市	集落構成
	笹川4・8・9・24・33・36・41・42・44・50・51・52・56・57・61号線		
	西三川8・9・12・28・30・34・44・47・48・56・62・63号線		
	高崎31号線、静平38号線		
修験聖地			
5	荒神山	個人	集落構成
宗教関連施設			
6	大山祇神社	神社・集落	砂金採掘・集落構成
7	阿弥陀堂	個人・集落	集落構成
8	笹川集落内の共同墓地	個人	集落構成
生業空間			
9	笹川集落内の農地	個人	生業転換
10	砂金江道を転用した用水路	佐渡市	砂金採掘・生業転換
居住地を構成する要素			
11	笹川集落（上流域の大流しに伴う導水路遺構含む）	集落・個人	砂金採掘・集落構成・生業転換
12	旧西三川小学校笹川分校	個人・佐渡市	集落構成
13	元金山・笹川集落境の石碑	個人	集落構成
14	笹川集落北端の石造物	個人	集落構成
15	笹川集落南端の石碑	新潟県・集落	集落構成
16	笹川集落内の石垣（ガラ石の利用）	個人	集落構成
17	虎丸山	個人	砂金採掘

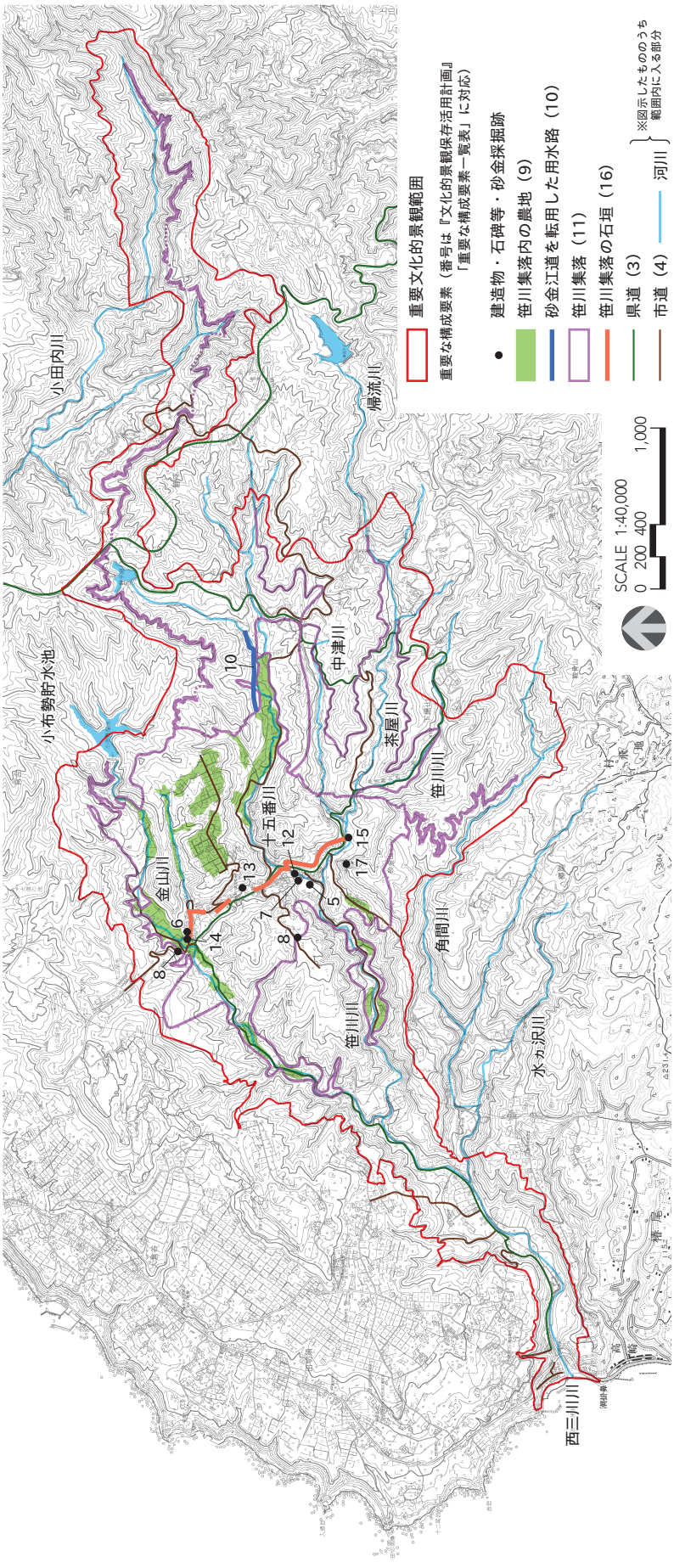

図 5-1　重要な構成要素位置図

<table>
<tr><td>（ひらがな）</td><td colspan="3">にしみかわがわ、かくまがわ、ささがわがわ</td><td rowspan="2">番号</td><td rowspan="2">No.1</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3">西三川川、角間川、笹川川</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5">○西三川川：大小 868 地先と同 869 地先に挟まれ、西三川 1352 地先と同 1644-3 地先に挟まれるまでの河川 121,972㎡
○角間川：西三川 772 地先と同 773-4 地先に挟まれ、同 1826-3 地先と同 1826-4 地先に挟まれるまでの河川 1,171㎡
○笹川川：西三川 1957-11 地先と同 1973-3 地先に挟まれ、同 993 地先と同 1812-3 地先に挟まれるまでの河川 47,040㎡</td></tr>
<tr><td>所有者等</td><td colspan="5">国土交通省（管理者：新潟県）</td></tr>
<tr><td>景観単位</td><td>複数にわたるもの</td><td>構成要素種別</td><td>二級河川</td><td>他の文化財指定等</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>概　　要</td><td colspan="5">西三川川は真野地区豊田地内の小布施溜池を始点とする全長約 6.5km の二級河川で、支流の角間川及び笹川川が合流し西部の真野湾へ至る。流域は稲作を中心とした農村地域が形成されている。</td></tr>
<tr><td>本質的価値との関　　係</td><td colspan="5">河川流路そのものは大きな変更なく現在に継承されている。また、河川の流域には、かつての砂金採掘跡と現在の農地が一体となった景観が広がっており、文化的景観を構成する価値を有する。</td></tr>
<tr><td>保存方針</td><td colspan="3">・現状維持を基本とする
・自然環境の保全に努める</td><td colspan="2" rowspan="2">写真

西三川川　中流付近

西三川川　下流付近</td></tr>
<tr><td>現状変更等の取扱基　　準</td><td colspan="3">①　保存事項（変更する際に届出を要する事項）
・流路位置や幅の変更
・護岸や橋梁の整備
②　協議・検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項）
・ガードレール等の工作物等の設置
③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項）
・雑草、倒木の除去等
・その他河川の維持管理のために日常的に行われる作業</td></tr>
<tr><td>位置図</td><td colspan="5"> </td></tr>
</table>

重要な構成要素【個票】

備　　考	管理者現住所：新潟県新潟市中央区新光町 4-1（佐渡市相川二町目浜町 20-1） 管理部局：新潟県（佐渡地域振興局）
整備活用修理等履　歴	

◆図面等

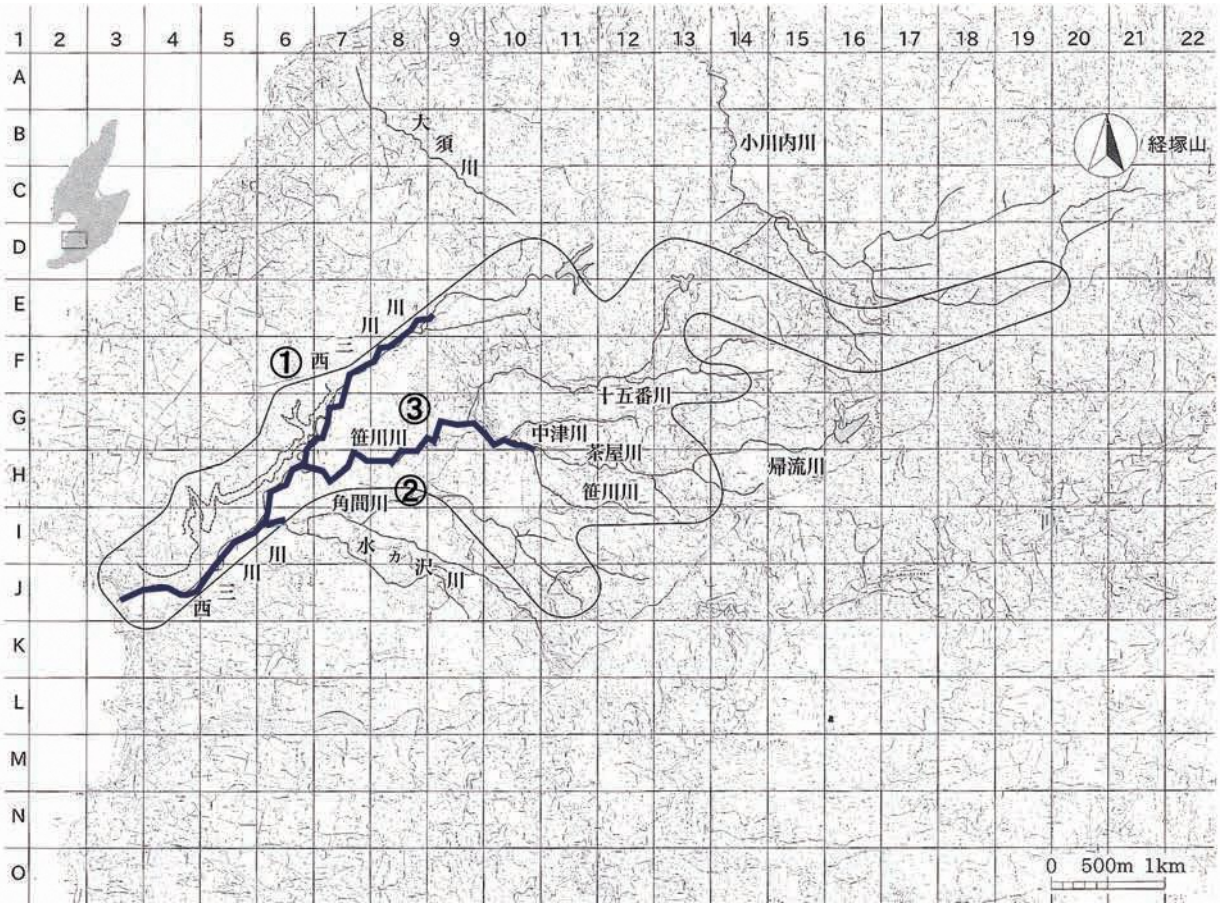

二級河川：①西三川川、②角間川、③笹川川

（ひらがな）	じゅうごばんがわ、なかつがわ			番号	No.2
名　　称	十五番川、中津川				
所在地	○十五番川：豊田 1917-1 地先と静平 221 地先に挟まれ、豊田 1917-10 地先と静平 119 地先に挟まれるまでの河川と、静平 128-4 地先と同 130-4 地先に挟まれ、西三川 580-6 地先と同 1965-3 地先に挟まれるまでの河川　19,468㎡ ○中津川：下黒山 189-1 地先と西三川 2022-1 地先に挟まれ、西三川 2018-9 地先と同 2022-2 地先に挟まれるまでの河川　1,044㎡				
所有者等	佐渡市				
景観単位	複数にわたるもの	構成要素種別	普通河川	他の文化財指定等	なし
概　　要	十五番川及び中津川は、選定範囲内の笹川川より分岐する普通河川。 十五番川は、江戸中期の記録に砂金の「川流し」場として記載されており、水田耕作とともに砂金採取も行われていた。十五番川、中津川の流域は稲作を中心とした農村地域が形成されている。				
本質的価値との関　係	河川流路は大きな変更なく現在に継承されている。また、河川の流域には、かつての砂金採掘跡と現在の農地が一体となった景観が広がっており、文化的景観を構成する価値を有する。				
保存方針	・現状維持を基本とする ・自然環境の保全に努める				
現状変更等の取扱基　準	①　保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・流路位置や幅の変更 ・護岸や橋梁の整備 ②　検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項） ・ガードレール等の工作物等の設置 ③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項） ・雑草、倒木の除去等 ・その他河川の維持管理のために日常的に行われる作業				
写真	 十五番川 十五番川とその流域に広がる水田				
位置図					

重要な構成要素【個票】

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』P207 ～ 208 / P135 管理者住所：佐渡市千種 232 番地 管理部局：市役所建設課
整備活用修理等履　歴	・令和 2 年度：十五番川護岸（石積み）災害復旧工事 (部分)

◆図面等

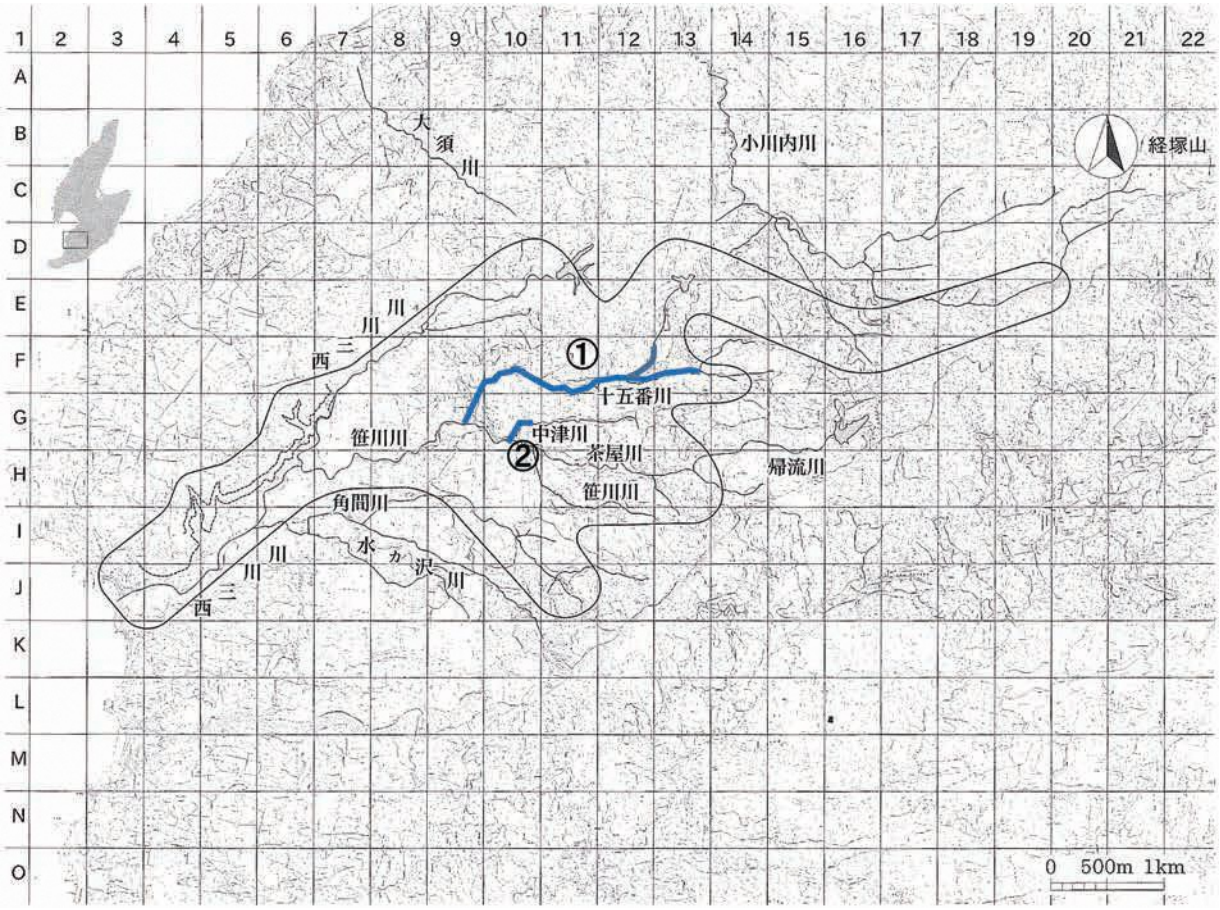

普通河川：①十五番川、②中津川

普通河川

（ひらがな）	しずだいら・にしみかわせん			番 号	No.3
名　　称	**静平・西三川線**				
所 在 地	西三川 2022-11 地先と同 2022-12 地先に挟まれ、同 1872-8 地先と同 1707-4 地先に挟まれるまでの道路 5,647.6m / 静平 570-1 地先と同 570-5 地先に挟まれ、下黒山 511-1 地先と同 145-6 地先に挟まれるまでの道路　952.5m				
所有者等	新潟県				
景観単位	複数にわたるもの	構成要素種別	県道	他の文化財指定等	なし
概　　要	金子勘三郎家文書の地図や絵図等に道筋が描かれている。それらの古くからある道は集落形成の核をなしており、現在においても集落内の主要道路となっている。				
本質的価値との関　係	近世から近現代における西三川の生活・生業及び歴史、自然利用（砂金採掘）を考えるうえで不可欠な要素（生活道路）				
保存方針	・現状維持を基本とする				
現状変更等の取扱基　準	①　保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・道の機能を失う行為 ②　検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項） ・幅員や線形の変更 ・ガードレール等の工作物等の設置 ③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項） ・雑草、倒木の除去等 ・その他道路の維持管理のために日常的に行われる作業				

写真

県道 432 号 静平・西三川線
（中河原橋付近）

県道 432 号 静平・西三川線
（赤池橋付近）

位置図

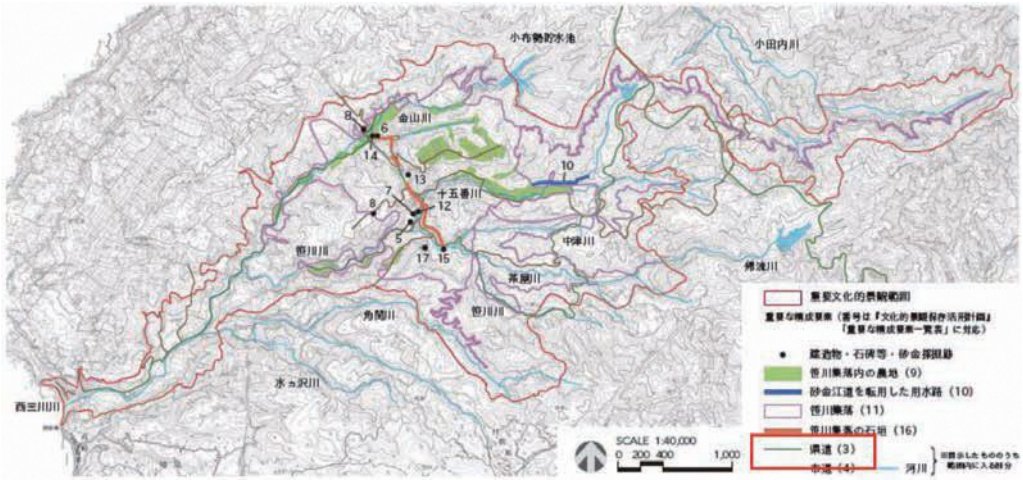

重要な構成要素【個票】

備　　考	管理者現住所：新潟県新潟市中央区新光町 4-1（佐渡市相川二町目浜町 20-1） 管理部局：新潟県（佐渡地域振興局）
整備活用修理等履歴	

◆図面等

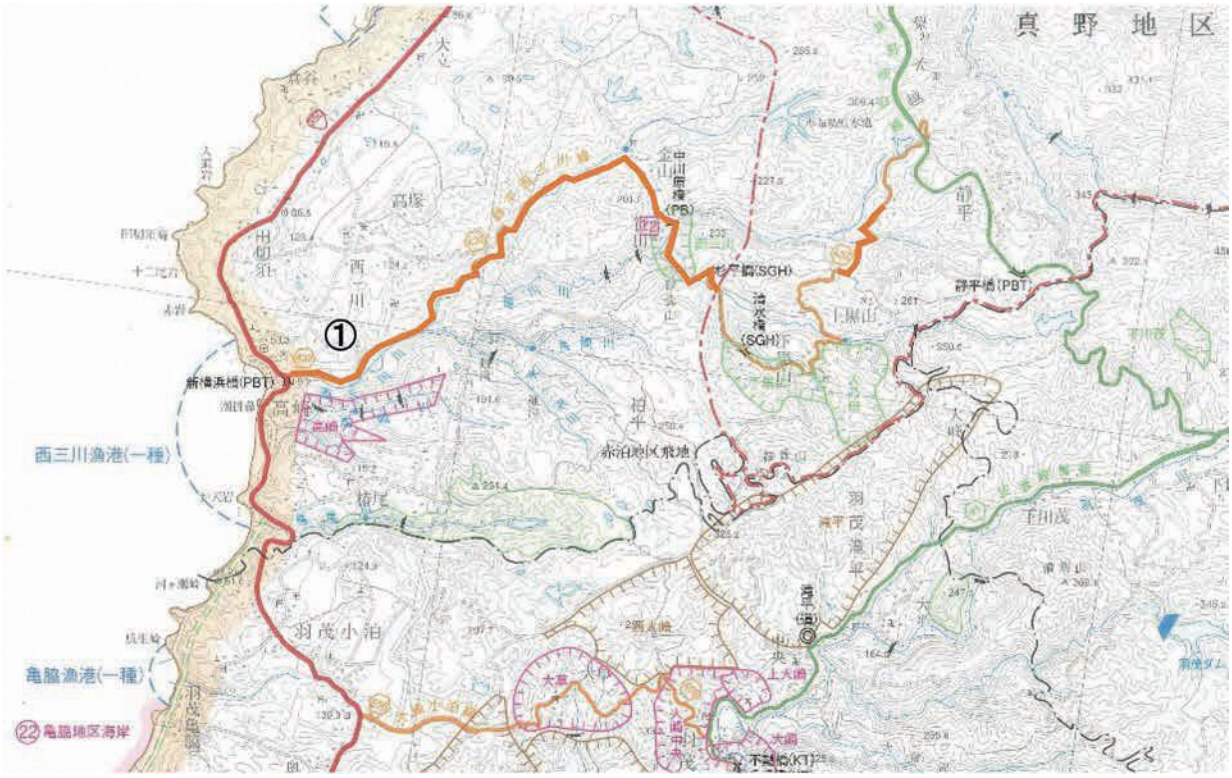

（ひらがな）	だいしょうせん、しもくろやません、ささがわせん、たかさきせん、しずだいらせん	番号	No.4
名　　称	大小 72 号線、下黒山 1・2 号線、笹川 4・8・9・24・33・36・41・42・44・50・51・52・56・57・61 号線、西三川 8・9・10・12・28・30・34・44・47・48・56・62・63 号線、高崎 31 号線・静平 38 号線		
所 在 地	○大小 72 号線：大小 842-1 地先と同 846 地先に挟まれ、西三川 301-2 地先と同 301-3 地先に挟まれるまでの道路 596.2m　○下黒山 1 号線：西三川 2022-1 地先と同 2022-15 地先に挟まれ、同 2022-1 地先と同 2022-14 地先に挟まれるまでの道路 175.5m　○下黒山 2 号線：下黒山 511-1 地先と同 512-1 地先に挟まれ、西三川 2010 地先と同 455-11 地先に挟まれるまでの道路 1,713.2m　○笹川 4 号線：西三川 354-2 地先と同 301-2 地先に挟まれ、同 2003-1 地先と同 241-1 地先に挟まれるまでの道路 461.6m　○笹川 8 号線：西三川 2004-1 地先と同 415-1 地先に挟まれ、同 2003-1 地先と同 2069-2 地先に挟まれるまでの道路 554.0m　○笹川 9 号線：西三川 2009-14 地先と同 218-2 地先に挟まれ、同 139-1 地先と同 120-1 地先に挟まれるまでの道路 316.8m　○笹川 24 号線：西三川 2008-3 地先と同 2008-7 地先に挟まれ、同 1975 地先と同 1972-1 地先に挟まれるまでの道路 595.3m　○笹川 33 号線：西三川 2005-3 地先と同 433 地先に挟まれ、同 562-3 地先と同 462-3 地先に挟まれるまでの道路 313.4m　○笹川 36 号線：西三川 564-1 地先と同 562-1 地先に挟まれ、同 1808-1 地先と同 1955-2 地先に挟まれるまでの道路 1,326.2m　○笹川 41 号線：西三川 569-4 地先と同 569-7 地先に挟まれ、同 72-6 地先と同 82 地先に挟まれるまでの道路 101.9m　○笹川 42 号線：西三川 1960-1 地先と同 597- 地先に挟まれ、同 1958-1 地先と同 1958-5 地先に挟まれるまでの道路 569.7m　○笹川 44 号線：西三川 72-6 地先と同 72-7 地先に挟まれ、同 550-1 地先と同 553 地先に挟まれるまでの道路 363.1m　○笹川 50 号線：西三川 594 地先と同 595 地先に挟まれ、同 1963-2 地先と同 586 地先に挟まれるまでの道路 90.8m　○笹川 51 号線：西三川 304-1 地先と同 307 地先に挟まれ、大小 879-1 地先に西接するまでの道路 790.8m　○笹川 52 号線：西三川 2034 に南接し、同 1994-3 地先と同 2128 地先に挟まれるまでの道路 853.7m　○笹川 56 号線：西三川 246 地先と同 287 地先に挟まれ、同 242-5 地先と同 246-2 地先に挟まれるまでの道路 60.6m　○笹川 57 号線：西三川 108-2 地先と同 108-6 地先に挟まれ、同 110-1 地先と同 110-2 地先に挟まれるまでの道路 64.3m　○笹川 61 号線：西三川 2005-3 地先と同 2005-11 地先に挟まれ、同 2008-9 地先と同 2008-22 地先に挟まれるまでの道路 72.5m　○西三川 8 号線：西三川 1345 地先と同 1877-2 地先に挟まれ、同 1346-11 地先と同 1352-2 地先に挟まれるまでの道路 319.6m　○西三川 9 号線：西三川 1347-10 地先と同 1874-1 地先に挟まれ、同 1347-2 地先と同 1347-7 地先に挟まれるまでの道路 84.5m　○西三川 10 号線：西三川 1872-7 地先と同 824-4 地先に挟まれ、同 1837-7 地先と同 1869-1 地先に挟まれるまでの道路 214.7m　○西三川 12 号線：西三川 1138-3 地先と同 1139 地先に挟まれ、同 1844-2 地先と同 1844-4 地先に挟まれるまでの道路 314.6m　○西三川 28 号線：西三川 1923 地先に東接し、同 844-5 地先に西接するまでの道路 328.9m　○西三川 30 号線：西三川 1938-1 地先に東接し、同 844-5 地先と同 862-2 地先に挟まれるまでの道路 587.1m　○西三川 34 号線：西三川 866-2 地先と同 868 地先に挟まれ、同 879 地先と同 871 地先に挟まれるまでの道路 77.8m　○西三川 44 号線：西三川 854-1 地先と同 865 地先に挟まれ、同 854-1 地先と同 867 地先に挟まれるまでの道路 65.3m　○西三川 47 号線：西三川 1346-1 地先と同 1346-4 地先に挟まれ、同 1346-1 地先と同 1346-4 地先に挟まれるまでの道路 20.2m　○西三川 48 号線：西三川 1349 地先と同 1872-7 地先に挟まれ、同 1873-3 地先と同 1874-7 地先に挟まれるまでの道路 109.4m　○西三川 56 号線：西三川 840-1 地先と同 1845-1 地先に挟まれ、同 1845-2 地先と同 1922 地先に挟まれるまでの道路 65.6m　○西三川 62 号線：西三川 1137 地先と同 1138-3 地先に挟まれ、同 1844-3 地先と同 1844-3 地先に南接するまでの道路 148.7m　○西三川 63 号線：西三川 822-1 地先と同 1872-8 地先に挟まれ、同 829-1 地先と同 1838-1 地先に挟まれるまでの道路 170.0m　○高崎 31 号線：西三川 844-2 地先と同 844-5 地先に挟まれ、同 2298-1 地先と同 2301 地先に挟まれるまでの道路 134.5m　○静平 38 号線：静平 579-35 地先と同 579-45 地先に挟まれ、同 577-18 地先と同 577-22 地先に挟まれるまでの道路 36.5m		
所有者等	佐渡市		
景観単位	複数にわたるもの	構成要素種別：市道	他の文化財指定等：なし
概　　要	金子勘三郎家文書の地図や絵図等に道筋が描かれている。それらの古くからある道は集落形成の核をなしており、現在においても集落内の主要道路となっている。		
本質的価値との関　係	近世から近現代における西三川の生活・生業及び歴史、自然利用（砂金採掘）を考えるうえで不可欠な要素（生活道路）		
保存方針	・現状維持を基本とする		

現状変更等の取扱基準	① 保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・道の機能を失う行為 ② 検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項） ・幅員や線形の変更 ・ガードレール等の工作物等の設置 ③ 日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項） ・雑草、倒木の除去等 ・その他道路の維持管理のために日常的に行われる作業	写真 市道笹川 4 号線（金子家　付近） 市道大小 72 号線（赤池橋付近）
位置図	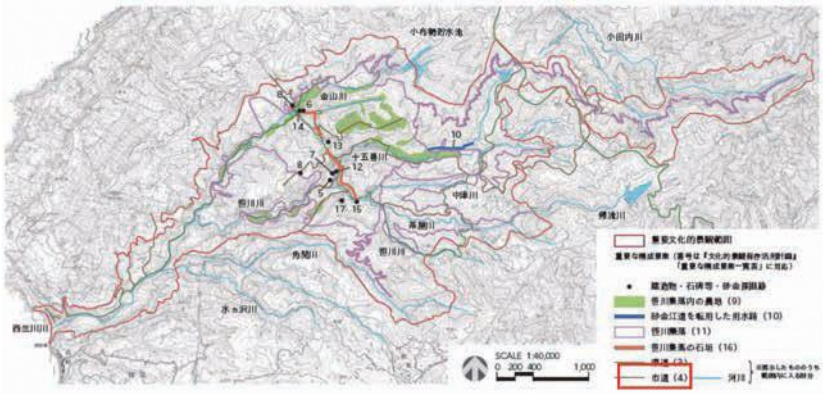	
備考	管理者住所：佐渡市千種 232 番地 管理部局：市役所建設課	
整備活用修理等履歴		

◆図面等

市道：大小線、下黒山線、笹川線、西三川線、高崎線、静平線

（ひらがな）	あらがみやま			番号	No.5
名　　称	荒神山				
所在地	西三川 466-1、同 466-2、同 466-3、同 1964、同 1965、同 1965-1、同 1965-2				
所有者等	個人				
景観単位	中流域	構成要素種別	修験聖地	他の文化財指定等	なし
概　　要	江戸時代の絵図「西三川砂金山全図」には、荒神山は「此山ニ小社ありという、此山ニ入バ神ノタタリ有とて土民大ニ恐ル」と記載されている。 荒神山の周辺には、阿弥陀堂、法名院塚、行者の修行地と伝わる滝があり、これらは中世修験信仰の場であったと考えられる。西三川砂金山最大の稼ぎ場といわれる虎丸山と隣接し、古くからの人々の採掘活動と精神活動の場としての意味合いが強い地といえる。				
本質的価値との関　　係	鉱山と集落、宗教施設のつながりを示す山				
保存方針	・現状維持を基本とする ・自然環境の保全に努める			写真	
現状変更等の取扱基　　準	①　保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・土地の形質の変更 ②　検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項） ・機能の変更 ・管理や運営体制の変更 ・各種サイン（説明・誘導など）の整備 ③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項） ・雑草、倒木の除去等			 荒神山　全景	
位置図	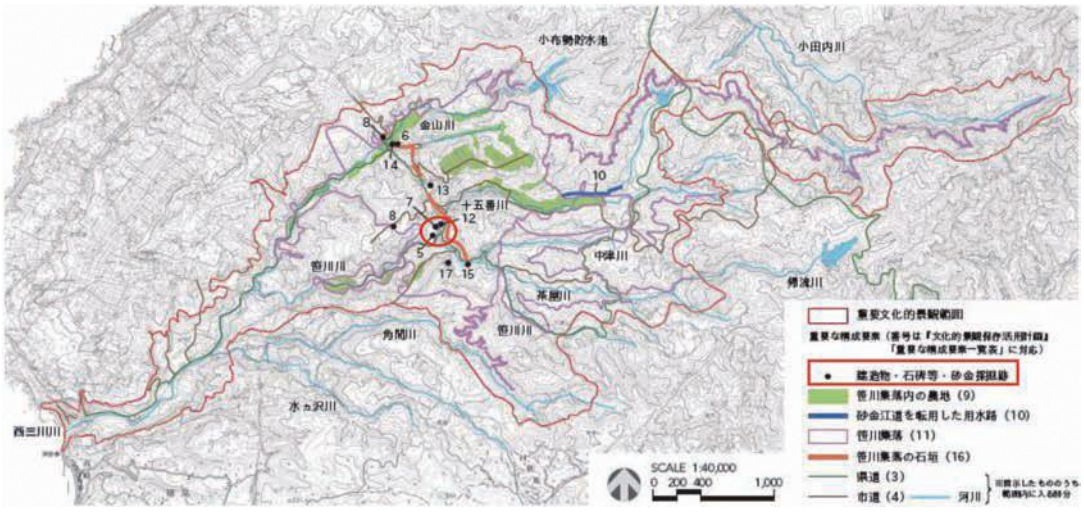				

重要な構成要素【個票】

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』P119 ～ 157
整備活用修理等履歴	平成 25 年 3 月：解説サインを設置【文化的景観保護推進事業】

◆図面等

荒神山　範囲図

<table>
<tr><td>（ひらがな）</td><td colspan="3">おおやまつみじんじゃ</td><td rowspan="2">番号</td><td rowspan="2">No.6</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3">大山祇神社</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5">西三川 302、同 303</td></tr>
<tr><td>所有者等</td><td colspan="5">宗教法人大山祇神社 代表役員　高柳雅宏（土地）、笹川集落（建物）</td></tr>
<tr><td>景観単位</td><td>中流域</td><td>構成要素種別</td><td>宗教関連施設</td><td>他の文化財指定等</td><td>国史跡</td></tr>
<tr><td>概　　要</td><td colspan="5">西三川砂金山の繁栄と安全を祈願し、文禄２年 (1593) に開基したと伝わる。境内地の高台にある社殿（昭和初期建造）は、本殿・幣殿・拝殿の三社が並列し、本殿・幣殿は切妻造妻入、拝殿は入母屋造平入で、いずれも桟瓦葺である。境内の西側には切妻造、桟瓦葺の能舞台（1800 年代後半建造）、東側には切妻造、桟瓦葺の幟小屋（戦後期建造）が現存する。</td></tr>
<tr><td>本質的価値との関　係</td><td colspan="5">江戸時代の絵図に描かれた集落内の配置構成と変わることなく、鉱山の閉山後も村内唯一の氏神として集落の信仰を集め、維持されている。</td></tr>
<tr><td>保存方針</td><td colspan="3">・配置及び意匠等は現状維持を基本とする
・自然環境の保全に努める</td><td colspan="2" rowspan="2">写真

大山祇神社境内
（左より：狛犬、能舞台、石鳥居）

大山祇神社　拝殿</td></tr>
<tr><td>現状変更等の取扱基　準</td><td colspan="3">① 保存事項（変更する際に届出を要する事項）
・外観等（神社社殿（本殿・幣殿・拝殿）、能舞台、幟小屋、工作物）の変更
・敷地内の新築、配置構成の変更
② 検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項）
・機能の変更
・管理や運営体制の変更
・各種サイン（説明・誘導など）の整備
③ 日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項）
・雑草、倒木の除去等
・建物の維持管理等

※ 国史跡の範囲は、その保存活用計画等に則って現状変更を行う</td></tr>
<tr><td>位置図</td><td colspan="5"> 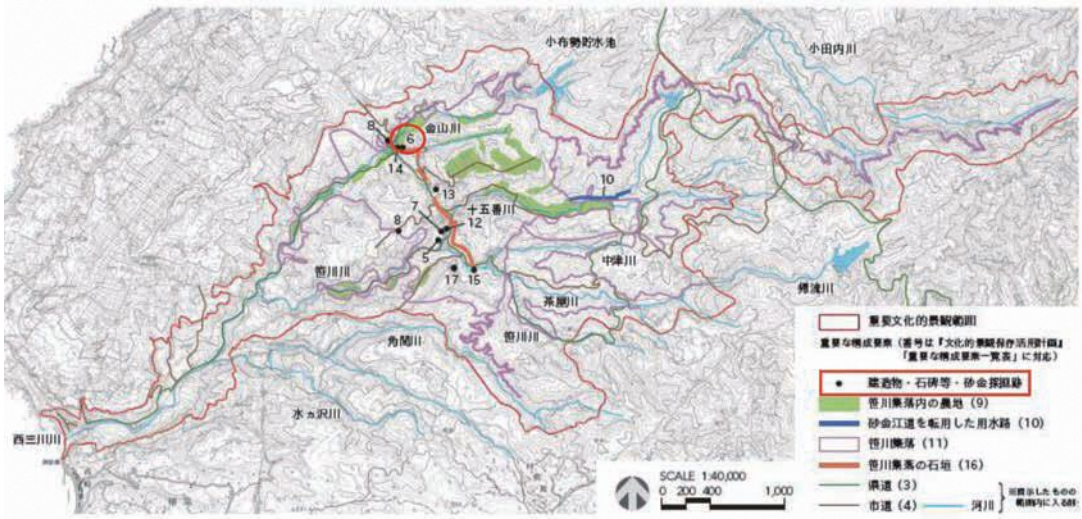
</td></tr>
</table>

重要な構成要素【個票】

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』P142 ～ 148 / P155 / P189 ～ 190 『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書第Ⅱ期』 P48 ～ 67 / P244 ～ 251 笹川の景観を守る会に日常の維持管理（草刈りなどの環境美化業務）を委託
整備活用 修 理 等 履　　歴	平成 21 年度：幣殿屋根葺替、天井・外壁修理、基礎の補強工事 平成 25 年 3 月：境内入り口付近に解設サインを設置【文化的景観保護推進事業】 平成 30 年度：幟小屋修理（屋根・基礎・軸組）【文化的景観保護推進事業】

◆図面等

大山祇神社敷地及び建物配置図

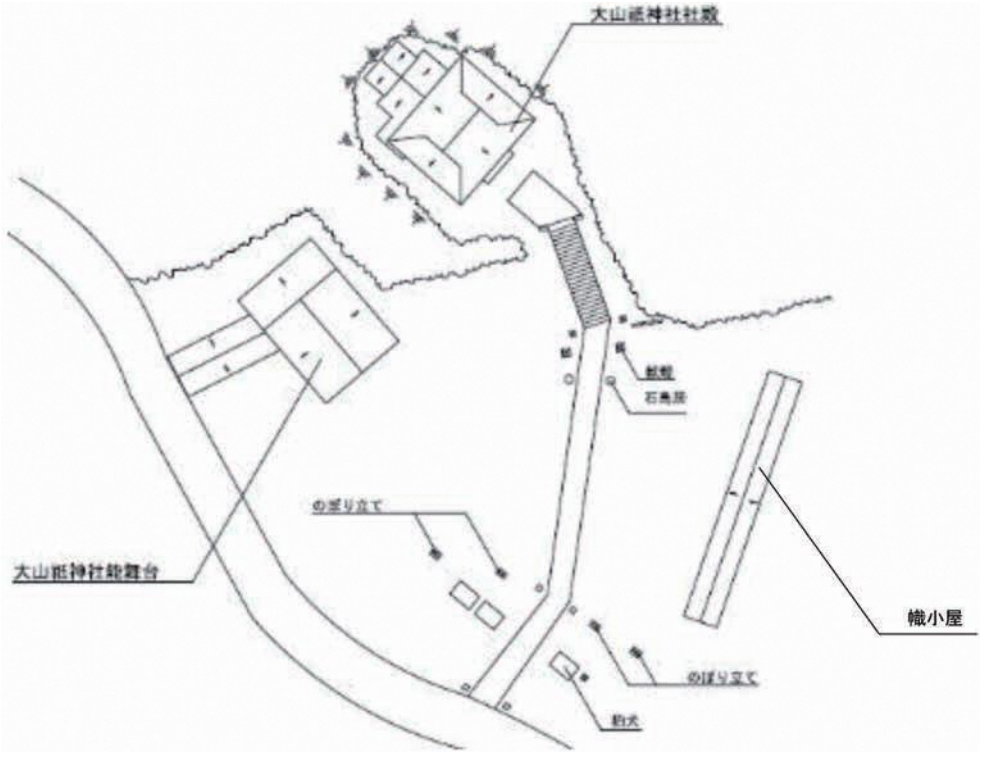

<table>
<tr><td>（ひらがな）</td><td colspan="3">あみだどう</td><td rowspan="2">番 号</td><td rowspan="2">No.7</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3">阿弥陀堂</td></tr>
<tr><td>所 在 地</td><td colspan="5">西三川 465</td></tr>
<tr><td>所有者等</td><td colspan="5">個人（土地）、笹川集落（建物）</td></tr>
<tr><td>景観単位</td><td>中流域</td><td>構成要素種別</td><td>宗教関連施設</td><td>他の文化財指定等</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>概　　要</td><td colspan="5">阿弥陀堂は方三間の堂宇で屋根は切妻造、桟瓦葺である。堂宇西側の桁には切断した痕跡があり、かつては四間×三間と現況より広かったとされる。また、文書によると元禄 7 年（1694）には現存し、嘉永 2 年（1849）に大破により再建したとされる。本堂宇は幾度か改造が行われているが、現存する軸組や祭壇上部の虹梁などは建築当初のものであり、渦巻紋様や文書類などから、1600 年代初期頃の建築と考えられる。</td></tr>
<tr><td>本質的価値との関　係</td><td colspan="5">阿弥陀堂の付近には、山伏の修行場や浄土真宗寺院の跡地などがあり、かつて砂金採掘に関わった人々の信仰の名残をとどめている。また、文書類から建物の変遷過程が明らかであり、虹梁の渦巻紋様の意匠などから 1600 年代初期頃の建築とされる。</td></tr>
<tr><td>保存方針</td><td colspan="3">・配置及び意匠等は現状維持を基本とする
・自然環境の保全に努める</td><td colspan="2" rowspan="2">写真

阿弥陀堂（正面）

阿弥陀堂（側面）</td></tr>
<tr><td>現状変更等の取扱基　準</td><td colspan="3">① 保存事項（変更する際に届出を要する事項）
・外観等（堂宇、石造物（石碑・手水鉢ほか）、石段）の変更
・敷地内の新築、配置構成の変更
② 検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項）
・機能の変更
・管理や運営体制の変更
・各種サイン（説明・誘導など）の整備
③ 日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項）
・雑草、倒木の除去等
・建物の維持管理等</td></tr>
<tr><td>位 置 図</td><td colspan="5"> 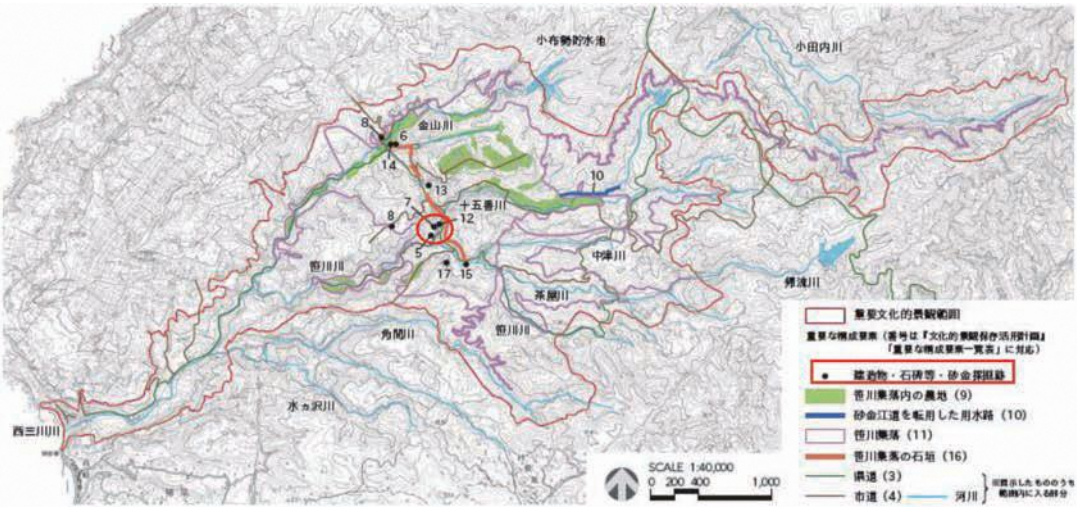
</td></tr>
</table>

重要な構成要素【個票】

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』P157 / P183 ～ 189 平成 19 年度佐渡市歴史的建造物調査（阿弥陀堂）報告書 令和 3 年度笹川阿弥陀堂厨子部材調査報告書 笹川の景観を守る会に日常の維持管理（草刈り等の環境美化業務）を委託
整備活用修理等履　　歴	昭和 43 年：祭壇下部コンクリートブロック基礎工事 昭和 56 年：屋根工事（茅葺→桟瓦葺） 平成 19 年 10 月：阿弥陀堂調査【佐渡市単独事業】 平成 25 年 3 月：解説サインを設置【文化的景観保護推進事業】

◆図面等

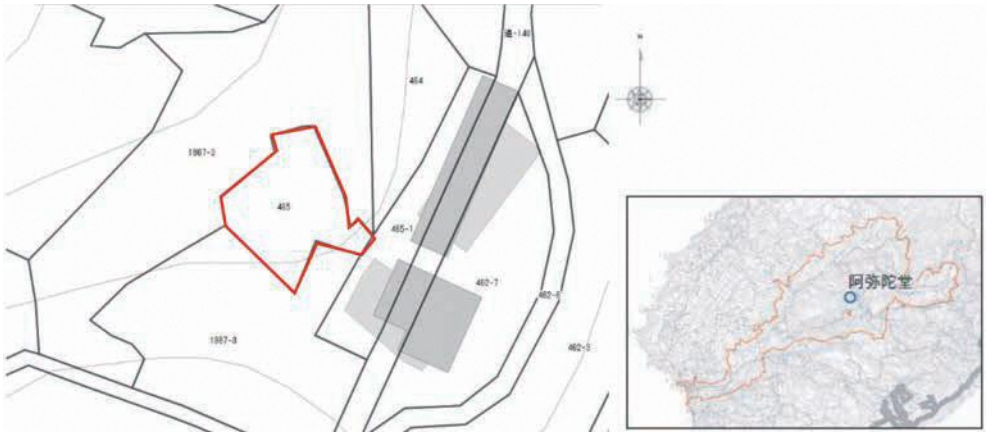

阿弥陀堂敷地及び建物配置図

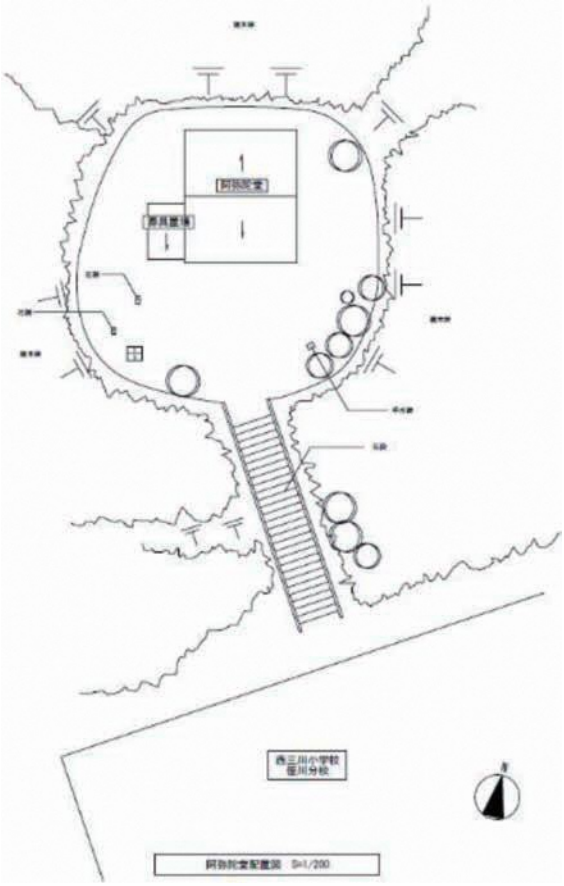

（ひらがな）	ささがわしゅうらくないのきょうどうぼち			番号	No.8
名　　称	笹川集落内の共同墓地				
所 在 地	西三川 355、同 436				
所有者等	個人				
景観単位	中流域	構成要素種別	宗教関連施設	他の文化財指定等	なし
概　　要	集落の北側と南側に位置する江戸時代からの共同墓地				
本質的価値との関　係	近世から近現代において形成された共同墓地であり、西三川の生活や信仰等を考えるうえで不可欠な要素				
保存方針	・現状維持を基本とする			写真	
現状変更等の取扱基　準	①　保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・外観等の変更 ・土地の形質の変更 ②　検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項） ・管理や運営体制の変更 ・各種サイン（説明・誘導など）の整備 ③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項） ・雑草、倒木の除去等 ・維持管理等			 笹川集落内の共同墓地（北側） 笹川集落内の共同墓地（南側）	
位 置 図	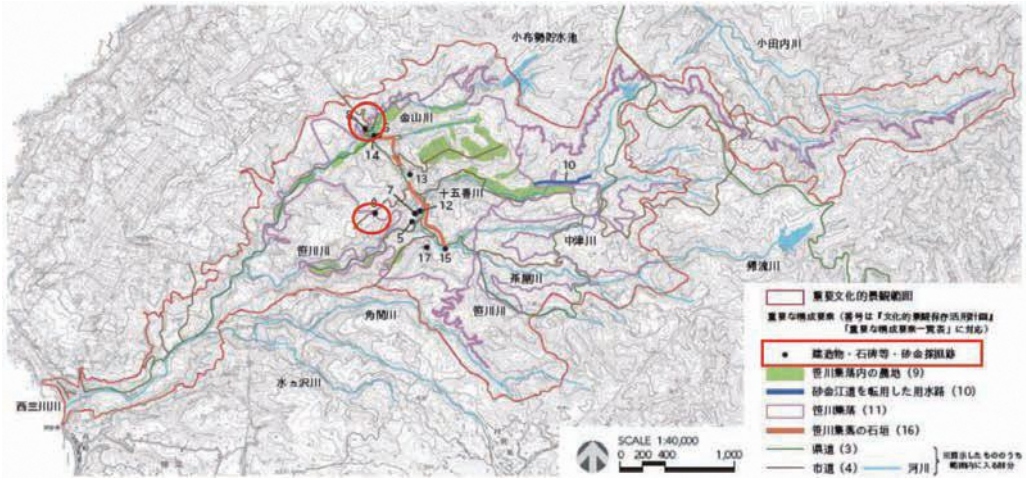				

重要な構成要素【個票】

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』P147
整備活用 修 理 等 履　　歴	

◆図面等

共同墓地（北側）範囲図

共同墓地（南側）範囲図

（ひらがな）	ささがわしゅうらくないののうち			番号	No.9
名　　称	笹川集落内の農地				
所 在 地	笹川集落内の区域				
所有者等	個人				
景観単位	中流域	構成要素種別	生業空間	他の文化財指定等	なし
概　　要	砂金山閉山後に行われた余剰地の開墾や砂金採掘地・堤跡の田畑への転換に対し、近世の鉱山技術を応用した農地開発が進められ、現在の農山村集落の景観を生み出す要因となった。 地割の大きさは、居住域に近いところほど小さく、離れるほど大きいといった一般的な山間地の村落で見られる傾向が認められる。				
本質的価値との関　係	近世から近現代における西三川の生活・生業及び歴史、土地利用の変遷を考えるうえで不可欠な要素（農地）				
保存方針				写真	
現状変更等の取扱基　準	①　保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・圃場整備等の開発行為 ・土地の形質の変更 ②　検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項） ・機能の変更（農地以外への転用） ・管理や運営体制の変更 ・各種サイン（説明・誘導など）の整備 ③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項） ・雑草、倒木の除去等 ・農業用水路の維持管理等			 赤池橋付近の農地 井ノ上沢付近の農地	
位 置 図	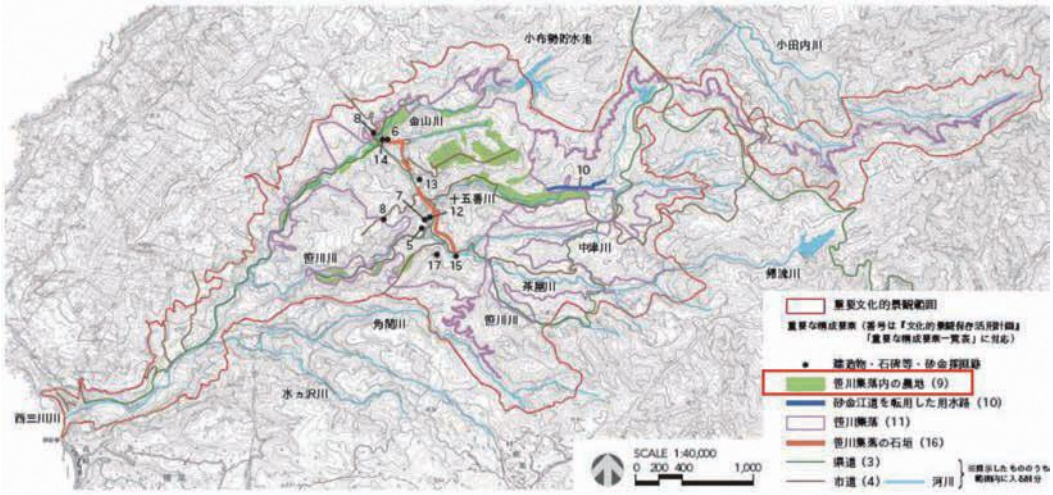				

重要な構成要素【個票】

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』P102 ～ 109 / P124 ～ 140 / P207 ～ 218
整備活用修理等履歴	平成 7 年～県営かんがい排水工事

◆図面等

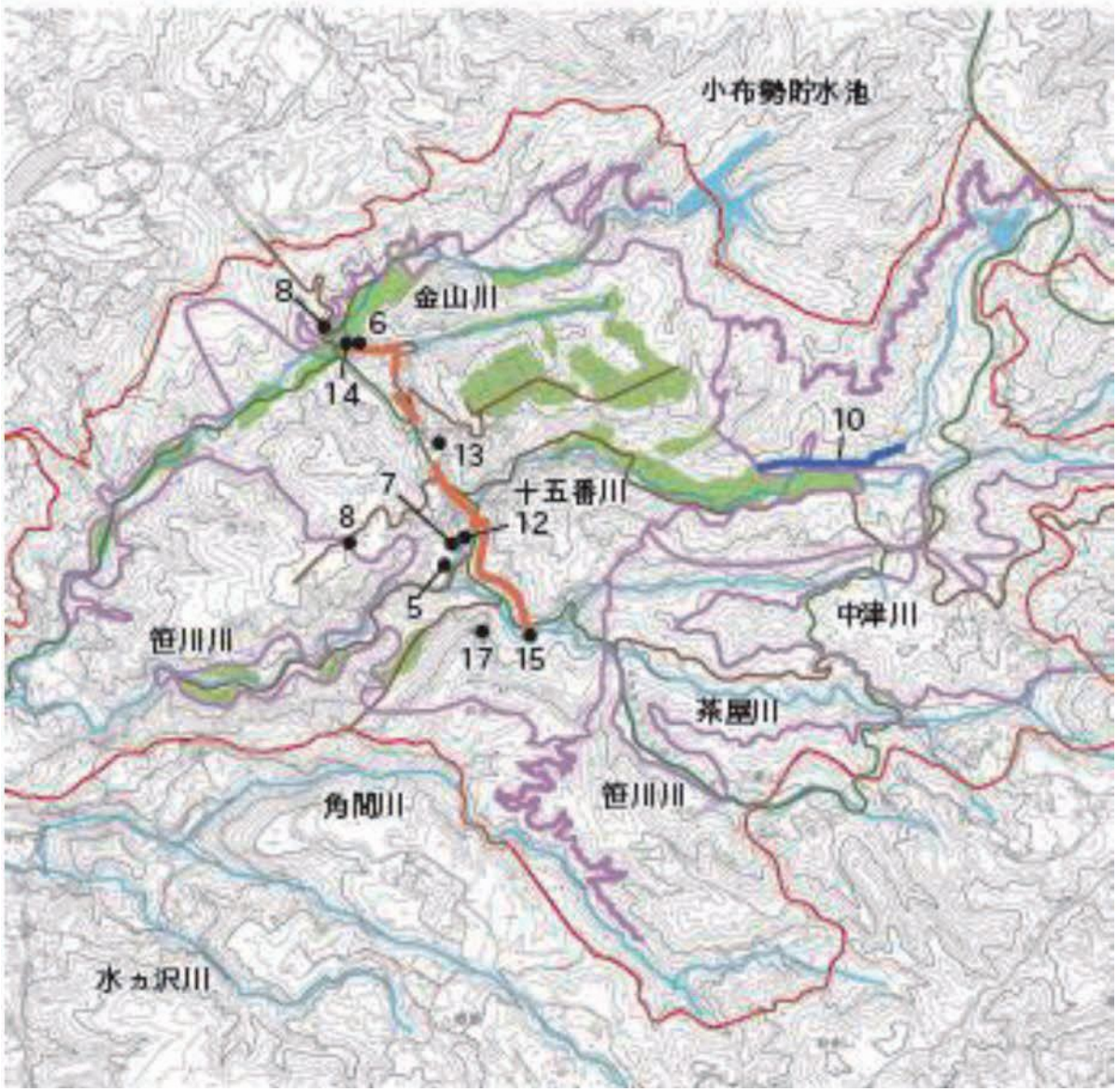

笹川集落内の農地　範囲図

笹川集落内の農地

（ひらがな）	さきんえみちをてんようしたようすいろ			番 号	No.10
名　　称	砂金江道を転用した用水路				
所 在 地	豊田 1918-1 地先と下黒山 162-1 地先に挟まれ、下黒山 177-2 地先と同 170-3 地先に挟まれるまでの水路 513.0m				
所有者等	佐渡市				
景観単位	上流域	構成要素種別	生業空間	他の文化財指定等	なし
概　　要	大流しと呼ばれる砂金採掘のために敷設された筑後江と呼ばれる水路の一部について、閉山後に農地へ導水するために農業用水路へと機能を転用したもの。				
本質的価値との関　係	近世から近現代における西三川の生活・生業及び歴史、自然利用（砂金採掘）を考えるうえで不可欠な要素				
保存方針	・現状維持を基本とする ・自然環境の保全に努める			写真	
現状変更等の取扱基　準	①　保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・流路位置や幅の変更 ・用水路構造物の配置の変更 ②　検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項） ・機能の変更 ・管理や運営体制の変更 ・各種サイン（説明・誘導など）の整備 ③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項） ・雑草、倒木の除去等 ・用水路構造物の維持管理等			 砂金江道を転用した用水路	
位 置 図	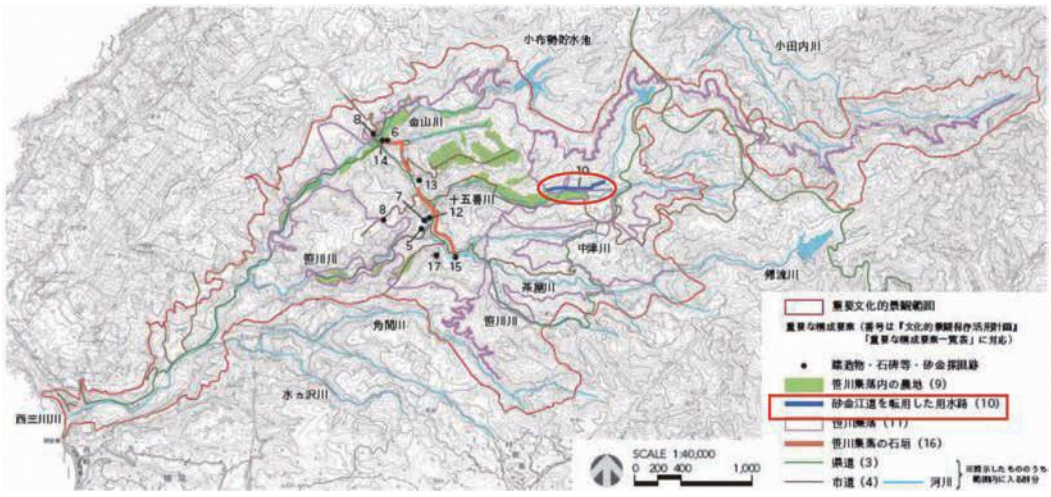				

重要な構成要素【個票】

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』P209 ～ 210 / P214 ～ 218
整備活用 修 理 等 履　　歴	

◆図面等

砂金江道を転用した用水路　範囲図

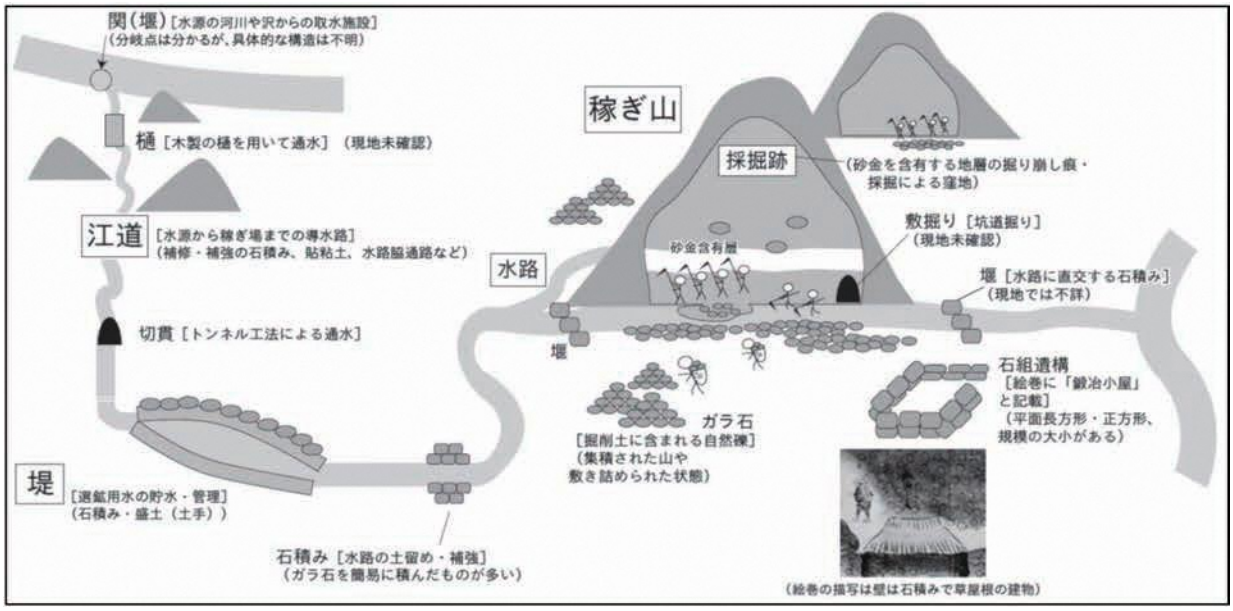

図：砂金採掘の流れ

（ひらがな）	ささがわしゅうらく			番号	No.11
名　　称	笹川集落				
所 在 地	笹川集落の区域及び下黒山、静平、豊田、下川茂の一部				
所有者等	個人、集落				
景観単位	複数にわたるもの	構成要素種別	居住地を構成する要素	他の文化財指定等	国史跡
概　　要	戦国時代末期の砂金山開発により形成された集落。基本的にはかつての砂金採掘時代の屋敷配置を踏襲し、現在まで大きな変化はなく継承されている。中世末期の西三川砂金山の中心であったが、明治５年（1872）の鉱山閉山以降は、生業を農林業に移行してきた。 江戸時代に集落内で「大流し」と呼ばれる砂金採掘を行うために敷設された導水路（江道）は、現在でも集落東方の上流域に遺構として残存している。				
本質的価値との関　　係	近世から近現代における西三川の生活・生業及び歴史、自然利用（砂金採掘）を考えるうえで不可欠な要素 ○建物：農家らしい家屋配置、歴史的な建物の外観 ○導水路跡：金山江（国史跡）、虎丸山導水路（国史跡）、杉平山導水路、筑後江、鵜峠山導水路等 　取水口、堤、石積などの導水路に関連する遺構や水路としての繋がり				
保存方針	・建物等は現状維持を基本とする ・導水路跡は原則、現位置及び現形状で保存する			写真	
現状変更等の取扱基　　準	①　保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・外観等の変更 ・建物等の新築、配置等の変更 ②　検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項） ・管理や運営体制の変更 ・各種サイン（説明・誘導など）の整備 ③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項） ・雑草、倒木の除去等 ・建物等の維持管理等 ※　国史跡の範囲は、その保存活用計画等に則って現状変更を行う			 笹川集落内の建物 導水路跡（筑後江取水口）	
位置図	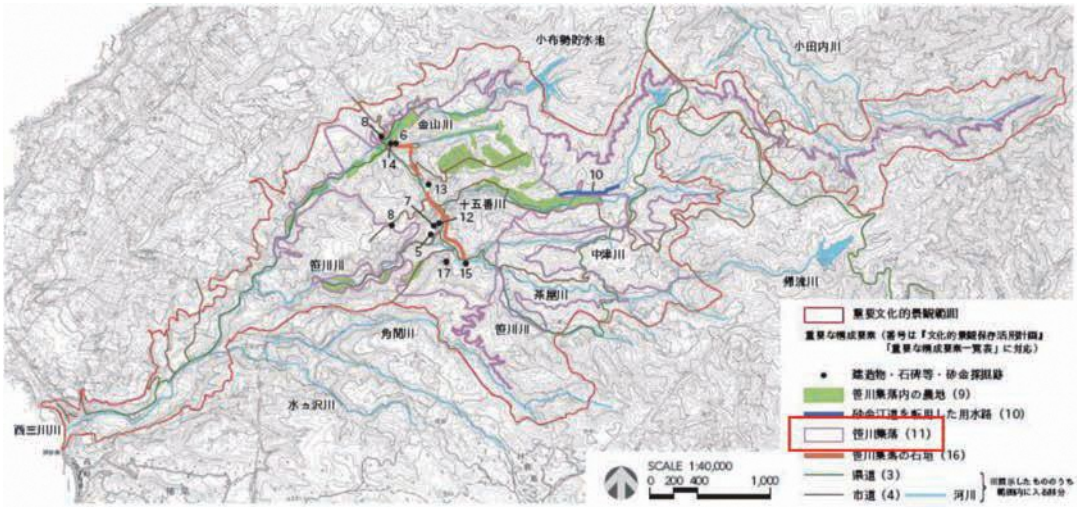				

重要な構成要素【個票】

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観保存調査報告書』P102 ～ 105 / P120 ～ 122 / P171 ～ 182　第 8-1-2 図 『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書第Ⅱ期』　P48 ～ 67 / P244 ～ 251 笹川の景観を守る会に日常の維持管理（草刈り等の環境美化業務）を委託
整備活用修理等履歴	平成 25 年 3 月：各所に解説サイン及び散策用誘導版を設置【文化的景観保護推進事業】 ※修理事業記載

◆図面等

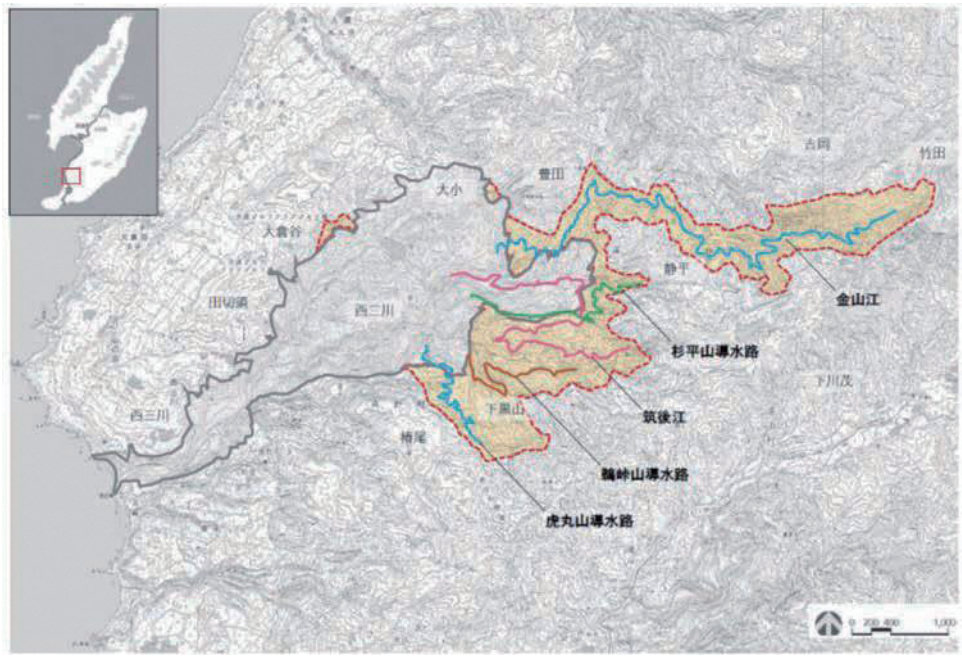

導水路　位置図

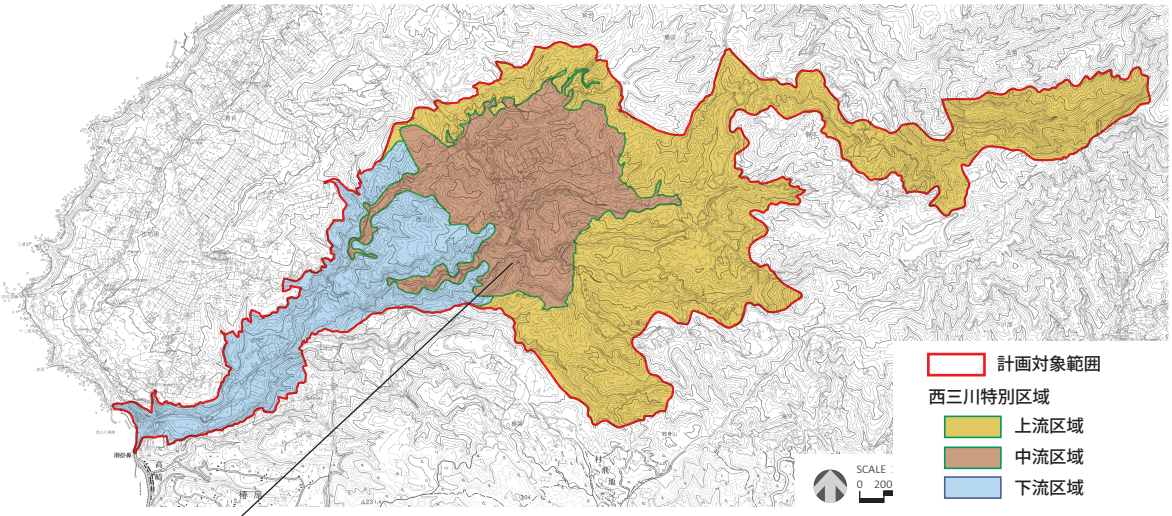

笹川集落　範囲図

（ひらがな）	きゅうにしみかわしょうがっこうささがわぶんこう			番号	No.12
名　　称	旧西三川小学校笹川分校				
所 在 地	西三川 462-6、同 462-7、同 465-1				
所有者等	佐渡市				
景観単位	中流域	構成要素種別	居住地を構成する要素	他の文化財指定等	なし
概　　要	明治 13（1880）年、笹川分校の前身となる笹川派出教場が設立。明治 44 年（1911）に一時大小尋常小学校の付属校となり、昭和 22（1947）年に真野町立西三川小学校の分校となる。現存する校舎は昭和 37 年（1962）に建てられたもので、木造１階建て瓦葺の校舎（教室２室・職員室・理科室・給食室）と体育館が付属する。平成 22 年（2010）３月に佐渡市立真野小学校に統合された。				
本質的価値との関　係	廃校後の現在も地域住民の教育活動や行事等に利用され、集落における中心的な施設として必要な要素				
保存方針	・配置及び意匠等は現状維持を基本とする				
現状変更等の取扱基　準	①　保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・外観等（校舎・体育館）の変更 ・敷地内の新築、配置等の変更 ②　検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項） ・機能の変更 ・管理や運営体制の変更 ・各種サイン（説明・誘導など）の整備 ③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項） ・雑草、倒木の除去等 ・建物の維持管理等				
写真	 笹川分校校舎外観 校舎内観				
位 置 図	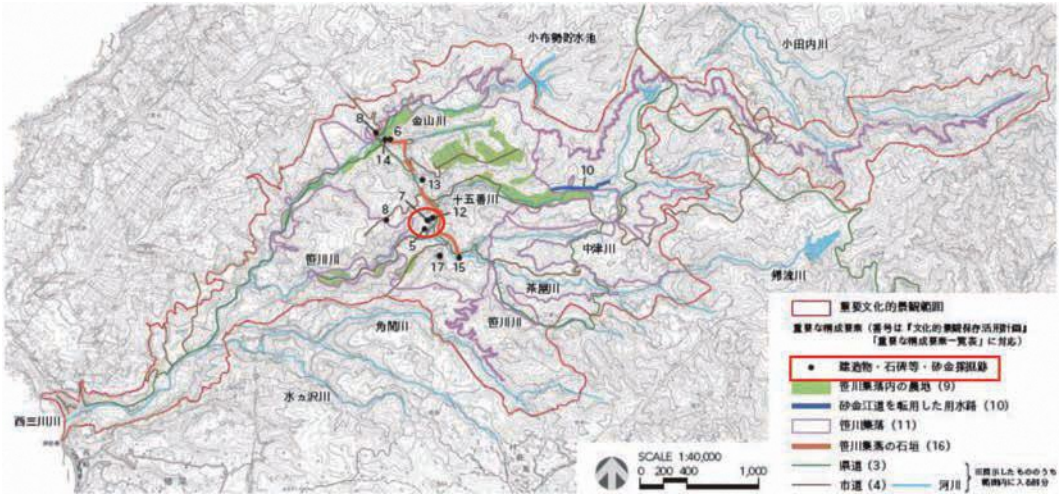				

重要な構成要素【個票】

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』P159 ～ P161 笹川の景観を守る会に日常の維持管理（草刈り等環境美化業務）を委託
整備活用修理等履歴	平成 25 年 3 月：敷地内に解説サインを設置【文化的景観保護推進事業】 平成 30 年度：物置・渡り廊下解体工事（旧トイレ部分撤去）【歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業】 令和元年度：校舎・体育館改修工事（トイレ部分新設）【歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業】 令和 4 年度：グラウンドフェンス改修工事【佐渡市単独事業】

◆図面等

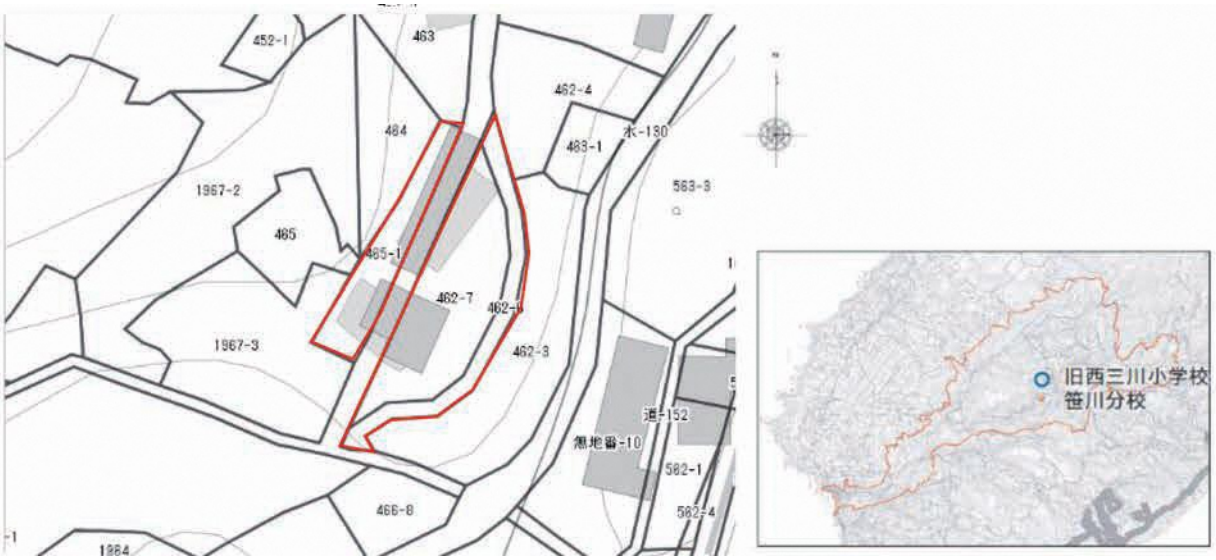

旧西三川小学校笹川分校敷地及び建物配置図

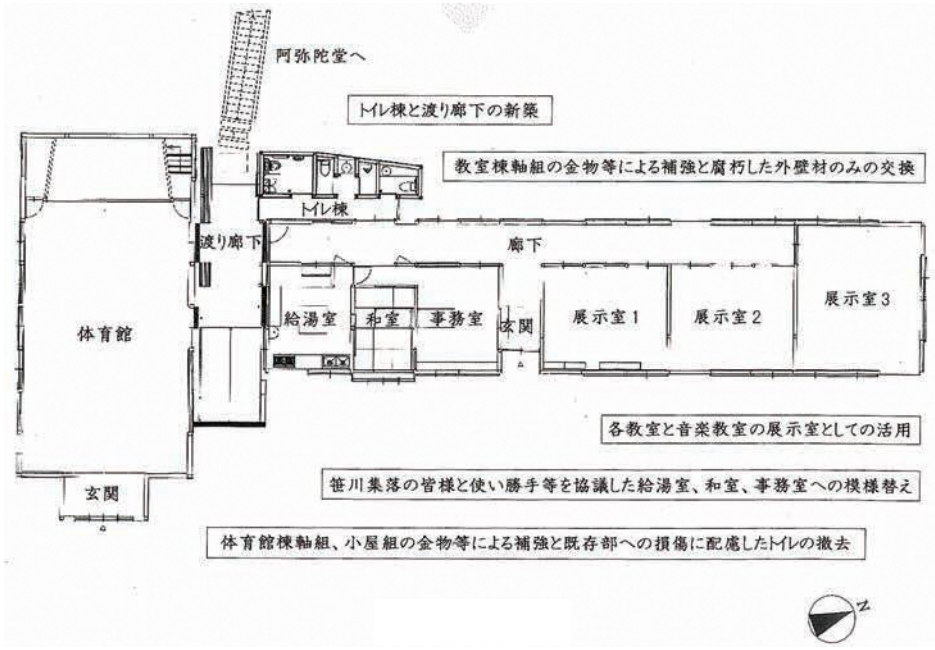

【改修後】平面図

（ひらがな）	もときんざん・ささがわしゅうらくさかいのせきひ			番号	No.13
名　　称	元金山・笹川集落境の石碑				
所 在 地	西三川 2005-4				
所有者等	個人				
景観単位	中流域	構成要素種別	居住地を構成するもの	他の文化財指定等	埋蔵文化財
概　　要	かつての金山（旧金山集落）と笹川集落（旧笹川集落）の境界を示した石碑。 戦国時代末期の上杉氏による砂金山の開発により人々が移り住んで形成された集落である。当初は北部の「十八枚（金山）」と南部の「笹川」という別々の集落組織であったが、江戸時代中期頃に両集落が合併して「笹川十八枚村」が成立したと考えられる。				
本質的価値との関　係	近世中期以前に２つの別集落が合併したことを伝えるものとして不可欠な要素				
保存方針	・石造物は保存する ・周辺の除草を行い、景観の維持管理に努める			写真	
現状変更等の取扱基　準	①　保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・外観等（石碑２基（大祓十万度 明治 12 年５月５日 當組社中 / 道反大神）、灯篭２基（年号不明））の変更 ・石造物の移設・除去等 ②　検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項） ・管理や運営体制の変更 ・各種サイン（説明・誘導など）の整備 ③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項） ・雑草、倒木の除去等 ・石造物の維持管理等			 集落境の石碑 集落境の石碑	
位 置 図	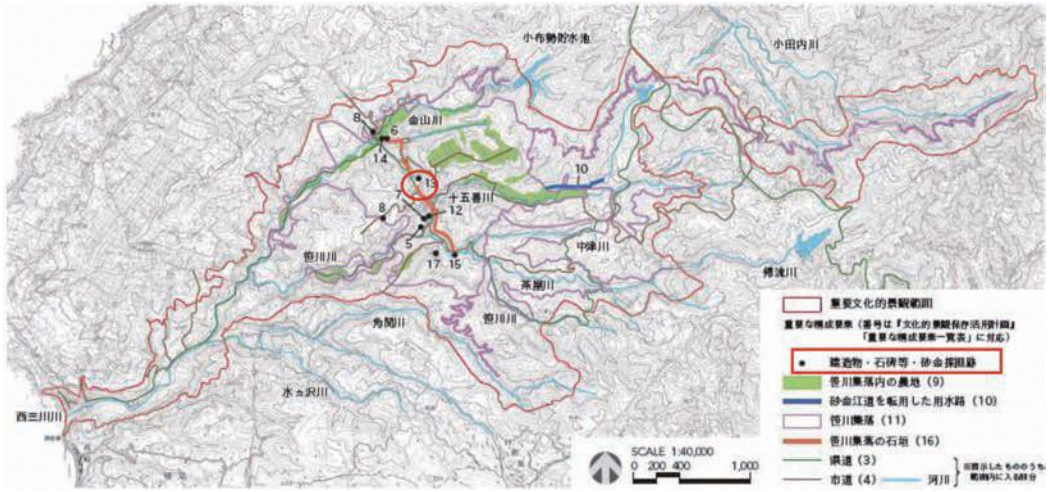				

重要な構成要素【個票】

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』P86 ～ 89 / P171　第 8-1-2 図 笹川の景観を守る会に日常の維持管理（草刈り等環境美化業務）を委託
整備活用修理等履　歴	平成 25 年 3 月：石碑下の平地に解説サインを設置【文化的景観保護推進事業】

◆図面等

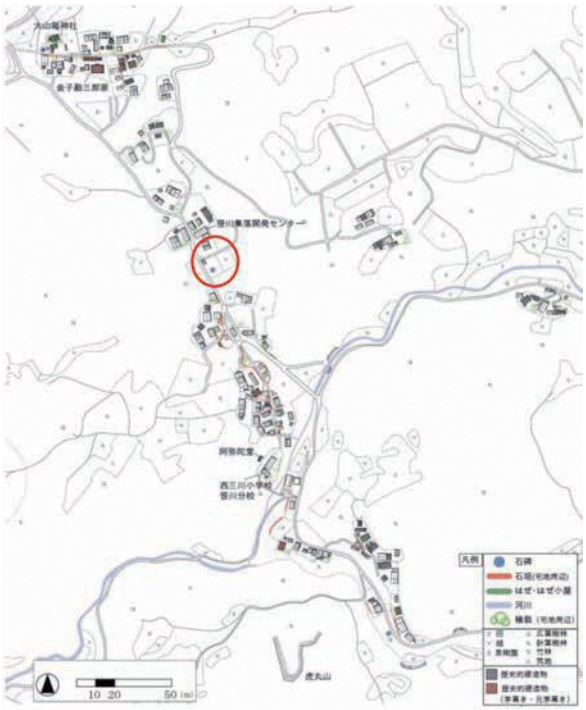

元金山・笹川集落境の石碑　範囲図

<table>
<tr><td>（ひらがな）</td><td colspan="3">ささがわしゅうらくほくたんのせきぞうぶつ</td><td rowspan="2">番号</td><td rowspan="2">No.14</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3">笹川集落北端の石造物</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5">西三川 354-2</td></tr>
<tr><td>所有者等</td><td colspan="5">個人</td></tr>
<tr><td>景観単位</td><td>中流域</td><td>構成要素種別</td><td>居住地を構成するもの</td><td>他の文化財指定等</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>概　　要</td><td colspan="5">笹川集落北端の出入り口に配される石造物は魔除けとして信仰された。約 1.5 間× 1 間、軒高約 210㎝の木造、切妻造平入、トタン葺きの小堂内に棚が設けられ、地蔵などの石造物が安置されている。堂外の供養塔のほか、堂内の多数の石造物は隣村の椿尾村で製作されたものと推察される。</td></tr>
<tr><td>本質的価値との関　　係</td><td colspan="5">近世から近現代における西三川の生活・生業及び歴史、自然利用（砂金採掘）を考えるうえで不可欠な要素</td></tr>
<tr><td>保存方針</td><td colspan="3">・現状維持を基本とする
・周辺の除草を行い、景観の維持管理に努める</td><td colspan="2" rowspan="2">写真

地蔵を納める堂

堂内に納まる地蔵</td></tr>
<tr><td>現状変更等の取扱基　　準</td><td colspan="3">①　保存事項（変更する際に届出を要する事項）
・外観等（建物、供養塔２基）の変更
・石造物の移設・除去等
②　検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項）
・管理や運営体制の変更
・各種サイン（説明・誘導など）の整備
③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項）
・雑草、倒木の除去等
・石造物の維持管理等</td></tr>
<tr><td>位置図</td><td colspan="5"> 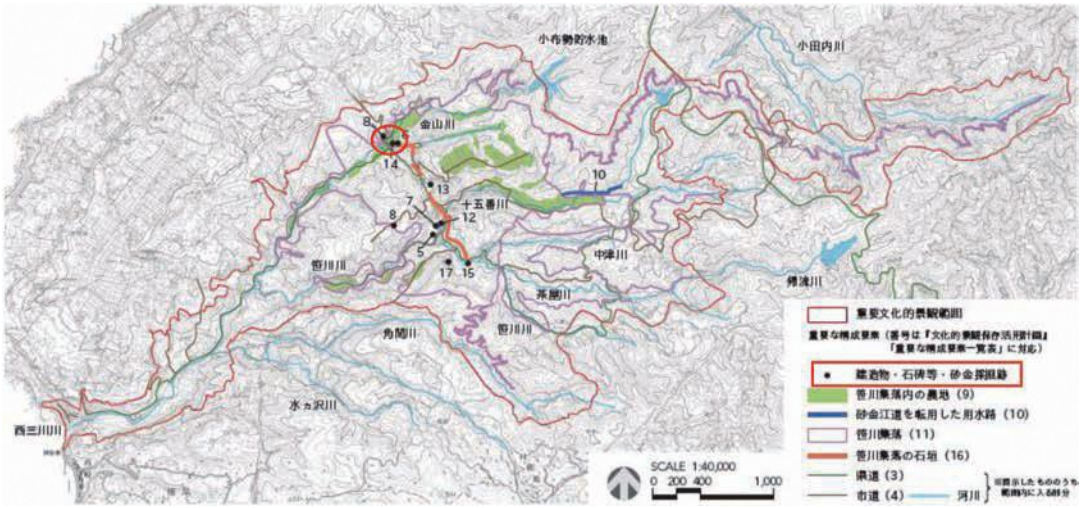
</td></tr>
</table>

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』P169、P170
整備活用修理等履歴	

◆図面等

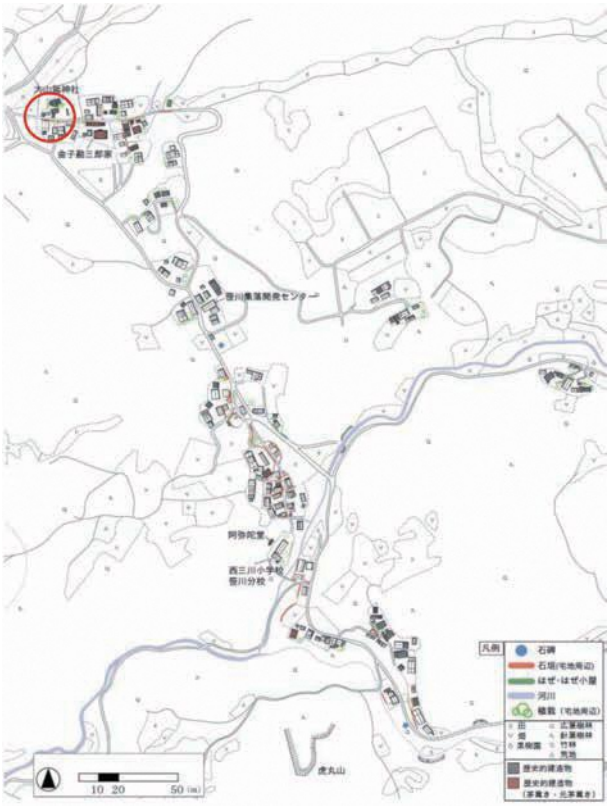

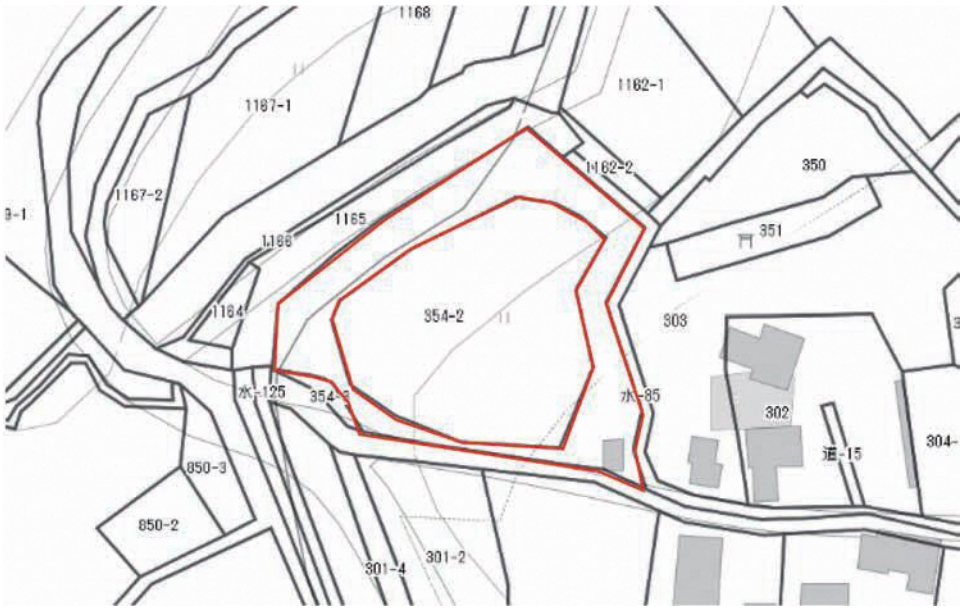

笹川集落北端の石造物　範囲図

（ひらがな）	ささがわしゅうらくなんたんのせきひ			番号	No.15
名　　称	笹川集落南端の石碑				
所 在 地	西三川 2021-2				
所有者等	新潟県（土地）、笹川集落（石造物）				
景観単位	中流域	構成要素種別	居住地を構成するもの	他の文化財指定等	なし
概　　要	笹川集落南端に位置する石造物で、集落の南端の出入り口に配されて魔除けとして信仰された。 石碑は、猿田彦（八百万の神）、秋葉山（火伏の神）、足尾大神（仏足の神）の３基が建立され、付随する石灯篭には、「献燈　明治 13 年６月１日　當村施主　嶋倉桂蔵」と文字が刻まれている。				
本質的価値との関　　係	近世から近現代における西三川の生活・生業及び歴史、自然利用（砂金採掘）を考えるうえで不可欠な要素				
保存方針	・石造物は保存する ・周辺の除草を行い、景観の維持管理に努める				
現状変更等の取扱基　　準	①　保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・外観等（石碑３基（猿田彦・秋葉山・足尾大神）、石灯篭２基）の変更 ・敷地の造成、配置の変更 ・石造物の移設・除去等 ②　検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項） ・管理や運営体制の変更 ・各種サイン（説明・誘導など）の整備 ③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項） ・雑草、倒木の除去等 ・石造物の維持管理等				

写真

傾斜地に建つ石碑

石碑
（左から：足尾大神、秋葉山、猿田彦）

位置図

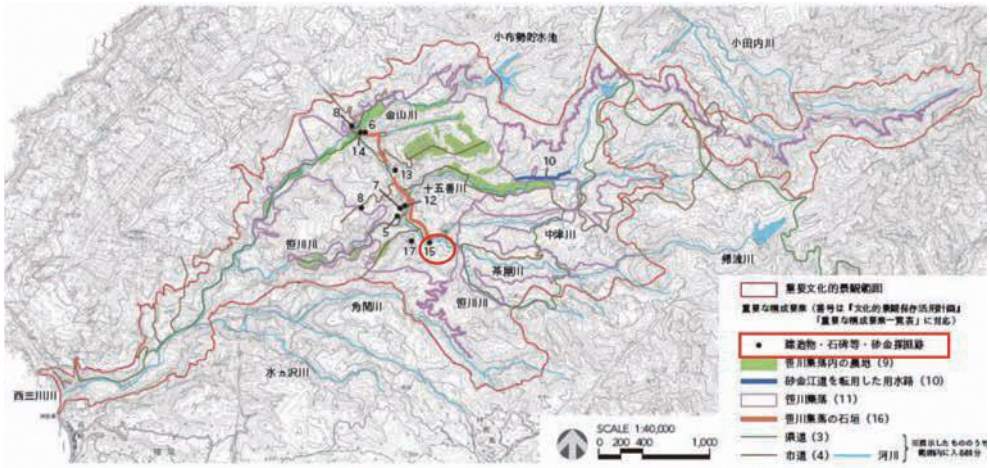

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』P169、P170
整備活用修理等履　　歴	

◆図面等

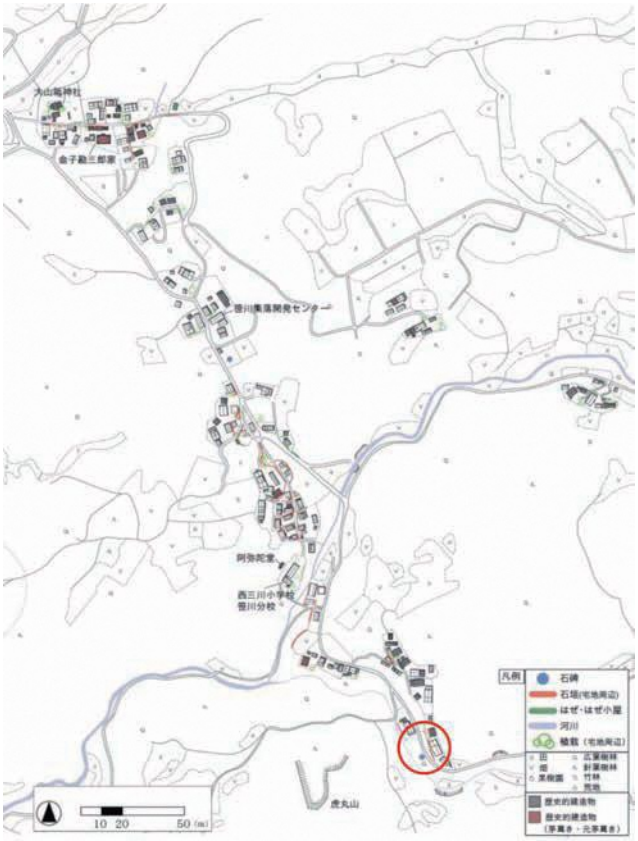

笹川集落南端の石碑　範囲図

（ひらがな）	ささがわしゅうらくないのいしがき			番号	No.16
名　　称	笹川集落内の石垣（ガラ石の利用）				
所 在 地	笹川集落内の区域				
所有者等	個人				
景観単位	中流域	構成要素種別	居住地を構成するもの	他の文化財指定等	埋蔵文化財
概　　要	大流しによる砂金採掘の際に生じた不要な石（ガラ石）を利用し、耕地の法面や住宅の基礎、周辺の石垣として再利用された。起源は江戸時代に遡ると考えられる。 多くは 1970 年代の圃場整備事業で失われたとされるが、以下の場所では比較的良好なガラ石の景観が残る。 笹川集落の屋敷地から近い耕地 /「杉平」から「陰平」へと抜ける道沿い / 立残山の西側を通る旧道沿い / 五社屋山 / 金山川沿いの西平など				
本質的価値との関　係	近世から近現代における西三川の生活・生業及び歴史、自然利用（砂金採掘）を考えるうえで不可欠な要素				
保存方針	・石垣や石積は現状維持を基本とする ・除草を行い景観の維持管理に努める				
現状変更等の取扱基　準	①　保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・石垣や石積の改修、除去 ②　検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項） ・各種サイン（説明・誘導など）の整備 ③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項） ・雑草、倒木の除去等 ※　国史跡の範囲は、その保存活用計画等に則って現状変更を行う				

写真

笹川集落内（金山）の石垣

笹川集落内（笹川）の石垣

位置図

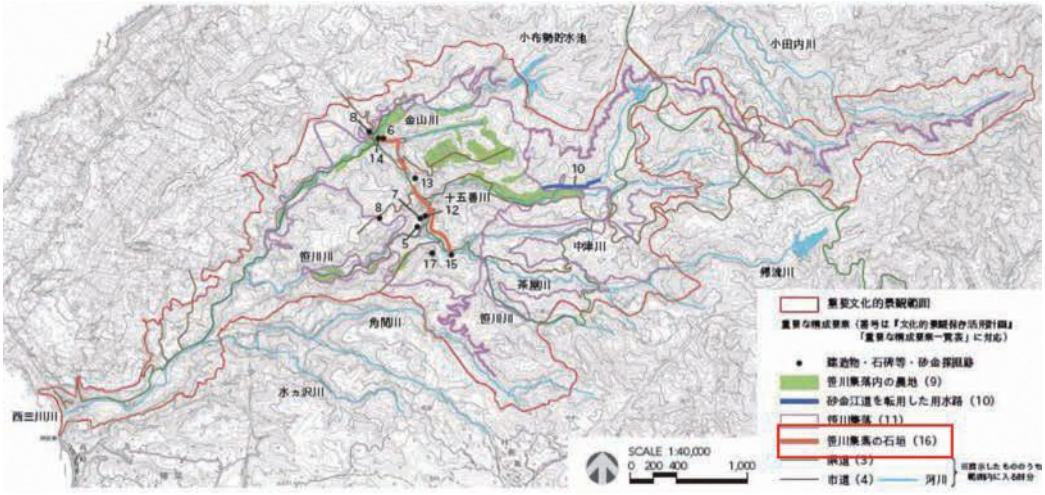

重要な構成要素【個票】

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』P137 ～ 140 / P169 / P171　第 8-1-2 図
整備活用修理等履歴	

◆図面等

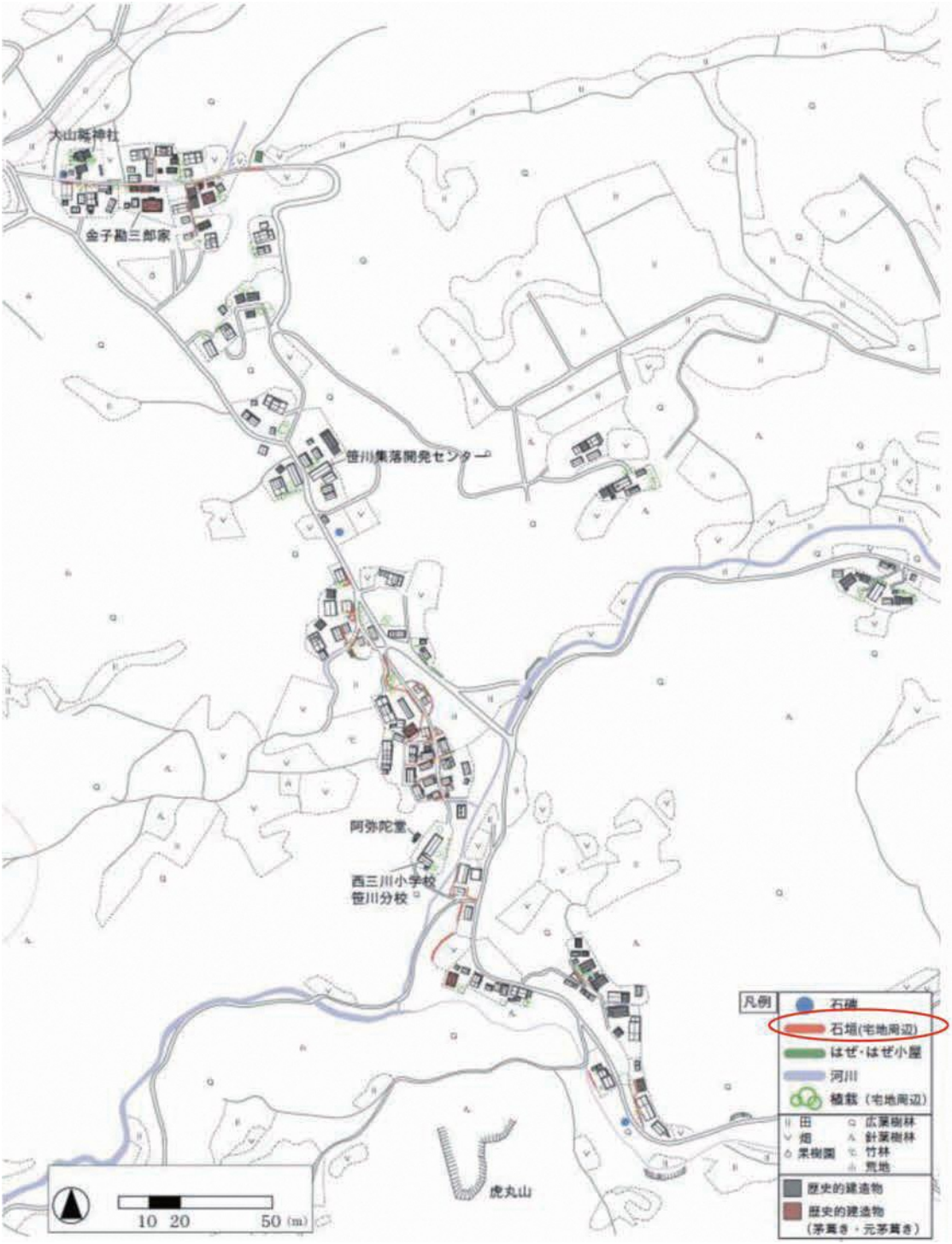

（ひらがな）	とらまるやま			番号	No.17
名　　称	虎丸山				
所 在 地	西三川 62、同 2029-3、同 2029-13、同 2029-14、同 2029-15、同 2029-16、同 2029-17、同 2029-18、同 1960-1				
所有者等	個人				
景観単位	中流域	構成要素種別	居住地を構成する要素	他の文化財指定等	国史跡
概　　要	西三川砂金山最大の採掘地跡（稼ぎ場）で、江戸時代の絵図には山の上下２か所で「大流し」による砂金採掘を行っていた様子が描かれている。現在も掘り崩されたことにより露出した赤い山肌を見ることができ、砂金山で繁栄した笹川集落の名残を示す。				
本質的価値との関　係	垂直に切り崩された赤い山肌が確認でき、明治５年の閉山まで行われていた砂金採掘（大流し）の様子を窺い知ることができる場所（集落のランドマーク）として不可欠な要素				
保存方針	・現状維持を基本とする ・自然環境はできる限り保全する			写真	
現状変更等の取扱基　準	①　保存事項（変更する際に届出を要する事項） ・土地の形質の変更 ②　検討事項（届出を要しないが事前協議が必要な事項） ・各種サイン（説明・誘導など）の整備 ③　日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項） ・雑草、倒木の除去等 ※　国史跡の範囲は、その保存活用計画等に則って現状変更を行う			 虎丸山	
位 置 図	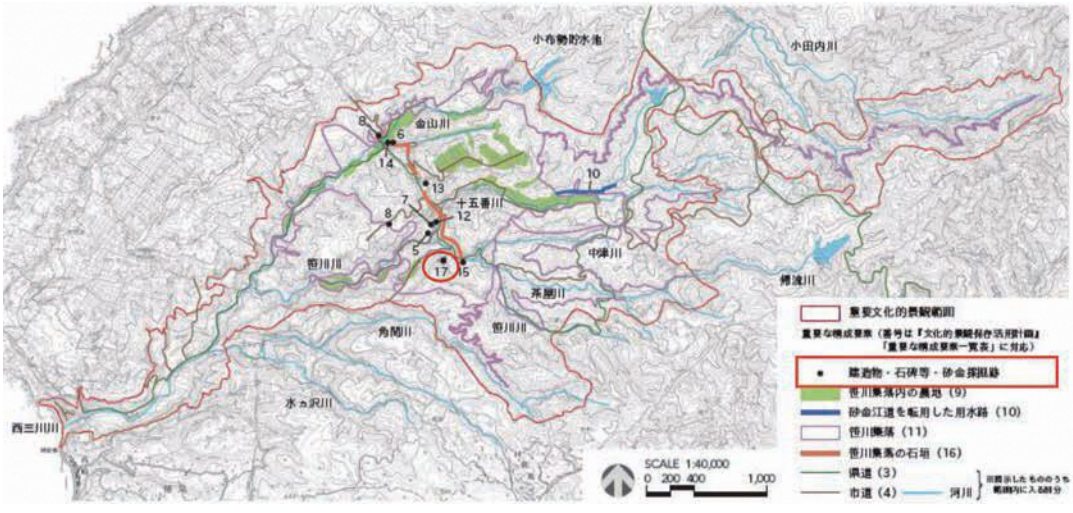				

重要な構成要素【個票】

備　　考	『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　保存調査報告書』P89 ～ 99 / P113 ～ 122 『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書第Ⅱ期』 P48 ～ 67 / P244 ～ 251　　※【管理】佐渡市（史跡管理団体）
整備活用修理等履歴	平成 25 年 3 月：虎丸山眺望点に解説サインを設置【文化的景観保護推進事業】

◆図面等

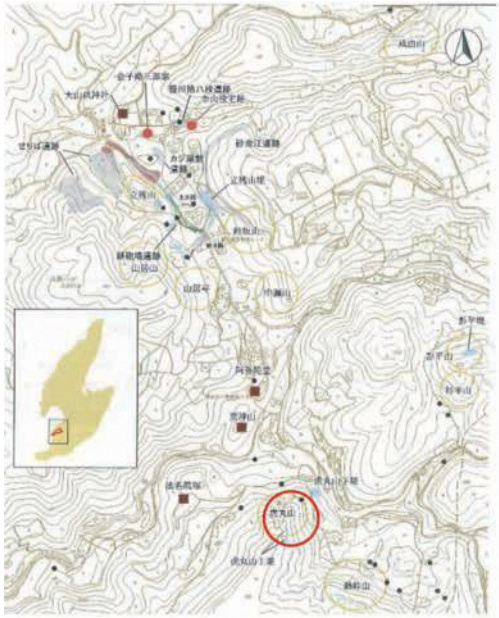

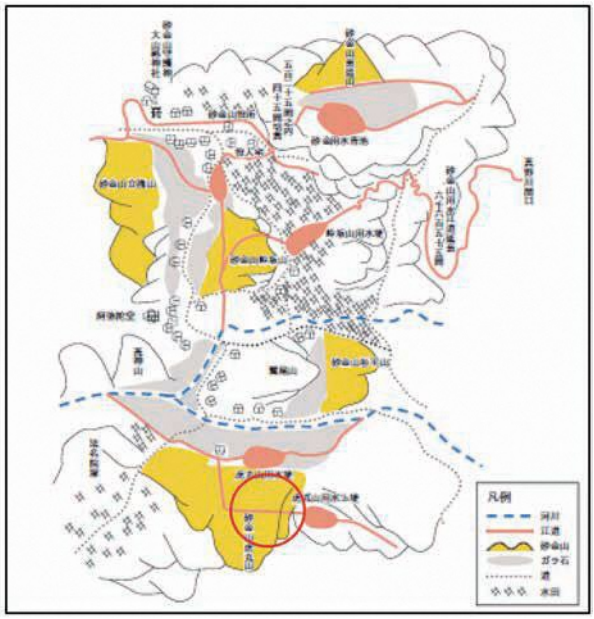

笹川十八枚村概略図（虎丸山）

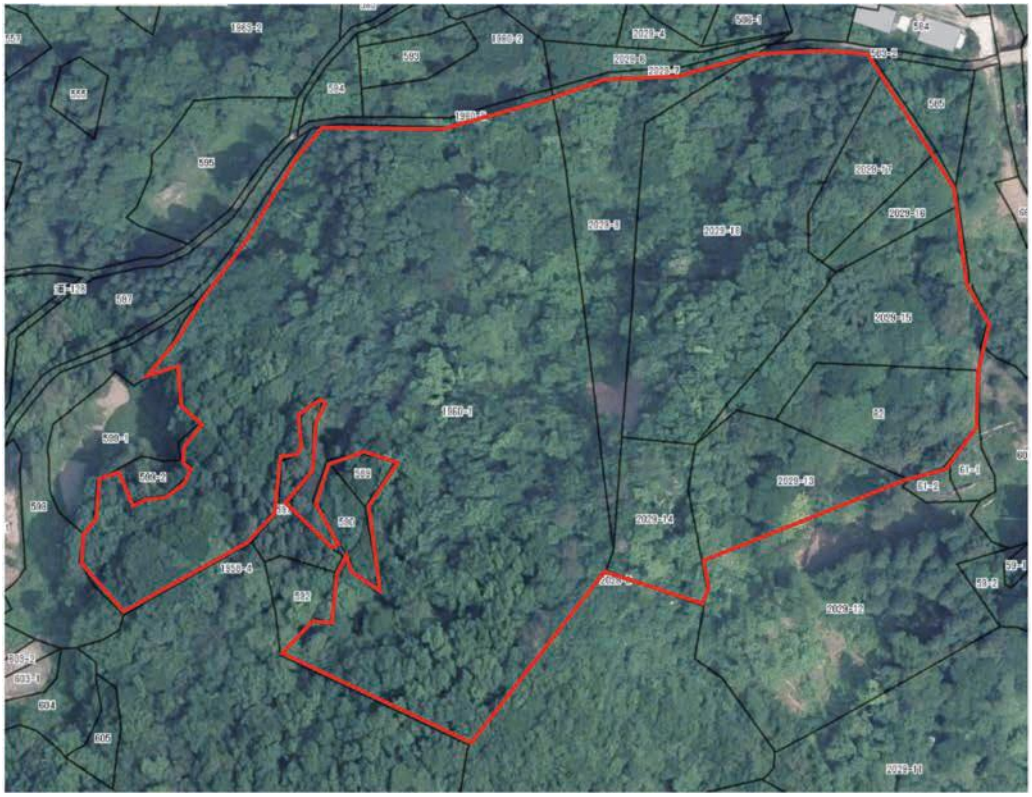

虎丸山　範囲図

第６章　整 備 ・ 活 用

第１節　整備・活用の考え方

整備・活用については、第３章で述べた基本方針をふまえ、第１章で示したとおり、関連計画との調整を図りながら実施していく。「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」の整備は、同地区の自然的景観、歴史的景観、生活・生業上の景観を保全し、文化的景観の価値の理解を助けるとともに、地域活性化に繋げていくことが大切である。

文化的景観を次世代に受け継いでいくための取組みとしては、①文化的景観の重要な構成要素の修理等の適切な実施、②災害から文化的景観及び地域住民、来訪者を守るための防災計画の策定などを進める。

地域の魅力を共有し、広く伝えていくためには、①ガイダンス施設や案内・解説サイン等の整備に代表されるハード面の取組み、②普及啓発や情報発信、②担い手を育成するためのソフト面の取組みを進める必要がある。なお、これらの取組みは、保存と活用の両面から検討したうえで進めるものとする。

景観への影響が大きい民家・農地・宗教関連施設等の生活・生業空間や、道路・河川・橋梁等の公共施設については、地域住民による景観推進活動団体（笹川の景観を守る会）や地域の自治組織、行政が市景観計画等をふまえた取り組みの中で整備・活用を図る。

また、文化的景観を確実に継承していくため、必要に応じて景観計画及び保存活用計画の見直しや改訂を検討する。

第２節　保存のための整備と取組み

（1）保存修理の方針

重要な構成要素については、個票に示した方針・基準に沿った保存修理を行うこととし、それ以外のものについては、佐渡市景観計画に定められた景観形成基準をはじめ本計画の内容をふまえることとする。

（2）重要な構成要素の所有者等への働きかけ

修理要望調査や所有者・管理者変更等の把握のため、重要な構成要素の所有者又は管理者への定期的な連絡（年１回程度）や広報等による景観保全のための働きかけを継続するほか、所有者や地元団体が市へ相談・報告しやすい環境づくりを進める。

（3）整備記録の作成

保存や活用のための修理や整備の実施にあたり、事前に現況を把握するための調査を実施すると共に、整備等に基づく各種図面の作成、記録写真の撮影を行う。また、文化的景観担当部局において、修理や整備の履歴を把握するため、これら記録類を保管するとともに、新たに得た知見を普及啓発や情報発信に繋げる。

（4）重要な構成要素の修理・修景事業の流れ

重要な構成要素に単体で特定した建造物及び笹川集落内に所在する建造物の修理・修景は、学識経験者らを交えた「佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議景観審議部会（以下「景観審議部会」）」で事業実施の優先順位や修理方針等について、協議・検討を行う。また景観審議部会での検討事項は、原則として親組織にあたる「佐渡市文化的景観の保存及び整備に関する専門家会議」（以下、「専門家会議」）に報告し、承認を受ける。

修理・修景事業は２～３年を事業の目安として実施する。１年目は、まず、「景観審議部会」において次年度修理事業の対象物件の選定を行う。物件の選定は、修理の緊急度や価値をふまえ、優先順位を付ける。また、対象物件は、必要に応じて、学識経験者やヘリテージマネージャー等による建造物調査を実施し、修理履歴等の調査や図面等の作成を行う。物件選定後は、所有者や施工業者等の関係者と調整を図りながら「景観審議部会」において修理方針の検討を行い、実施設計へとつなげていく。

２年目は、「佐渡市重要文化的景観整備事業補助金交付要綱」に基づき、工事着手を行う。施工時には、文化的景観担当部局がその進捗状況を随時確認し、必要に応じて「景観審議部会」等による指導・助言を得る。そして、事業完了後には、「景観審議部会」へ報告し、事業内容や効果等を検証する。

図 5-1 に「佐渡市重要文化的景観整備事業」における修理事業のフローを示す。

なおこの過程において、単独で特定がなされていない建造物については、調査の結果、高い価値を有し、重点的な保存が必要であると認められた場合には、重要な構成要素の追加特定を進める。

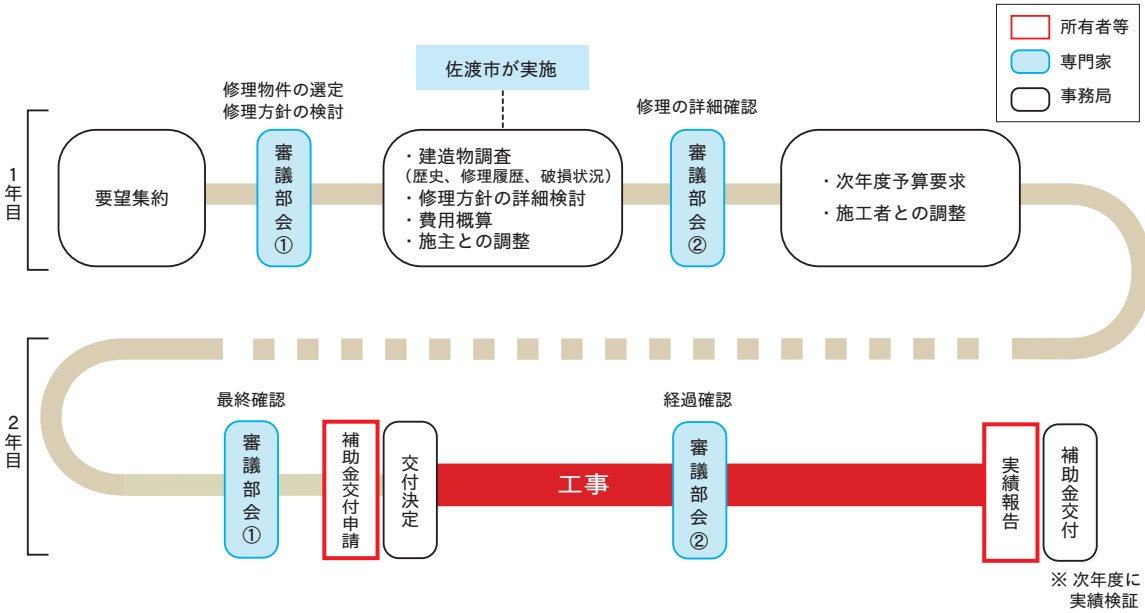

図 5-1　重要な構成要素の修理・修景事業の流れ

第３節　防災に関する取組み

自然災害や人為災害等による被害を最小限に抑えるため、地域防災計画などをふまえ、文化的景観担当部局は、関係部局と協議のうえ計画的な整備に取り組む。また、防火対策として消火施設の設置・整備状況などについて検討する。

（1）防災の考え方

文化的景観において発生しうる災害としては、地震や台風、土砂災害等の自然災害のほか、火災や破壊行為等の人為災害などが考えられる。

本節では文化的景観の重要な構成要素を守るとともに地域住民や来訪者の安全を確保するため、災害の現状と課題、修理の際の防火・耐震対策の検討や防災対策への取組みについて整理する。

1）自然災害の現状と課題

①　地震・津波

平成 27 年に国が発表した調査結果によると、佐渡島周辺において過去数 100 年間に地震や津波被害をもたらした震源域と主な地震は、北海道南西沖（寛保元（1741）年：相川柴町・相川鹿伏等で高波被害）、山形県庄内沖（天保 4（1833）年：島北部・南部の沿岸、両津湾で津波被害）、新潟県北部沖（宝暦 12（1762）年：相川で石垣崩落・人的被害）、佐渡沖（享和 2（1802）年：小木で津波被害）、新潟県南西沖（昭和 39（1964）年：両津湾で津波被害）などがある。これらの震源域において大規模地震が発生する確率は低いと想定されている。

近年では、平成 18 年にマグニチュード 4.9、平成 24 年にマグニチュード 5.7 の地震が発生したものの、地震に起因する文化的景観への被害は確認されていない。

②　暴風

強風やこれによる倒木等を起因とする建物や石垣、遺構への影響、斜面の崩壊といった被害が想定される。

③　大雨・洪水

夏・秋季における大量の降雨による地盤のゆるみや急激な河川の増水によって、計画対象範囲内の急斜面や河川、建造物等に破損等の被害が確認されている。

④　雪

降雪や積雪による被害、降雪時の枝折れによる樹木被害や建造物等への二次被害、また、凍結等による急峻な斜面地の崩壊も想定される。

⑤　土砂災害（土砂崩れ・落石）

文化的景観の選定地内には、山間部の斜面が含まれることから、降雨時期や融雪期における崖崩れ、地すべり、土石流による地形の浸食が発生する可能性が高い場所や、岩盤露出部分で落石が発生している箇所がある。

⑥　波浪被害

海岸部では高波等の被害を受ける可能性がある。

2）人為災害（火災、盗難、破壊行為）の現状と課題

令和元～２年に集落内で火災が２件発生し、令和元年の火災では強風により 11 棟の木造建造物に被害が及んだことから、特に火災に注意を払う必要がある。

また、文化的景観の選定範囲が広域であり、人目の届かない箇所もあるため盗難や破壊行為等の人為災害にも注意を払う必要がある。

（2）災害対策への取組み

1）自然災害への取組み

①　震災対策

佐渡市では、これまでに地震による文化財への被害は報告されていないが、家屋等の建造物や石垣･石積の崩落防止をはじめとして、震災対策は重要である。所有者へ震災対策を呼び掛けるとともに、必要に応じて建造物の耐震調査等を実施し、調査結果に応じた耐震補強等の対策を検討する。

②　耐風対策

風による被害が予想される危険個所の抽出や被害の拡大防止について検討するとともに、日常的な点検を行い、被害防止に努める。

③　水害対策

水害による被害が予想される危険箇所の抽出や被害の拡大防止について検討する。なお、河川に関しては、河川管理者のもと、洪水や土石流に対する対策が行われている。

④　雪害等対策

計画対象範囲の気象条件をふまえ、建造物周辺や通路等の除雪を行う。また、被害が生じた部分については、早急に現地確認を行い現況や原因を把握し、必要に応じて経過観察を行うなど必要な対応策を検討する。

⑤　土砂災害対策

計画対象範囲は、山間部の農山村景観であるため、近年では落石等の土砂災害が多く、緊急対応や計画的な崩落防止措置のほか、斜面の保全対策等の検討が必要である。土砂の流出や落石等の危険性がある場所は、市がまとめたハザードマップをもとに経過観察を行う。その結果、土砂の流出や崩壊等の危険性が生じた場合は、関係機関と協議しながら、景観に配慮した安全対策や被害拡大を予防する措置を実施する。

岩盤が露出している箇所については、落石等による事故に備えて、防護柵や防護ネット等の安全対策を関係機関と連携して計画的に講じる。

⑥　波浪被害

海岸部では高波等の被害を受ける可能性があることから、海岸・河川管理者と協議のうえ対応を検討する。

2）人為災害への取組み

①　防火対策

文化的景観担当部局や消防署等の市関連部局及び地域住民による消防団等が密に連携し、防災訓練等を通じて日頃から文化財の防災や消火設備に対する意識啓発を図っていくほか、防災について、必要な消防設備等の整備や組織体制の構築、日常的な取組みを推進する。

②　人為災害の予防

計画対象範囲が広域であり、人目の届かない場所があることから、地域住民と行政が連携して定期的な巡回・監視体制を構築するとともに、文化的景観の価値を周知する案内板や注意喚起を促す看板などを設置し、火災や盗難、破壊行為等を未然に防止する取組みを進める。

第４節　活用のための整備と取組み

現在の農山村集落の景観と、中・近世における砂金採掘との繋がりを理解し、鉱山集落が近代以降に農山村集落へと移り変わった景観を体感できるような、整備・活用を行う。また、世界遺産暫定一覧表に記載されている「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録の取組みに併せ、国史跡佐渡金銀山遺跡や西三川地区以外の関連資産との連携を図る必要がある。

ただし、計画対象範囲の上流域（大流しの導水路遺構）などは急斜面や崩落箇所等の危険箇所が多いことから、来訪者が農山村集落としての営みを体感できる笹川集落中心部と、砂金採掘の様子を伝える五社屋山を中心に整備しつつ、それ以外の導水路遺構についても保存管理状況を観察しながら、将来的な活用を検討する。

佐渡金銀山　道遊の割戸

鶴子銀山　大滝間歩

（1）活用のための施設整備

1）拠点施設の整備

第３章第２節に示したガイダンス施設の概要と役割については以下のとおりである。各施設の特徴を生かし、設備や機能の充実と更新を図る。

■表 5-1　西三川砂金山地域に関わる各拠点施設の概要と役割

施設種別	施設名	整備完了年月	施設概要・役割
メイン ガイダンス	佐渡金銀山 ガイダンス施設 （きらりうむ佐渡）	平成31年（2019） ４月	相川市街地に建設されたきらりうむ佐渡では、佐渡金銀山の本質的価値への理解を深め、基本となる情報を発信する。施設では、展示グラフィック及び映像等により相川金銀山、鶴子銀山、西三川砂金山を紹介し、構成する各要素への来訪を促す。
サテライト ガイダンス	旧西三川小学校 笹川分校	令和２年（2020） ３月	西三川砂金山地域の玄関口として現地来訪者に基礎情報等を提供するほか、ガイドツアーの発着点として案内板やパネル等を設置し、西三川砂金山全体の概要紹介を行う。また、校舎や体育館、校庭等を地域活動の拠点として活用する。
サテライト ガイダンス	金子勘三郎家住宅	令和９年（2027） ３月予定	江戸時代に名主を務めた金子家は、旧来の間取りや建築様式を留めた歴史的建造物を有している。これらを修理・復旧のうえ公開し、今日まで受け継がれてきた集落の暮らしをはじめ、建物や土地利用の変遷・履歴、意匠等の展示解説を行う。
サテライト ガイダンス	佐渡西三川ゴールドパーク	平成２年（1990） ４月	株式会社西三川ゴールドパークが所有する民営の観光施設。下流域の西三川川にあり、砂金採り技術の体験ができる。民間施設と連携を図り、周辺観光情報や各鉱山の情報提供、砂金採り体験などを実施する。

きらりうむ佐渡　展示シアター　西三川砂金山

2）来訪者誘導サインの設置

特にガイドツアーコースの拡大を検討し、その活動の一環として、「大流し」による砂金採掘跡が良好に残る五社屋山地区を中心に保存状況等に応じて来訪者用の誘導・解説サインを設置する。なお、サインデザインについては、平成 30 年３月に作成した「史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画」に基づき行う。

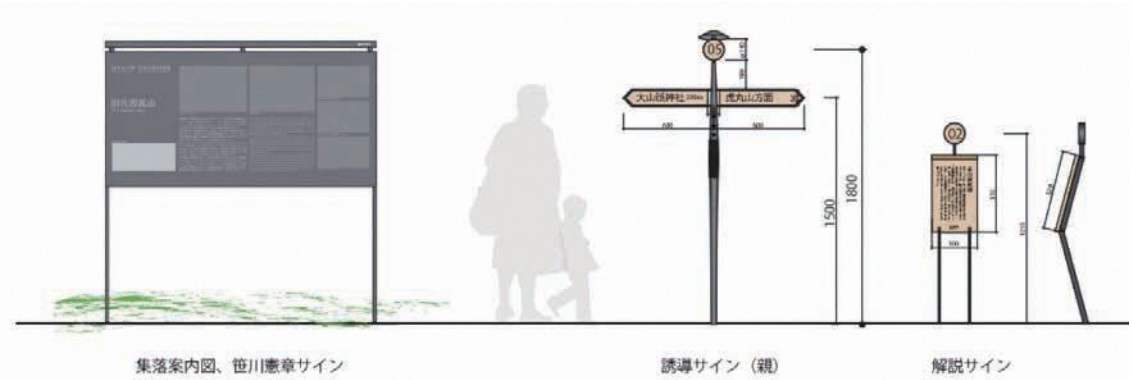

集落案内図、笹川憲章サイン　　誘導サイン（親）　　解説サイン

（史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画に基づいてデザインされ設置されたサイン）

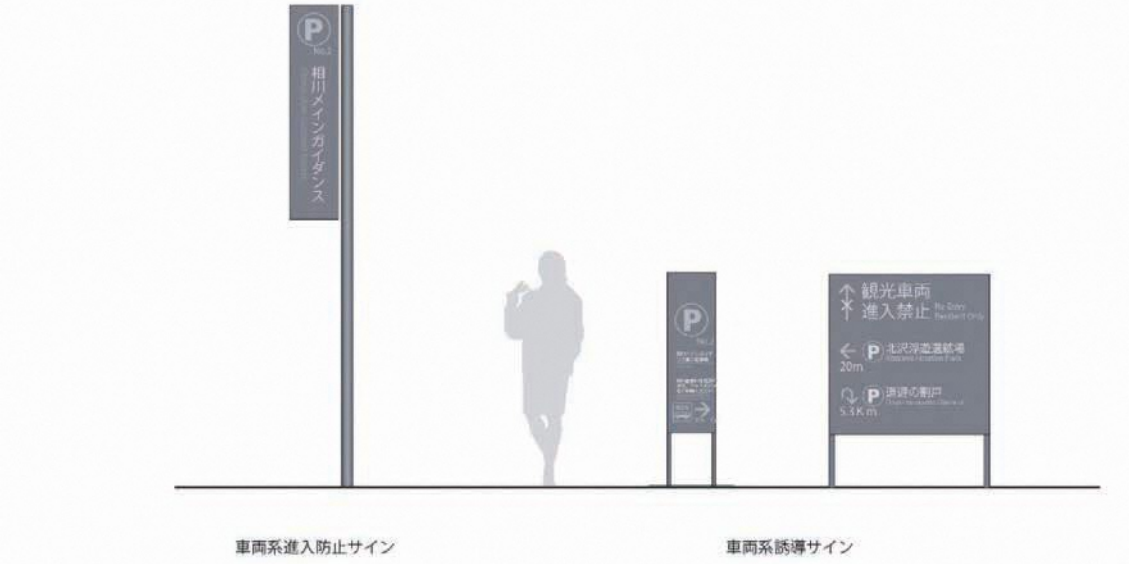

車両系進入防止サイン　　車両系誘導サイン

（今後の整備状況に応じて設置が検討されているサイン）

図 5-2　サインデザイン一覧表

笹川集落でのサインデザイン検討会

笹川集落住民によるサイン設置作業

（2）活用の取組み

文化的景観の価値や魅力を伝え、交流の促進や担い手育成を図るため、以下の取り組みを行う。

1）普及啓発・情報発信の取組み

①　インターネットやイベント、広報誌などの各種媒体を利用した島内外への地域の魅力発信を行う。

②　発掘調査や建造物調査等の調査成果を情報発信する。

③　既存のガイドマップ（笹川　見どころマップ）やガイドアプリをもとに内容の更新や充実等を図り、文化的景観の価値や地域の魅力を伝える。

④　閉山を境に埋もれた遺構や失われた機能等について、模型やデジタルコンテンツなどの最新技術を併用しながら理解の促進を図る。

⑤　市内小中学校や高校、地域等に対して関係機関と連携しながら出前授業や出張説明、研修会等を行い、景観教育を進める。

2）交流促進のための取組み

①　「笹川の景観を守る会」を中心とした地元ガイドの育成をすすめる。

②　旧西三川小学校笹川分校の積極的な利用（情報提供・展示・ガイドツアー拠点・地元イベント等）を行う。

③　旧西三川小学校笹川分校を拠点とした集落内ガイドツアーを実施するほか、佐渡西三川ゴールドパークや砂金採掘遺構が良好に残る五社屋山地区のほか、集落に残る導水路遺構を含めた広域のガイドコース運用について検討する。

④　金子勘三郎家住宅などの整備に伴う修理現場や発掘現場等の公開を行う。

3）担い手育成のための取組み

①　地域住民によって組織される「笹川の景観を守る会」を中心に、各種イベントのほか、祭礼や年中行事の継承に取り組む。

②　砂金採り体験や観光ツアーといった体験・交流機会を増やし、特産品を販売するなど地域の経済的な活性化を図るとともに、世代間交流による移住・定住の促進につなげる取組みを行う。

③　お米や椎茸、林檎などの農産物の地域ブランド化等を検討し、特産品の販売促進や後継者不足の解消を図る。

夏休み親子砂金採り体験ツアー

笹川運動会

第７章　保存及び活用のために必要な体制

第１節　運営の方針

文化的景観を将来にわたり継続して保護していくためには、文化財の枠を超えて地域住民や行政各部局、関連団体が連携していくことが重要である。そのなかで、取組み等の役割を分担し、共通の目標をもって進めていくことが必要である。笹川集落住民で組織する「笹川の景観を守る会」や自治会、民間企業（佐渡西三川ゴールドパーク）などと連携をしながら、西三川川上・下流域を含めてより一層普及啓発を行っていく必要がある。

行政は地域住民が行う主体的な活動を積極的に支援していくとともに、それらの地域主体の取組みが行政中心から官民協働、やがては地域独自の取組みへと進展し、地域社会の活性化と地域に根ざした担い手の育成につなげていくための取組みを進めていく必要がある。

第２節　運 営 体 制

第３章で述べた基本方針に基づき、以下の考え方を示す。

（1）保存管理の体制

1）行政各部局

第４章に示したとおり、「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」の保護は、佐渡市景観計画に基づく景観形成基準や本計画により運用を図り、特に保存が必要な景観構成要素については、重要文化的景観の「重要な構成要素」として特定し、価値をふまえた適切な保存措置を図る。

景観計画による保存措置については、対象行為を実施する場合には原因者（所有者等）からの届出を景観担当部局が受理し、景観形成基準との適合について審査を行う。その際、文化的景観担当部局とも情報を共有し、有識者らによる専門的な知見もふまえ、必要に応じて原因者と計画修正等の協議を実施することとする。

保存管理を進めるうえで、関連部局との役割分担及び連携が不可欠であることから、文化的景観担当部局は文化的景観の価値や関係法令、規制について関連部局へ周知を図るとともに、各種事業の情報共有と政策的な連携を図っていく。

また、文化的景観担当部局は、本質的価値の保存を図るため、定期的に巡回点検等を実施するほか、重要な構成要素に特定される物件の所有者・管理者を把握するため、定期的に所有者の変更有無を確認すると共に、地域の実情や課題を把握し、重要な構成要素の保全に向けた取組に対して継続的な支援を行う。

2）住民組織・地域住民

現状変更等の原因者（所有者等）は、文化的景観全域において景観計画に記載する景観形成基準を順守し、景観条例施行規則に掲げる行為の実施時には、景観担当部局へ届出を行う。

重要な構成要素の所有者等は、災害発生時等の巡回のほか滅失又はき損、現状変更等が生じた際には、

文化的景観担当部局と事前協議を行い、本計画及び個票に記載された保存内容や現状変更等の取扱い基準に基づき、文化庁長官へ届出等を行う。

文化的景観の保存活用の主体として普段から文化的景観への関心を高め、良好な景観づくりに努める。特に重要な構成要素である居住空間としての集落と、その周辺の生業空間としての農地を保全する必要があるが、これらの取組みを持続的なものとするため、住民組織・地域住民だけでなく、行政と連携した取組みを進めることが望まれる。

（2）整備・活用の体制

1）行政各部局

整備・活用においては、関連部局との役割分担及び連携により、文化的景観を活かした地域社会の発展を最終的な目標とし、地域自体の魅力を高め、現地を訪れたいと思わせる戦略を進めるため、関係部局との情報共有と政策的な連携が不可欠である。

文化的景観担当部局は、整備活用にあたり、関係機関との連絡調整や有識者･関係機関の意見を聴取し、住民組織や地域住民と連携した取組みを進めるほか、計画対象範囲内には国史跡指定地と重複する範囲があるため、国史跡とも連携した整備・活用の取組みを進める。

2）住民組織・地域住民

整備活用においては、ガイドツアー等を推進することで、文化的景観の魅力や価値を伝え、定住人口や交流人口を増やすことにより、来訪者と地域住民の交流による郷土愛の醸成を図ることが望まれる。

地域の活性化を図るための取組みを行うにあたっては、地域と行政担当部局との連携だけではなく、観光交流機構や佐渡金銀山ガイド等の民間組織が果たす役割も大きいため、さまざまな面に応じ、連携した取組みを検討する。また、人的交流の拡大や地域活性化に向け、「笹川の景観を守る会」を中心に研修機会の創出や情報発信の拡充などの持続可能な取組みを行政と協働して進める。

笹川の景観を守る会員による集落ガイド

（3）普及啓発の体制

1）行政各部局

効果的な情報発信を行うために、地域住民や観光部局・観光交流機構と一体となった緊密な協働体制を構築する必要がある。また、文化的景観担当部局は、普及啓発にあたり、各集落や周辺地域に向けて重要文化的景観の魅力や価値の周知を図るとともに、関係部局や関係機関と連携して来訪者に向けた情報発信の取組みを進める。

2）住民組織・地域住民

重要文化的景観の魅力と価値について学び、地域の宝として情報発信ができるようになることが望まれる。また、これらの取組みにおいては、行政担当部局との連携のほかに、観光交流機構等の組織が果たす役割も大きいため、連携した取組みを進める。

（4）担い手づくりの体制

1）行政各部局

住民組織や地域住民、関係機関と協働し、定住及び交流人口の拡大や地域の活性化に向けた施策を進めるとともに、地域住民による取組みを進めるための支援を実施する。

2）住民組織・地域住民

地域における祭礼や年中行事などの文化や伝統を次世代に伝える活動を継続するほか、来訪者との交流を促進するための機会の提供と交流による郷土愛の醸成や特産品の開発・販売といった地域活性化に取組むことが望まれる。

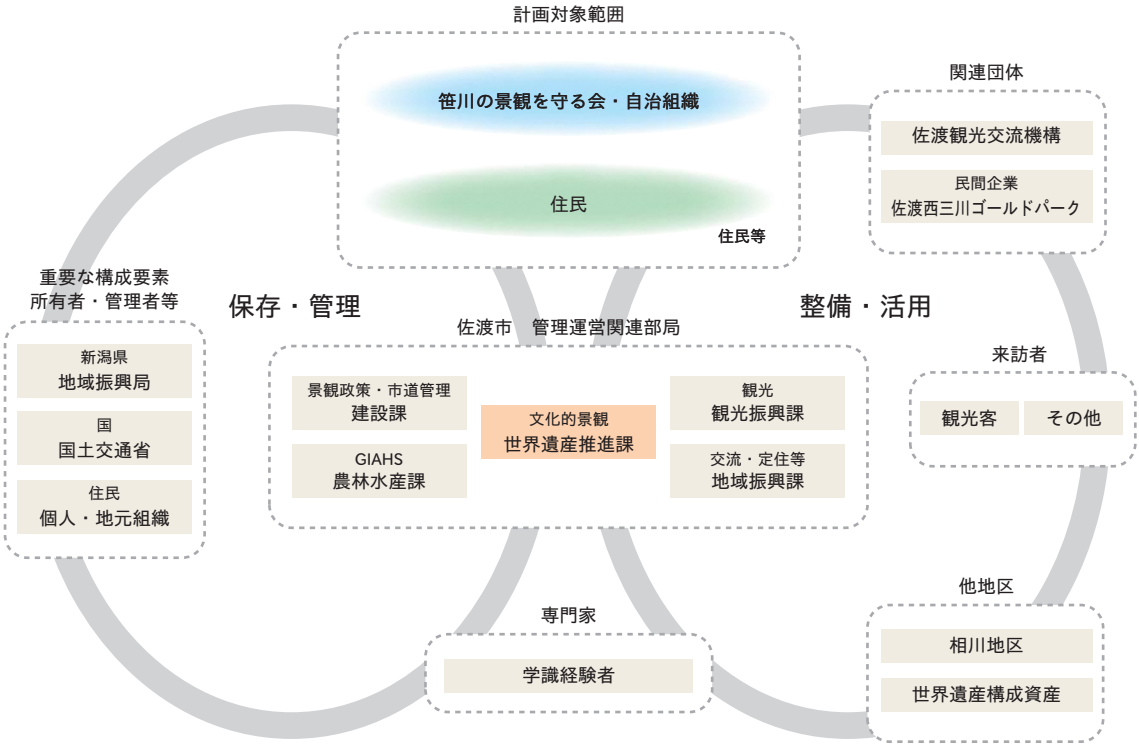

図 6-1　文化的景観の保存・活用への関わり

【付　録】

第４章第４節（P42）で述べた現状変更の取扱いについて、関係法令の条文を下記に記す。

◆文化財保護法

（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正令和２年法律第 41 号）

第 139 条　重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の 30 日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

３　重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る重要文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

◆重要文化的景観に係る選定及び届出に関する規則

（平成 17 年３月 28 日文部科学省令第 10 号、最終改正平成 31 年３月 29 日文部科学省令第７号）

第７条　法第 139 条第１項ただし書の規定により現状変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　重要文化的景観が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二　重要文化的景観がき損している場合において、当該毀損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

三　重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

◆文化財保護法の一部改正に伴う関係省令及び告示の整備等について

（平成 17 年３月 28 日 16 庁財第 413 号、文化庁次長通知）

第１　改正法において文化的景観を新たに文化財として位置付けるとともに、特に重要なものを重要文化的景観として選定し、保護措置を講ずることとしたことに伴い、以下の省令及び告示を制定したこと。

１　重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則関係

〈ア～ウ　省略〉

エ　重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の届出書の記載事項及び添付書類等を定めたこと。（省令第５条関係）

（注）「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」（以下「現状変更等」という。）とは、重要文化的景観の文化財としての価値を著しく変化させる程度の行為を指す。例えば、以下の行為は、重要文化的景観において通常行われる行為であることから、文化的景観の現状変更等に当たらず届出を必要としない。なお、省令第４条に掲げる行為（★）についても届出を必要としない。

○ 通常の農林水産業の生産活動に係る行為（栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理、生簀の移動等）

○ 農林漁業を営むために通常必要となる行為（農林漁業を営むために行う土地の形質変更、物置・作業小屋の設置、森林の保全に支障がないものとして法令に基づき行われる行為等）

○ 農林水産業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為（地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体以外が行う農業構造・林業構造・漁業構造の改善に関する事業、森林の整備保全に係る事業、漁港漁場整備事業、海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する工事の施工に係る行為等）

○ 公共施設の管理行為全般（公共施設の管理者以外の者が管理者の許可を受けて物件（電柱、地下埋設管等）を設置する行為や当該物件の維持、修繕のために行う工事を含む）

○ 地方公共団体が歴史的風土保全計画に基づいて行う歴史的風土の維持保存及び施設の整備に必要な事業
○「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」に基づく「明日香村歴史的風土保存計画」、「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針」及び「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画」に基づく事業
○ 地方公共団体が緑地保全計画に基づいて行う緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
○ 地方公共団体が緑の基本計画に基づいて行う特別緑地保存地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
○ 地方公共団体が管理協定に基づいて行う管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
○ 地方公共団体が市民緑地契約に基づいて行う市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備

（★）省令第４条に掲げる行為

◆重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則

（平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 10 号、最終改正平成 31 年 3 月 29 日文部科学省令第 7 号）

第四条　法第 136 条ただし書に規定する文部科学省令で定める場合は、重要文化的景観の滅失又はき損が次に掲げる行為による場合とする。

一　都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の採掘に係る行為

二　道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）

三　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条に規定する歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

四　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条に規定する緑地保全地域、同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区又は同法第五十五条第一項に規定する市民緑地（緑地保全地域又は特別緑地保全地区内にあるものを除く。）内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

◆重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部改正する省令の施行について

（平成 20 年 7 月 31 日 20 庁財第 148 号、文化庁文化財部長通知）

2.　留意事項

〈(1) ～ (2) 省略〉

(3)　文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）の規定に基づく届出について

ア　重要文化的景観の滅失又はき損に係る届出（法第 136 条関係）及び現状変更等の届出（法第 139 条関係）は、文化的景観における重要な構成要素を対象とすること。

イ　届出の対象とする重要な構成要素及び滅失又はき損の様態や現状変更の行為等の具体的内容について、文化的景観保存計画に明記すること [注 2]。

（注 2）重要文化的景観の滅失又はき損が省令第４条各号に定める行為による場合には届出を要しない。
なお、次長通知においても、滅失又はき損及び現状変更等の届出を要しないとした行為について例示している。

佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観
文化的景観保存活用計画

令和５年６月　発行

編集　　佐渡市世界遺産推進課
発行　　佐渡市世界遺産推進課
〒952-1562　新潟県佐渡市相川三町目浜町 18　－1
電話　0259 －74 －2215
印刷・製本　有限会社不二出版